

令和3年第3回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（9月7日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 一般質問	6
広 田 勉 議員	6
コロナ対策は	
東中の件	
廃漁船の放置の件について	
固定資産について	
清算事務の件	
（安田健康増進課長、高城農林水産課長、高岡町長、 尚学校教育課長、中村税務課長、福耕地課長）	
是 枝 孝太郎 議員	28
国庫補助金について	
高度医療振興について	
学校教育振興について	
（政田総務課長、高岡町長、尚学校教育課長、福教育長）	
宮之原 順 子 議員	38
生理の貧困問題について	
子宮頸がんHPVワクチンについて	
記念植樹帯について	
（保久介護福祉課長、尚学校教育課長、茂岡社会教育課長、 安田健康増進課長、村上企画課長）	
竹 山 成 浩 議員	42
新型コロナウイルス感染拡大防止について	
悪天候による欠航や抜港について	

町民体育祭の日程について

(安田健康増進課長、高岡町長、尚学校教育課長、
高城農林水産課長、茂岡社会教育課長、福教育長)

植 木 厚 吉 議員 54

登録地域との交流促進を

コロナウイルスについて

(村上企画課長、高岡町長、政田総務課長、安田健康増進課長)

福 岡 兵八郎 議員 64

新型コロナ対策について

北部振興関連について

農業振興について

(安田健康増進課長、保久介護福祉課長、清瀬地域営業課長、
高岡町長、高城農林水産課長、村上企画課長、芝花徳支所長)

1. 散 会 78

第2号(9月8日)(水曜日)

1. 開 議 82

1. 日程第 1 一般質問 82

勇 元 勝 雄 議員 82

子育て支援について

コロナ対策について

光ケーブルについて

公用車の管理状況について

みのり館について

(安田健康増進課長、高岡町長、政田総務課長、村上企画課長、
芝花徳支所長、清瀬地域営業課長、高城農林水産課長、
尚学校教育課長、保久介護福祉課長、福教育長)

松 田 太 志 議員 98

コロナウイルスによる地域経済の変化による今後の行政のあり方
について

(政田総務課長、高城農林水産課長、保久介護福祉課長、
尚学校教育課長、高岡町長)

1. 日程第 2 議案第 76号 徳之島町6次産業化推進支援施設設置条例の制

			定について	103
1. 日程第 3	議案第 77号	徳之島町公の施設における指定管理者の指定の 手続等に関する条例の一部を改正する条例につ いて	104	
1. 日程第 4	議案第 78号	過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	105	
1. 日程第 5	議案第 79号	工事請負変更契約の締結について（令和2年度 亀津幹線管路築造工事（7工区））	106	
1. 日程第 6	議案第 80号	物品購入契約の締結について（令和3年度徳之 島町役場新庁舎備品購入（2工区））	107	
1. 日程第 7	議案第 81号	物品購入契約の締結について（令和3年度徳之 島町役場新庁舎備品購入（6工区））	109	
1. 日程第 8	議案第 82号	物品購入契約の締結について（令和3年度徳之 島町役場新庁舎備品購入（7工区））	110	
1. 日程第 9	議案第 83号	財産の無償譲渡について	111	
1. 日程第 10	議案第 84号	令和3年度一般会計補正予算（第4号）につい て	114	
1. 日程第 11	議案第 85号	令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）について	128	
1. 日程第 12	議案第 86号	令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）について	129	
1. 日程第 13	議案第 87号	令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）について	130	
1. 日程第 14	議案第 88号	令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）について	131	
1. 日程第 15	議案第 89号	令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）について	132	
1. 日程第 16	議案第 90号	令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）に ついて	133	
1. 日程第 17	議案第 91号	令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定につい て	134	
1. 日程第 18	議案第 92号	令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	134	

1. 日程第 19	議案第 93号	令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	134
1. 日程第 20	議案第 94号	令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	134
1. 日程第 21	議案第 95号	令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	134
1. 日程第 22	議案第 96号	令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	134
1. 日程第 23	議案第 97号	令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	134
1. 日程第 24	報告第 3号	令和2年度健全化判断比率	138
1. 日程第 25	報告第 4号	令和2年度資金不足比率	138
1. 散 会			139

第3号（9月16日）（木曜日）

1. 開 議			143
1. 日程第 1	議案第 91号	令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 2	議案第 92号	令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 3	議案第 93号	令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 4	議案第 94号	令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 5	議案第 95号	令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 6	議案第 96号	令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 7	議案第 97号	令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	143
1. 日程第 8	議案第 98号	工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（2工区））	147

1. 日程第 9	議案第 99号	工事請負契約の締結について（令和3年度生活 基盤施設耐震化等交付金事業（3工区））	148
1. 日程第 10	議案第 100号	給食配送車購入契約の締結について	150
1. 日程第 11	発議第 4号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税 財源の充実を求める意見書	151
1. 日程第 12	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	...	153
1. 閉 会		154

令和3年第3回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和3年第3回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和3年9月7日開会～令和3年9月16日閉会 会期10日間

月	日	曜日	会議別	日程
9	7	火	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（広田・是枝・宮之原・竹山・植木・福岡）6名
	8	水	本会議	○一般質問（勇元・松田）2名 ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○令和2年度決算上程 （特別委員会設置、付託） ○報告
	9	木	休 会	
	10	金	休 会	
	11	土	休 会	
	12	日	休 会	
	13	月	委員会	○現地視察 ○決算審査特別委員会
	14	火	委員会	○決算審査特別委員会
	15	水	委員会	○決算審査特別委員会
	16	木	本会議	○委員長報告 ○議案審議 ○発議 ○閉会

令和3年第3回徳之島町議会定例会

第1日

令和3年9月7日

令和3年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和3年9月7日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

広田 勉 議員

是枝孝太郎 議員

宮之原順子 議員

竹山 成浩 議員

植木 厚吉 議員

福岡兵八郎 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（1名）

12番 木原良治君

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 次長 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	政田正武君
企画課長	村上和代君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	水野毅君	水道課長	清山勝志君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから令和3年第3回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番竹山成浩議員、11番広田勉議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの10日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

9月2日、議会運営委員会を開催しました。

また、監査委員から令和3年8月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思ひます。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、要点のみを報告したいと思います。

まず、6月16日から6月18日、一般社団法人全国自治協会評議員会テレビ会議に出席、全国町村会政務調査会テレビ会議に出席、鹿児島県特産品協会令和3年度通常総会に出席、鹿児島県町村会6月理事会に出席、令和3年度鹿児島県開発促進協議会総会に出席しております。

6月28日、鹿児島県市町村振興協会令和3年度定時評議員会に出席。

7月1日、全国町村会理事会に東京へ出張しております。

7月8日から7月9日、第135回鹿児島県町村会臨時総会及び新役員の挨拶回りに出席しております。

7月15日から7月16日、全国自治協会評議員会、全国町村会理事会、一般社団法人鹿児島治山林道協会第9回定時総会に出席しております。

7月26日から7月27日、大島郡町村会市町村長会に出席しております。ここに赤羽大臣行政視察とありますが、これは中止となっております。

8月2日から8月6日、令和3年度離島行政懇談会、令和3年度第1回総合事務組合議会臨時会に出席しており、その折に、県の離島を除く町村への挨拶回りをしております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第5、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許します。

○11番（広田 勉君）

おはようございます。

令和3年9月議会最初の質問者として、11番広田が提出してある5項目について順次お尋ねいたします。

今、時世は、アベマスクから自宅療養政策まで、2人目の総理が辞任せざるを得ない状況下で、菅総理においては、あるコメンテーターが、ギャグづくりに専念しますので、お笑い芸人

を辞めますという宣言をした芸人状態であると、辞任の意味が全く分からんと言っておりましたが、オリンピックの前は4,000人台の自宅療養者が9月1日現在には13万人になったと報道があります。自宅療養と称してはいるが、自宅放棄というふうには見られないと。

まず、1項目めの新型コロナウイルスについてであります。さきの議会からいろいろ質問が出てきているが、あまりにも個人のプライバシー保護を重視し、情報開示が少な過ぎるんじゃないかならうかと。保健所を通さないと前に進まない治療体制など、収束のめどさえ立たない今日の今日の新型コロナウイルス騒動ですが、国民、町民は収束のめどさえ立たない今日の自粛生活をいつまで強いられるのかと不安が募っています。

その中でも、自治体職員のコロナ感染公表は、鹿児島県は与論町以外は全て公表しているようですが、どこまで町にも情報が開示されているか、私たちにも分からない。

前回のときに比べて、今回は感染力が強くなるが、これはデルタ株なのか。次の株もぼちぼち出てきている様子があるんだけど、いかがなものでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

感染力が強いのかわかりませんが、前回より感染者は増えています。前は12月から5月まで61人でしたが、今回は8月と9月で既に116人の感染が確認されています。

また、県内での直近のスクリーニング検査においても、デルタ株が9割以上を占めており、前回よりも感染者が多くなっている状況です。

以上です。

○11番（広田 勉君）

このデルタ株はインドで出始めてから、これはもう大変なことになるというふうなことで、みんな対策を打ち出しておったんですけども、このデルタ株に、デルタ株だけじゃないと思うんだけど、恐らくこれしか来ないだろうと思っていただけど、どのような対策を考えておったのかと。したのかと。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

デルタ株だからどういう感染とか、感染の対策はなく、通常の感染対策で十分していただければいいというふうに国のほうでも通達していますので、そのようにしております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

通常の対策でいいという、その通常というのはどういったことだったでしょう。

○健康増進課長（安田 敦君）

感染防止の3つの基本として、距離の確保、マスクの着用、手洗い消毒。換気の悪い密閉空

間、多数が集まる密集場所、身近で会話をする密接場所を避ける。発熱または風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養すること、店舗等を利用する場合はガイドラインやステッカー掲示施設を利用する。最後に、新型コロナは誰もが感染し得る病気であり、感染に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないようにということです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

去年の2月頃、私も東京へちょっと行きましたけれども、あの頃からだんだんだんだんマスクがなくなってきて、それで一生懸命マスク探し皆さんして、それから最近、今度はマスクのさらに進化したマスクが出だしたりしていますので、非常にいいなと思いますけれども、これは我々議員だけじゃないかなと思うんですけれども、向井県議のほうから送られてきた今年度の鹿児島県の当初予算の要点という冊子でございますけれども、この中に、医療提供体制の確保、感染拡大防止対策等に当初予算として県は283億2,000万円、一応組んでありますというふうなことを書いてありますけれども、その中身のほうはいろいろあるんですけれども、軽症者等のための宿泊施設確保、そして救急医療体制確保の予算等などであります。

いろいろ県も当初予算からずっといろいろ組んでおりますし、役場も当初予算から組んであるはずだけど、今回の感染は水際対策に、今回の場合だけですよ、少し油断があったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今年の5月に我々議員の研修がありました。私も鹿児島行きました。しかし、島へ来たらもう家へ帰らずにそのまま花徳で一人で2週間ぐらい過ごしたんですけれども、また、うちの娘なんかも、旦那が沖縄に試験受けに行ったもんだから、家族全部亀津に来て1週間ぐらいおったと。それぞれ全部、個々はいろんな対策というんかな、予防というか、そういったことはしておるんですけど、それが今回、このようなすごい発生率になったというのがありますけれども、水際対策に少し問題がなかったかなと思いますけど、いかがなものでしょう。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、水際対策については、今できる対策として検温を実施していますが、確かに弱い面があるかと思いますが、まだほかに何かできることがないか、一応検討しているところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

とにかく、もともとは菌は島にはないし、どっかから持ってこないとなないわけなんです。どうしても、広げないという方策はそれぞれのあれもあるんだけど、しかし、やっぱりこう長く続くと、それぞれ生活もしなくちゃいけないし、ただ自粛・警戒せよというだけであっては、

例えば手々集落において、恐らくまだ出ていないと、それは分かりやせんけど、出ていないところはずっと家に籠もって自粛生活をせざるを得ないとか、そうじゃなくて、やっぱりある程度はこの集落ぐらいいに出たとかそういった情報は欲しいなど。そうしたら、少し警戒して行かないとか、自粛するとか、そういった生活をできんもんかなと。誰それってでは言わんでいいんだけど、大体どの辺で出ていると。徳之島町で何名ですという、どうもあおっているようだけで、何の効果も自粛も何もないような感じがするんだけどね。どこそこの集落で発生しますという、慌ててそこにはちょっと行かないようにしようとか、みんなで自粛するんですよ。ちょっと情報開示がいかげなもんかなと。それは県の方針もあって、特に鹿児島県のほうは情報開示が少ないと。ましてや、先ほど言うたように、自宅療養なんていうのは、保健所がずっと連絡を取るらしいんだけど、もう最近になってからは、濃厚接触者も当たらないと、探さないというふうな。それはそうですよ。もう保健所というのは数限られた人数しかいないのに、業務がものすごく多くなって大変な事態になっているのに、それぞれはそれぞれでまたいろいろ警戒しておるので、特に中傷どうのこうのもあるかしらんけど、それ以上にもう少し情報開示が必要じゃないかなと思うんだけど、どんなものでしょう。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

情報開示について、保健所のほうからは、年代、性別、人数の情報等しかなく、氏名等がこちらのほうには情報として入ってこないの、集落名とかそういうことも発表できる状態にはありません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

私もだろうと思うんですね。それで、しかし、やっぱり警戒せえ、警戒せえだけじゃあ、そのうちに全部なくなるんじゃないかなという心配があるわけよね。どういうふうにして警戒させるかって、もうやっぱりいろいろ考えざるを得ないんじゃないかなと。ただ徳之島町何名、伊仙町何名と、ぼつぼつ出てきよるけど、これは何でぼつぼつ出てくるのか。まだ濃厚接触者がいっぱいおって検査をずっとやっておるのか、やっていないのかとか、そういうこととかいろいろぼつぼつ出てくると何でだろうかと、何でこんなに出てくるんだろうかというふうにするのが一つと、もう一つは、やっぱり我々は2回注射を受けているから大丈夫だろうというふうに思っておるんやけど、PCR検査をしたら陰性だったのに、翌日にまた熱が出てきて陽性になるとか、じゃあその陰性のときにあっちこっちにまたうつす可能性があるわけよね。これはもう大変なあれですので、その辺のことなんかはどうされているのかなというふうにするんですけどね。どう指導されているのかどうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

先ほども答弁したとおりですが、個人情報で氏名とかがなく、端的に言えば、病院とかに入院されている方が今回クラスター出たんですけれども、誰々が出たという情報がなく、それについては、人数などについては詳細は町では把握していないところであります。

ただ、2回、今回2回、1回目陰性で2回目に陽性になった方が町のほうで22名います。ですので、1回目陰性だからといってずっと陰性のままであるわけではないというのが特徴的に表れている状態であると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今日この資料いただいたんですけれども、60代、70代、80代で、この中で22名も2回打ってあったと（「いや」と呼ぶ者あり）それは違うの。

○健康増進課長（安田 敦君）

2回接種しているかどうかについては情報はあるんですけれども、このかかった方が2回打っていたかどうかということまでは把握できていません。今言った22人というのは、1回目PCRとかPCRを検査したところ陰性だったんですけれども、数日後に発症して2回目で陽性になったという人が22名いたということです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

やっぱりそこが一番大事なんだけどね。2回打ったから大丈夫だとか、九十何%大丈夫、八十何%大丈夫だとか、いろいろデータが出てきていますよね。今、高齢者が22名というのと、え、こんなに率が悪いのかなと。半分は、45%の注射のデータもありはするんだけど、やっぱりこれも少しは、80代の女性が陽性出てきたとかいうお話聞いたときに、あれ、注射していなかったのかなというふうな考えをしたりいろいろするわけですよね。注射してもじゃあ効かなかったのかなと。大体四十何%のしか効かないというデータもあるから、2人に1人は大体注射しても効かないと、抗体が出ないというふうなことは、それは分かりはするんだけど、島では大体どんなもんだろうかと。それで、2回打っているから俺は絶対大丈夫というふうな自信を持っておるんだけど、本当に大丈夫なのかどうか、それは抗体検査していないから分らんけど、そういうデータも少し必要じゃないかな。

○健康増進課長（安田 敦君）

もう一回確認しておきますが、22名は2回打った人じゃなくて、2回目、1回検査して2回目で発症が確認された人が22名で、2回打った人が何人出ているのかとかそういう人数については把握できていないところなんですけれども、なるべく情報開示してもらおうようお願いして、人数等についても分かるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この間のニュースで、ハワイのほうで大体一日1桁台しかずっと出ていなかったんだよね。それで、一応観光客を全部受け入れ出した。そうしたら、3桁台に、100人、200人の感染の数になってきて、これはもう大変だと。もう一回ロックダウンせんといかんのじゃなかろうかと。3回目の。これはもう島民はもう嫌だと言うてるわけよね、そういうの。しかし、いよいよそのデータを見ると、ハワイの2回目の受診率が60%しかない。アメリカだからもうもっといっているだろうと我々は思うんだけど、60%台というふうになっているわけよね。だから、結構打っていない人たちにかかっているんじゃないかなというふうな感じもするんだけど、しかし、やっぱり打っている人は打っている人なりの生活の仕方、打っていない人は打っていない人の仕方があると思うんです。抗体を持っているか持っていないかとか、そういう検査したり、いろいろ。これ、収束はまだ分からないでしょう、いつ頃になるか。だから、いつまでというのはなかなか分からんから、生活がこれ大変なことになっているんですよ。だから、今、尾身会長さんなんかも、収束したときのあれをずっと今策定しているみたいだけど、いつ頃そうなるんかがよう分からないうちにそれをしたって意味ないんだけど、しかし、今打っている人たちがかかるのが重症化しない、そういったことがいろいろありますので、そういう人たちはそういう人たちなりの生活の仕方があると思うんです。だから、そういうことを提示すべきじゃないかなと思うんだけど、今言われた高齢者がかかった、これだけの方々が高齢者はかかっていますので、あなたは2回しましたか、しませんでしたか、それぐらいはやっぱり恐らく保健所は聞いているはずなんです。それで、そういうデータも全部送って、2回しても何%の人はもうかかりますよというふうにしておかないといかんのじゃないかなと思うんですけどね。だから、そういうのも情報としてはやっぱりもらうべきじゃないかなと思うんですけどね。

○健康増進課長（安田 敦君）

今回に関しては、病院のほうからも情報等をもらえるようお願いして、また、もらえた場合には議会のほうにも報告、次回の議会でも報告していきたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

一応、病院でクラスターが起こったある鹿児島県の病院なんかは全部、全部じゃないとは思っているんだけど、ある程度開示して、次の病院にクラスターが起きないように全部開示してあるわけよね。それがずっと新聞に載っておりましたけど、やっぱりそういうふうにして隠さずに開示しながらみんなで対策していかない限り、個人どうのこうのだけを重視してあれしておく前に進まないんじゃないかなと私は思うんですけどね。ましてや、保健所が中心となってやっている業務ですので、これは保健所の人たちはこれ、保健所はだって全員でやっているわけじゃな

いはずなんですよ、担当それぞれあるもので。これはとてもじゃないけど、これ、最初からこれは無理だなと私は思ったんだけどね。医療部だけでも大変なのに。

そういったことで、ほかの人たちもいろいろ質問されていますので、私だけがしたらいかんと思いますので、このぐらいにしておきますけど、これも分からないって言うたよな。とにかく、大胆な言い方をすると、日本は我々に学べと、あのインドが言うてたという記事をちょっと見たんですけど、一時期50万人ぐらいの感染者が出ておったあのインドで、今は大体3万人台にもものすごく激減しているんですよ。それはなぜかという、やっぱり抗体を持った人がいっぱいおられるから減ったと。日本でもやっぱり抗体のあれもすべきじゃないかなと。注射がまだ日本の場合は打っていないし、あれですのでね。しかし、抗体があると激減するということがインドのこれを見ても分かることですので、やっぱりこの辺も少し、これは国がすべきことだけど、町も併せていろいろやれるものはやらなきゃいけないというふうに思います。

次に、8月13日付の奄美新聞に、臨時議会の次の日のね、新型コロナ対応地方創生臨時交付金による島業振興、タイヤショベルとユンボを各1機購入と。これを読んだ人から、あっちこっちから、タイヤショベルとユンボでどのようにしてコロナ対策を予防されるのかと問合せが来たんだけど、私も同じ疑問を持っているもんだから答えられないわけよね。これはどういうふうに答えるんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、誤解を招かないようにしていただきたいのですが、本件については、現状のコロナ予防とは答弁をしたことはございません。前回の議会において、アフターコロナ対策として、農業従事者の所得向上に向けての対策ということで答弁した次第であると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

コロナ対策とは全然別というふうに考えていいわけですね。

○農林水産課長（高城博也君）

アフターコロナであります。要するに、コロナ緩和が進んでいって、終息までは行かなくても、そのときに向けての先行的導入であります。タイヤショベル・ユンボの導入は、新型コロナウイルス感染症により、農業従事者の影響を緩和すべく、生産性向上のための土づくりに関わるコストの低減を目的として、堆肥生産の現場の設備強化を行い、農家所得向上のための環境保全型、また、有機農業推進、強固な基盤整備と経営の安定を図ることを目的としております。

事業予算化につきましては、事前に町長から、去年のクラスター発生時のことも念頭に入れておくようにというふうな条件付きの予算化というふうな形で指示もありました。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その必要性はよう分かります。必要じゃないと言っているわけじゃないのよ。その対策がいいものかね。今、これをする必要があるの無いの。

○農林水産課長（高城博也君）

予算化した時期を考慮していただきたいと思います。予算化した時期が当初ステージ2の段階でありました。2の段階で事業予算化をしていただいて、臨時議会のほうで補正予算となったと考えておりますけれども。

○11番（広田 勉君）

どうのこうのじゃなくて、これをじゃあ使うんですよね。変わらんですよね。

○町長（高岡秀規君）

補足いたします。

この事業はしっかりと実行してまいります。今、課長のほうからお話があったように、第3次の臨時交付金につきましては、アフターコロナメインで予算を計画いたしました。当初は、これほど全国的に広がるということも政府も考えていなかっただろうというふうに考えております。第3次臨時交付金につきましては、アフターコロナを見据えて、新しい生活様式についての事業というものが主な目的であったらというふうに考えております。

しかしながら、急遽な感染者に対して事業を行わざるを得ない場合は、条件つきで今、高城課長とお話ししたように、もし仮に感染者が急に出たときは予算の編成も含めますよということで話をして、今回の8月12日の補正予算に載せています。

○11番（広田 勉君）

だから、今、政府のあれでも、次の収束した次のどうのこうのということをどうも協議しているみたいだけど、それを発すると、どうも緩みがちになると、どうなのか、非常に懸念しているわけよね。やっぱりもうちょっとこれだけ発生したんだから、だから、この次もあるかも。ないと思っているわけ。あると思っているわけ。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

あるとかないとか、その予測は非常につかないと思っております。農林水産課所管の農家、農林水産業を考える上では、次のことを考えて、また、現在の農家・漁業者の安定した経営を維持していくことがまず大切だと思っております。

昨年度、ちなみに、サトウキビ、バレイショ等はある程度の価格、また豊作、収量が上がって豊作となっております。しかし、今後、それがこのまま続くかどうかは非常に厳しいものがあると思います。ましてや、畜産に関しましても、本町においては生産牛がメインであります。

これが肥育牛として出荷されるのは2年後であります。このときになって消費の停滞が、消費の下落が落ちると、非常に農家の痛手は莫大なものになると考えております。そのためにもコストで、地元でできる消費とかに左右されない地元のコスト低減は努力して図っていく必要があると思ひまして、これまで施策等で事業予算化をしております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

予算化するのはいいよ。今、私も大原のほうでキビを作っていますけど、毎日イノシシが来て食べております。恐らく、12月頃にはほぼ数えるぐらいしかなくなるんじゃないかなど。わなも仕掛けてあるけど、なかなか捕れない。そういう状況であるんだけど、それよりも私はコロナのほうが優先と思っている。GoToキャンペーンをやっただけでこれだけ広がったというふうに思っていますのでね。だから、そういったことを考えると、何が優先かどうのこうのをやっぱり考える必要があると思うんです。

○町長（高岡秀規君）

コロナを優先しないということを一言も言った覚えはありませんし、今回、感染者が出たことによって優先的に緊急的にコロナ対策をするということでもあります。

今、高城課長が事業として上げたのは、アフターコロナのということで、7月の上旬に計画を出すというタイムスケジュールの中で、いろんな要項を鑑みながらアイデアを出した結果であります。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、どうしても買うというふうに捉えていいですね。

○農林水産課長（高城博也君）

これは町長並びに町財政当局と話し合いの中でになると思ひますけれども、現段階では予算は既に通っておりますので、所管する農林水産課としては事業を進行していく予定であります。

これをやらないと、事前に申し上げたいのは、堆肥が価格は、多少は値上げしないと、生産する現場では非常に大変なことになっておりますので、これについては、議員さんの中には現場に行って施設等も調査した方もいらっしゃると思ひますので、そこら辺はご理解いただきたいと思ひます。

○11番（広田 勉君）

いろんな人たちがコロナ対策でこれをしたの、ああしたのって、この中でも出てきておるんです。我々も簡単に検査できるシステムにしていきたいとか、いろいろな自粛だけ頼んで、マスクなんかも高性能のマスクを買ってきてみんなに配ればいいわけです。そういうことをしないのかなど。それはもう6番目になりますけど、そういうふうないろんなそういう対策をもっとしてほしいと言うているんです。いかがでしょう。

○町長（高岡秀規君）

何度も答弁しておりますが、コロナの緊急のを優先的に行いまして、今回のタイヤショベル等につきましては、アフターコロナということで事業はやりますが、優先順位というのは緊急のコロナ対策になるということを何度も説明したつもりであります。

○11番（広田 勉君）

ただ、町民のほうはもっと手洗い・うがい・マスクしましょうだけでなく、そういうのやったら高性能のマスクを配れとか、消毒液を配れとか、そういうものも望んでいるわけよ。そういうことはせずにしておって、手洗い・うがい・マスク、皆さん、自粛しましょう、それしか言わないがね。もうちょっと目に見える、言うんだったら言うなりの行動も示してほしいと。だから、ほかの人たちもこういう機器を入れたらどうですかとかいろいろ提案されているんです。みんなそう思っているのよ。優先順位がどうのこうのじゃなくて、やっぱりその政策よ。そういう金があるかないかよ。予算があるかないか。第1回目の、1回目というのは失礼になるんだけど、最初に送った者は徳之島からみんな鹿児島へ行かれたけれども、病院には行かずホテルにおったという話も聞いているわけよ。その内容はよう分からんけどね。それやったら徳之島のホテルでいいんやないのと、そのときは思ったりしたわけ。だから、そういうふうな対策を前もってするとかいろいろ考えて、そういう予算を使ってしない限り、アフターコロナだからどうのこうのじゃないのよ。何もそういうアフターコロナがあってもそういう予算をこっちに持ってきてしていただきたいというのが町民の願いじゃないかと私は思っていますけどね。

○町長（高岡秀規君）

具体的に何をするかというものは、皆さん方の意見を聞きながら、町民の意見を聞きながらやるということでありますので、ただ、手洗いとかそういったものは基礎になりますから、それはしっかりとやっていただいて、それによって何が必要かということは、今後皆さんと協議をしながら進めていくことになると思います。

○11番（広田 勉君）

これだけ発生して、皆さんのお話を聞いてからとかそうじゃなくて、むしろあの予算をコロナに持ってくるぐらいの対策が必要じゃないかと私は思っているだけなんよ。そして、徳之島は絶対完璧なマスクを全員に配るとか、そういうふうにしてごらん。それならばやらんかも分からんよ、もしかしたら。クラスターはないかも分からん。それは分かりやせんよ、やってみないと。しかし、それぐらいの対策を打ち出して、これはアフターコロナの予算だから、それはそれでいいと。むしろ、その予算もコロナ予算に使うぐらいのものじゃないと。この中でクラスターを起こしてこれは人口割にすると大変な、喜界島には負けるけど、大変な率ですよ。

○町長（高岡秀規君）

皆さんの意見を聞くということは、町民の意見を聞くということですから、議員もおっしゃるように、町民の意見はこうだということでも聞いてくださいという話だったと思います。しっかりと皆さんの意見を聞きながら優先順位を決めていきたいというふうに思いますし、今後のアフターコロナの予算につきましては、今後、優先順位の中でこの予算をどういった形で消化していくのかということは協議して決めることになると思います。

○11番（広田 勉君）

やっぱり覚悟が少し足りないんじゃないかと私は思っているんです。他町村はどういうふうにされているとか、いろいろ調べておられますか。

○町長（高岡秀規君）

今、徳之島は、医療体制、緊急なクラスターが発生したということで、他町村よりも危機感を持たなければいけないというふうに考えております。マスクの徹底でも感染は今起こっている状況にありますから、今後、臨時交付金をいかに有効に意味のある使い方をするかについては、様々な分野からの意見を聴取しながら、しっかりと予算を組むことになると思います。

○11番（広田 勉君）

私があんまり質疑し過ぎるとほかの方が困るので、私はこれぐらいにしておきますけれども、一番の願いは、アフターコロナ予算だからタイヤショベル買っていいと、そういうもんじゃなくて、コロナが大変だから、その予算も持ってきて使うぐらいの危機感を持っていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、東天城中学校の新築に関する件ですけれども、基本設計に1,100万円の予算がついたけど、その後、どういうふうな動きをされているのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

6月議会でも竹山議員から質問があり、お答えしましたが、今年度、令和3年6月24日に基本設計の入札を行いました。そして、今度の9月議会で一応耐力度調査の予算を計上させていただいております。そして来年度、当初予算に計上して4月に実施設計を、その後、12月ぐらいから工事のほうに取りかかれたらと考えております。

○11番（広田 勉君）

今、大体、日本での学校施設は約7割が老朽化されているというふうにデータがあるんですけども、令和時代にふさわしい施設に生まれ変わると。いろんな小中高一貫とかいろいろもうありますんですけども、学校施設を取り巻く環境は大きく転換しているというふうに思います。

ただ、昭和33年、あの東中ができた当時、大体四角い物をつくれれば教室だというふうな時代

とは全然違うわけよね。いろんな時代の変化や教育内容の多様化に対応した、しかも高度化した高機能を図ると。さらに今回はポストコロナの新しい生活様式をも踏まえながらさらにしなくちゃいけないと。豊かで快適な学習指導環境をきちんとして整えて、東天城中学校をモデルにしてもらいたいなど。

何回も言うんですけども、亀津中学校の基本設計は710万予算化されておった。東天城中学校は1,100万ですよ。ものすごいいろんなこういうのが多様化のあれに対応するためのあれだと私は思っておりますので、本当にモデル学校にさせていただきたいなど。そのためには、ただ基本設計を出して、はい、本設計へ入ってください。そして、はい、じゃあつくりますよ。それだけじゃあ駄目と思うんだよね。場所。とにかく児童生徒の成長を支え得る場にふさわしい環境づくりの場のほうとして考えていただきたいと。もうそれぐらい思いがあるわけ。

なぜかという、母間中と花徳中が合併して東天城中学校になりましたけれども、聞くところによると亀津中もそうだったらしいけど、田んぼなもんだから水が全然引かないわけよね。だから、創立当時の先輩方はほとんど砂運び。特に東天城中学校なんかは浜から体育の時間は砂運びで運動場づくり、これが体育の時間だったんです。たった川1つを越せんかったがためにそういうことになったと私は思っておりますけど、とにかく今の運動場にしても、もしあれを使うんやったらもうちょっとかさ上げするというふうな検討もやっぱり必要じゃないかなというふうに思ったりするんやけど、まだ特に山中学校なんかもどうするのかは分かりませんが、全然話も出てこないんだけど、それは当然聞いていないから要らんけど、まず、東中を日本のモデルみたいなものにしてもらいたいなど思っておりますので、課長。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、本当に広田議員がおっしゃったように、東天城中学校は本当にこれからの学校のモデルになるように進めていきたいと思っております。実際に今、文科省のほうからも、新しい時代の学びを支える安全安心な教育環境の実現ということで、令和時代の学校施設のスタンダードということで一応昨年度から始まって、今年度もまた予算がついております。それによりますと、新しい生活様式を踏まえて、健やかに学習生活ができる環境の整備ということで、空調設備の設置、またトイレの洋式化とか、あとバリアフリー化、また個別支援学級の整備など、対応に当たってこれからもアフターコロナを見据えた児童生徒の学びの場を提供できるように考えておりますし、実際、教室においても密を避けた学習の場とかも提供できるように考えておりますので、これからまたいろいろ話合いを持って東中建設を進めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

できるかできんかは、それは分かりはせんけれども、政府が進める国土強靱化5か年加速化

対策の中でも、学校施設は重要インフラとして指定されており、構造体のさらなる耐震化とともに、空調や自家発電設備、多目的トイレやマンホール、非常時の通信手段の確保など、ライフラインを維持する設備の投入が急がれているところだと。そして、政府にしてもいろんなことを考えておるみたいですので、そういったものも全部取り入れたりいろいろして、最高の学校をつくって、70年前のあれを見返してほしいなど。先人を。そういうふうに思っていますので、課長、頑張ってください。

○学校教育課長（尚 康典君）

ありがとうございます。本当に今、広田議員がおっしゃったように、これからの時代の本当ICTも兼ね備えた学校に施設等も充実させて、児童生徒がどんどん学びをできるような環境づくりを目指して頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○11番（広田 勉君）

次に参ります。廃漁船の放置の件についてでございますんですけども、漁港として本町に登録されているところは何か所なのか。そしてまた、登録される漁船は何そうぐらいあるもんか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町が有し、農林水産課が所管する漁港は、手々、山、花徳、花時名、下久志、井之川、亀津の7漁港であります。また、徳之島漁協の本町で登録のある漁船は53隻。ちなみに、参考といたしまして、母間港湾大当、南川漁港は町建設課が管理しており、亀徳港湾、亀徳漁港等の広い範囲にわたっては県建設課が所管しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

以前は漁協の横とかいろいろ廃船がいっぱいあったんだけど、廃船かどうかは、それはただ陸上げしているふうでだったか、それは分かりはしませんけどね。それで、漁協長が代わった頃からかなと思うんだけど、もうほとんどきれいになっておるわけですが、今、まだ少し若干あっちこち残っているんじゃないかなというふうに思ったんだけど、どのような指導をなされているのか。

○農林水産課長（高城博也君）

漁船の放置等にどのような指導をしているかということについてでありますけれども、お答えいたします。

現在、地元住民や漁港利用者などのほうから連絡があつて、これらの方々から撤去要望等があった場合、さらには漁港の利用に著しい影響が生じると判断できる場合に、漁港管理条例第12条に基づいて、所有者への撤去通知を発出することとしております。ちなみに、過去5年間

でありますけれども、1回程度でというふうになっているようであります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

亀津新港の裏の、裏って言うんかな、あれは。たまり場がありましたでしょう。港の後ろの向こうにも結構いっぱい船があったんだけど、最近きれいに整備大分されて、しかもごみなんかも前いっぱい落ちておったんだけど、今は全部それも掃除されて非常にきれいになっておりはします。しかし、ちょっと向こうへ行って、今度は亀徳の漁港もちょっと見たんだけど、亀徳のほうも少し小さいのがあったりなかったりというふうな感じで、こういった放置されているこれは、主が処理せんといかんですよ。それを町が処分しなさいと言うわけですか。直してくれとか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

過去5年間に1回ということでありますけれども、まず、漁港利用者、要するに漁業者等によって支障が出る場合、やはり撤去通知を送るというふうな形になると思います。漁業をなりわいにしている方たちがいますので、それに支障を来してはいけないと考えておりますので、恐らくそういった場合に要望等があればそういうふうな形で口を出していくことだと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大分前であるんだけど、巡視船のあまみというのがあったんです、名瀬のほうに。それで、現役を引退したので処分せんといかんとなったら、それを与論の観光協会だかが引き受けて、それで沈めて、それをスキューバダイビングのポイントにしてずっと利用したりしておったんだけど、そういったものには使えないよね、今の廃漁船の島にあるやつなんかは。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

個人の所有物でありますので、そこら辺に関してはできないものと考えております。また、漁船の材質にもよると思います、それはですね。そういったものを、そういったこともありまして、個人の所有物については、現在のところ、行政としてはそういうふうな方向で検討はしておりません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今、廃船をずっと沈めて、そうすると、そこにいろいろあれが、海藻がついて、そしてそこに小さい魚が来て、また大きい魚が来てと。それをまたスキューバダイビングで見るというふうなことをずっとされておりますので、最近のはなかなか腐れないプラスチックか何かの材料

できているのが多いですので、少しでも有効利用の方向を考えて提案なんかを町がしたらどうかなというふうに思っていますけど。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

魚礁の有効利用については、担当と漁協等の話合いの中で、奄振利用を活用した魚礁が予算計上され、本年進めているところであります。そういったこともあり、魚礁に関してはそういった事業等も利用していくというふうな考えでおります。

また、有効利用については、現在、新規就業者の育成・確保のため、使用可能ではないかと思われる漁船について、船主等に話をし、リース代等の手続等、それに関わるものに関して助成等を考慮に入れ、漁船の借入れを円滑に進める計画を現在検討しているところであります。

今後、活用できる事業が新規事業としてあれば、比較検討できればと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

自然遺産にもなったので、今は大分きれいになっているんだけど、もう以前は物すごくいっぱい廃船があったわけですよ。大分片づけていただいたんだけど、もっともっと、みんな海を見ますので、自然の山も見に来るんだけど、島は海も見に来ますので、やっぱりきれいにしておかないといけないなというふうに思っております。

それと、禁漁期間の件なんですけれども、イセエビとか、禁猟期間のイノシシ、これの科学的根拠はどうなっているのかと。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

禁漁・禁猟等の科学的根拠は分かりませんが、正直言って。ただし、まず、禁漁のほうですけれども、資源保護の観点から説明いたしますと、イセエビの禁漁期間は鹿児島県漁業調整規則の第33条で5月1日から8月20日まで、34条では体長13センチメートル以下は年中採捕してはいけないと定められております。

また、禁漁期間につきましては、5月より産卵期に入ったイセエビを保護するために定められているというふうな、生態系の維持、自然保護の観点からそのようになっております。

次に、イノシシ等の狩猟についてですけれども、安全確保の観点から、農林作業の実施期間や、山や野原での見通しの利く落葉期等を勘案し、なおかつ、鳥獣の保護を図る観点から、鳥類の繁殖や渡りの時期を考慮した狩猟期間が猟区設定者において設定されています。

本町においても、イノシシの狩猟期間は例年11月15日から翌年3月15日となっております。また、狩猟についても、農作物への被害等を考慮し、狩猟期間以外においても、指定許可を受けた狩猟者において、有害鳥獣として捕獲駆除をお願いしているところであります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

産卵期間ということでイセエビは禁止されてもおると。それを決めているのは県の漁協ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

法令的には、鹿児島県の法令でそういうふうに定められております。それを基にしておりますのは、恐らく、現在持ち合わせてはおりませんけれども、法令によってそういうふうな形になっていると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

前回、日本全国一律学校休校というのがありましたよね。あれと一緒に、一律全部決めたらいけないと私は思うんですね。例えば、確かに鹿児島県は5月1日からだけれども、沖縄はそうじゃないのよね。これは9月2日の奄美の新聞で、これは9月4日のこれも奄美だね。これは宮崎のイセエビ。これは奄美のイセエビ。宮崎は9月1日から解禁なんです。奄美は7月21日かな、8月21か、8月20日に解禁と。というのは、需要の関係なんです。需要の関係で、名瀬のは例年並みの一日50キロ水揚げされていると。そして、1キロ当たりの最高価格は2,500円だと書いてあるんです。ここの宮崎のほうは、95.4キロが水揚げされて、1キロ当たり約6,000円前後で取引されていると。というのは、お盆、これは名瀬は旧盆だから、まだ送り盆の日だからいいんだけど、島の場合はもうお盆が終わっているわけよね。需要が減るといふ部分があって、5日だけでも前倒しができないかというふうな要望があったんです。だから、何月何日まで、8月20日までは絶対に駄目だというんじゃないくて、お盆前の15日からオーケーと。そうしたら、5日を移動ができないかと。沖縄と鹿児島県で大体一月ぐらいの差があるわけよね。一月かな。沖縄が7月31日、20日間の空白があるんだけど、沖縄は7月31日以降はオーケーなわけ。鹿児島県は今言うたように8月20日からオーケーなわけよね。たまたま我々徳之島は、鹿児島県になっているがゆえに8月20日以降じゃないと捕れないというふうに。しかし、地学的に見ると、鹿児島県というのはどこが基準なのかが分からんわけよね。いや、だから、科学的根拠はどこですかというのはそこなんです。むしろ、5日ぐらいは引き上げてもいいんじゃないかなと、要望して。そうすると、お盆の需要に間に合うと。少しでも今価格の問題もあるんだけど、あれが需要供給の部分があるので、5日ぐらい解禁日を奄美の場合は繰上げできないかという要望があったもんだから、そういうことを検討してもらえんかなと思っていろいろです。

○農林水産課長（高城博也君）

質問にお答えします。

まず、需要、資源保護の観点からすれば、今、自然遺産登録となっておりますので、自然保護の観点からいいますと、非常に消費動向に左右されるのは非常に危険な方向じゃないかなと考えております。

まず、それとまた、今年、先ほども申し上げたとおり、令和3年度、奄振事業にイセエビ、小魚等を対象にした魚礁を設置することになっておりますので、現在、製作中であります。

今後、イセエビ等の資源確保のために実証事業として実施していく方向でありますので、それを考慮に入れ、まず、資源保護をまず考えるべきじゃないかなと考えております。

鹿児島県のほうで規則として定められておりますので、それについては鹿児島県も恐らくそういう状況を踏まえた上で設定していると思いますので、今回持ち合わせておりませんが、今回問い合わせてそこら辺はお聞きしますけれども、方向としては資源保護をまず、こういうふうな徳之島自体が自然遺産登録になったわけでありまして、そこら辺を考えて施策として考えていく必要があるのではないかなと、担当所管の農林水産課としては考えております。

○11番（広田 勉君）

資源の保護で、皆さん、禁漁区というのはやっぱり決めてあるんですけども、その期間の問題です。本当にその期間でいいのかどうか。シユクという魚は旧の6月1日かな、必ず島に来るとか、もうすごいらしいんだけど、それと一緒に、そういうふうはこの時期までは大体お産が済んでいるとか、イセエビのね、いうふうな科学的根拠というんかな、そういうものがあるのかなのかというのがあって、そういうのがあればそれはしょうがないんだけど、しかし、沖縄が7月31日で禁漁区が終わるのに、鹿児島県は8月20日まで駄目だと。しかも徳之島は鹿児島県なもんだから8月20日まで駄目と。そういうふうな決め方というのはいかがなもんだろうかと。科学的であるかどうかよ。だから、今は漁協がものすごく違法のあれは取り締まってくれてみんな喜んでいまして、漁協の人たちは。乱捕りがされなくて済んでいるというふうなことは言ってるんだけど、この5日間をなぜ縮められないのかというふうな要望をぜひしていただきたいなど。沖縄県と鹿児島県の境目でありながら、なぜ鹿児島県のあれだけで準じるのか。地理的にいうと5日ぐらいはどうってことないと、私はそう思っているんです。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員の今の話も含めて持ち帰って、専門管轄である漁協等がそういう話があるのかどうか、また、今後そういうことが必要なのかどうかも含めて話を聞いてみたいと思います。

しかし、これだけはお分かりいただきたいと思います。5月より8月20日までというのは、鹿児島県が産卵期に入ったイセエビの産卵期であるということは生物的根拠でありますので、そこら辺は県のほうが認定し、法を条文化しているものでありますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

沖縄のエビは4月1日から7月31日まで、鹿児島のエビは5月1日から8月20日まで産卵しますよと。それで、宮崎は9月1日までお産しますよと。これ、科学的根拠、本当にあるのだから、5日間ぐらいは、ここの漁民のほうが、お盆のときに需要が結構あるからそれに間に合わせたいという人がいらっしゃるわけよ。じゃないと、今みたいにコロナでお店が閉まっていて、名瀬なんかは1キロ2,900円で漁協はなっているわけよね。だから、やっぱり今イセエビは1キロ5,000円ぐらいだろうという思いはあるわけ、島でも。だから、捕る人はやっぱり少しでも値が上がってほしい。まあ買う人は値が安いほうがいいことはいいけど、しかし、やっぱりその沖縄県のイセエビは4月1日から7月31日までお産して、鹿児島県の与論から上のイセエビは5月1日から8月20日までお産をすると。それは、これはイセエビに聞かんと分かりますけど、しかし、これはやっぱり科学的根拠は俺はないと思ってんのよ。だから、要望が多いと思うので、ぜひ検討、漁協とも話しながら、これは恐らくただ一線引いているだけ、線を引いているだけと思うのよ。こういうのはクリアして行って、少しでも町民の生活をよくするようなことをしてもらいたいなと思いますので、水産課長、検討事項に入れておいていただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時30分から再開します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

次は、4番目の固定資産についてでございますんですけども、固定資産のほうは評価委員会がいらっしゃったりいろいろして、3年置きに見直しがされるということなんですけれども、大分前になるんですけども、役場のOBの方から、全国的に土地価格が下がっておるのに、亀津地区の固定資産税はなぜ上がっているか質問してくれと、ずっと以前に言われて、これを聞いたことがあるんですけども、そのときの答弁が、ある一定額の標準額に達していないので、少しずつ達するまで上げていくという答弁だったんです。今年は私の固定資産が昨年度より7,200円下がってよかったなと思っているところなんですけれども、亀津地区の上げ止まりがなったのかならなかったのかお尋ねいたします。

○税務課長（中村俊也君）

お答えいたします。

ただいまの質問の亀津地区で評価額が上げ止まりになっているかいないかについてですけど、場所によって上げ止まりになっている場所もありますので、亀津地区限定での判断はなかなか難しいと思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、まだ上がっている箇所もあるということですね。恐らく、埋立てなんかも以前は坪30万ぐらいで売り買いずっとされておったので、評価額がものすごく上がると思うんです。昔、宮澤喜一総理時代、資産倍増というのを打ち出してもうみんな泣いたわけよ。金借りる人は資産が高ければいっぱい金借りられるけど、資産が倍になるとそれだけ税金を払わないといかんということで、非常に泣いた時代があったんだけど、そのときかどうかはよう分らんけど、なぜ一定額に満たなかったのか不思議でしょうがないんだけど、ずっと緩く取っておったのか分かりやせんけど、それと今日、資料を頂いたんだけど、総務省から今年の令和3年はコロナ関係で評価額が上がる場所は昨年の評価額で査定し、下げていいよと。上げなくていいと。評価額で下がる場所はそのまま下げてくださいと。そのような通達があるけどという質問を出したところに資料が来まして、ここにもいろいろ書いてあるんですけども、とにかく今年は固定資産が減るのかなと思ったけど、固定資産は、その減った分は国がまた補填するというふうに書いてありますので、固定資産税のほうは減らないというふうなことで、よかったなというふうに思っているんですけどね。それで、この通知をもう少し詳しくお願いいたします。

○税務課長（中村俊也君）

お答えいたします。

2番についてですけど、令和3年度の税制改正により、宅地等の負担調整措置について、令和3年から5年度まで現行の仕組みが継続されました。ただし、令和3年度に限り、新型コロナ感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の税負担に配慮する観点から、今年度標準課税と前年度標準課税を比較し、少ないほうを今年度標準課税とすることとなっております。令和4年度は通常どおり負担調整措置が講じられますので、多少上がる場所も出てくる可能性はあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

コロナで固定資産は上げずにいいというふうなことで、上げなかった分だけはまた国が補填するというので、それだけまた税務課のほうは仕事が増えるとは思うんですけども、ある知り合いから、鹿児島島の土地の件で、固定資産税を払いたくないから何とかこれはできないねと、あげてもいいよというふうな話がありまして、友達の不動産業者に頼んだけど、あっちこっち飛んで行って駄目だと、もらう人もいないというふうなことが来たんだけど、固定資産税

というのは、我々は役場から頂いているわけよね。あんたは幾らですよ。普通、年金とかどうのこうのは我々から頂戴と。頂戴と言うのはおかしいけど、これだけ年金をしないと来ないわけよ。固定資産税の場合は、あなたの場合は幾らですよと役場から来るわけ。これはずっと恐らく役場の中で計算していないと間違いが起こったりしますので、これは非常に慎重なことにならざるを得ないと思うんだけど、よっぽどのシステムがないと課税計算なんか大変だなというふうに思っています。

今、テレビのある弁護士事務所のコマーシャルで、手数料なしで借金の過払い金を査定してあげますとかいうふうなコマーシャルがあるんだけど、同じように固定資産税の過払い査定をする会社があるんです。それで、報酬額の半分を頂いて、全部本当の請求があるかないかを査定する会社があって、今、それがずっと鹿児島県とかいろいろあっちこっちあるんだけど、それで結構変動があるので、固定資産は。それを前年度もう簡単にするんじゃないかな。よう分かりやせん。結構過払いが多いらしい。それは我々みたいな小さいところはいいけど、ちょっと大きくパチンコ屋したりとかどうのこうのとかがいろいろ大きくやっている人たちは、今見直して過払い金を全部取り戻しているというふうなことがあるんですけど、本町は一生懸命計算していますよね。大丈夫ですよ。

○税務課長（中村俊也君）

お答えいたします。

税務課では、1年間で予定を組んで2名ぐらいで現地調査を行い、宅地においても家が建っていなかったら特例の小規模を外すとか、そういったことをするように現地調査を毎回行っているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

私が一番心配しているのは、前年度どおりでいいやというふうにして次々処理していくと、後でそういったところに過払い金を見られてやられる可能性があるから、しっかりそこは緊張を持って仕事をしていただきたいというふうに思っているんで、一応これを出しましたけどね。亀津もずっと私のところが固定資産少し下がったので少しほっとしているんですけども、ずっと評価額は下がってきているのに税金だけ上がっていくというふうなことは、やっぱり不公平感がどうしても出てきますので、なるべく早めに到達して、正常なあれにしていきたいというふうに思っておりますので、税務課の職員の御健闘を祈ります。

次に、清算事務の件ですけれども、これももう大分何回も出したりいろいろしているんですけども、事務完了の話はあんまり聞いたことがないのよね、徳之島町の場合は。これをずっと出さないとやっていないんじゃないかなという心配があるもんだから、川の床掃除と一緒にちょこちょこ出さないといかんのかなと思って出しているんですけども、清算事務の

流れというのかな、もうちょっと我々にも分かりやすく説明していただけませんか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

まず、進捗状況につきまして、交付率で説明させていただきます。井之川地区89.1%、花徳地区71.3%、神嶺地区67.7%、母間地区91.2%、第二母間地区41.5%、山地区78.9%、亀津第一地区50.5%、第一南亀地区ゼロ%、下久志地区69.4%となっております。

ただいま議員から御質問がありました事業の流れにつきましてですが、県営事業で畑総事業の面整備を行った際に、もともとの地権者の方がいらっしゃいまして、畑がそれぞれあるんですが、四角い面の整備をした際に、持っていらっしゃる方の畑の面積によって区画が足りなかったり多くなったりする場所が出てくるんです。畑の面積が小さい方がそれを大きな区画に割り振られた方に売る形で清算という形を取るんですが、それは畑総事業の換地委員会の中の清算委員会というのをつくりまして、その畑の持ち主、受益者同士の方々がお互いにその土地、お金のやり取りをするんですが、その事務の手伝いを役場の耕地課のほうで行っているところでもあります。

ただいまありました事務完了のめどについてですが、事業期間も長期化しておりまして、受益者の方々の高齢者等、種々の問題がございます。なかなかめどはただいま立っておりませんが、受益者の皆様と協力しながら、耕地課としては事務完了に向けて進めていきたいと考えているところでもあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

結構いいところはいつはおるんですけれども、しかし、これはもう古いんだよね。一番古いのが神嶺なんかじゃないかな。神嶺は71%ですから、これはもう難しいんじゃないかなと私たちは思うんだけど、何か処理方法を考えざるを得ないんじゃないのと思うんです。地主も変わったりいろいろしておるのもあるし、何とかこれ、100%完了というふうには持っていくにはどうしたらいいものでしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

この清算事業につきましては、畑総事業における分担金とは違いまして、役場が受益者の方に工事金を請求して頂くという形じゃなくて、受益者同士のお金のやり取りとなりますので、民対民の話になってきますので、役場がそこにお手伝いはできるんですが、そのお金をどうする、こうするという話はなかなか難しいのではないかと考えております。

奄美群島、ほかの市町村もありますが、どうしてもやっぱりその事業、長い年月、その清算金事務を行っていてなかなか完了に至らないという事案も多々見受けられている状況であります。

これは受益者の皆さんの誠意にもう頼るしかないかなと考えてはおるんですが、役場としてもなるべく努力して、100%はかなり難しいのかなと。亡くなっている方もいらっしゃいますし、先ほどありました土地売買されている方もいらっしゃるでしょうし、その辺が難しいところではあるのかなと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

一番心配しているのは、もう高齢化になって、その通帳というのは誰が預かっておるのかということなんですけど。

○耕地課長（福 旭君）

通帳につきましては、役場耕地課でただいま言いました井之川地区とかそういう地区ごとに通帳管理を行っております。代々、耕地課長の名前で通帳の名義人としておりますので、それは流れとかは全部把握しているところであります。

○11番（広田 勉君）

名義人は全部役場になっているわけやね。（「はい」と呼ぶ者あり）まだ個人の名義になっているんじゃないかと、それを心配している。もうそれは高齢化になって亡くなったりいろいろすると、これはもう大変なことになりますので、名義人は役場になっておって役場が管理しておったら、それはなくなることはないから安心ですけど、しかし、うちの親父なんかも畑総したときに、僕もすぐ払わんと済まん性格なもんだからすぐ清算してあると思うんだけど、うちの母親なんかは、いや、絶対もっと大きかったと、死ぬまで言うてたんです。そういったのがいろいろあったりするはずなんです、あっちこっちで。自分のところはもっと大きかったはずなのに何で小さくなるのかというふうにして不満があって、いろいろ払わなかったりしているところもあると思うんだけど、その辺はやっぱこれはもう世代交代はしているわ、土地のあれもやっているわ、どっかでか踏ん切りつけない限りいけないんじゃないかなと。重点的に各組合ごとにしていって、完了に持っていく必要あるんじゃないかなと。もう要らんという人も出てくる可能性があります。少なくなってもう取らんといかんという人たちはもう要らないと言っている人もおるかも分かりませんし。亀津のゼロというのは、これはどこのほうですか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

第一南亀地区ゼロ%と説明いたしましたが、あと未納の方が1名だけなので、その人から徴収したら払おうということで、今、ゼロという形になっておりますが、その1名の方に今お願いをしているところであります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これを何とかする対策委員会みたいなのでもつくって、これはやっぱり解決する方向をしていくべきと。これはもう誰から、もう私が議員になってすぐからいろいろこれ聞いているんです。ですので、とにかく解決する方向を考えてもらいたい。その会ですると、役場はアドバイスだけと言うんだけど、そうじゃなくてももう率先して指導して、それで解決していったらもうゼロと、完了と。もう要らんという人もおるかも分からんし、中には。だから、完了というふうなことに持って行ってもらいたいと思いますので、ぜひ心意気を。

○耕地課長（福 旭君）

清算金事務はかなり難しい作業であります、やっぱり耕地課がお手伝いしている事業でありますので、完了に向けて職員で頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

終わります。

○議長（池山富良君）

これで午前中は終了しました。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、是枝孝太郎議員の質問を許可します。

○10番（是枝孝太郎君）

こんにちは。

鼻の中もすっきり、これから全面に町政のために一生懸命努力したいと思います。6日間入院して、人生をどうやってこれから始めていこうかなといろいろ考えましたが。

高岡町長が、防災無線で毎日のように、新型コロナウイルス感染症の情報を提供していただき、迅速に情報が把握できます。また、医療従事者、新型コロナ感染者に関わる人々に心から感謝申し上げます。

NHKの新・映像の世紀、映像は人の罪と勇気を照らします。ムービーカメラが発明されて100年余り、映像は人類が蓄積した膨大な記録であります。西ヨーロッパのラジオ電波が東ヨーロッパに届く。東ヨーロッパの民衆の考え方が少しずつ変わる。テレビの電波が東ベルリンの壁を通り抜け、ベルリンの人々が人生の生き方を変える。1987年、西側ベルリン壁の前でかの有名な世界的なヒーロー、デヴィッド・ボウイがコンサートをし、スピーカーの4分の1を東ベルリン側に向け、そして自由と平和を歌を歌い始めた。それから2年後、ベルリンの壁が崩壊し、そして世界に民主化が訪れました。

今やスマホ、監視カメラ、そしてユーチューブのネットで世界の情勢が瞬時に分かります。この瞬間時代はものすごいスピードで変化しています。ICT教育の先駆者、我が徳之島町。徳之島町の子供たちは、時代を創るであろうと思います。

9月定例会におきまして、10番議員の是枝が3項目について質問します。執行部並びに主管課長の的確で明快な答弁を求めます。

1項目めの国庫助成金について。

新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金の対応と事業内容の締切り日程はいつ決まったのか、伺いたいと思います。

順次、1、2、3と行っていきたいと思います。

○総務課長（政田正武君）

コロナ対策臨時交付金についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業につきましては、鹿児島県市町村課へ事業要望を提出し、県市町村課から内閣府地方創生推進室へ提出するという流れになっております。

本年度は、1次提出の期限が4月の16日、1事業。2次提出は7月9日で16事業の要望を行っております。

事業内容につきましては、先ほどお渡ししてあります資料を御覧いただきたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

総務課長から述べられたように、新型コロナウイルス臨時交付金、1次補正、2次補正、3次補正とあります。その締切りが7月の9日というふうに皆さんの耳には届いているはずですが。答弁の中にあります。

8月12日、臨時議会がありました。その時点で、8月の9日辺りに新型コロナの感染が始まりました。そして、拡大が始まったのが8月の13日以降だと思えます。

この予算を、何でユンボそしてショベルに使ったか。それと、学校の和式を洋式に変えたか。それおかしいんじゃないか。この事業というのは幅広い事業で、事業の内容は柔軟性を持たせて、そして国が提示した内容の範囲内で予算化し、そして県や国に提出すると。共通的なのが、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強固な経済構造の構築、そういったのを幅広く使えるという補正予算であります。

ただ短絡的に、この予算が何で今はやっている迅速なコロナ対策に使われない。コロナ対策の予算は、いつでも臨機応変に、町としては予算は財政は確保しているんです。それを、財政のあの予算書を見れば的確に分かるはずですけども、本当にほかの議員の方々勉強していただきたいと思えます。

私が述べんとすることは、いかにも執行部そして主管課長が間違っって誤った政策をしている

という雰囲気の記事をされる。そして、インターネットに伝わる。そういうことをしていただきたくない。我が徳之島町の職員は、私は誇りを持っています。

町長の政策の一環で、今一生懸命やっているわけですから。町長は住民から付託を受けて、そして投票で選挙で勝ち上がって、今自分のビジョンそして政策に向かって一生懸命努力しているわけですから。町長をこう弁護するわけではありません。確実なことを確実なように、インターネットを通してインターネットの方々に示してほしい。自分の感情論や自分の思いつき、そういったので世の中を混乱に導いてもらいたくない。当たり前のように当たり前のごとく粛々とこの予算を、どうやったら経済効果そして地域の経済を底上げできるのか、一生懸命努力しているわけですから。

第3次補正予算の、いきなりですけど、予算は幾らぐらい。

○総務課長（政田正武君）

限度額といたしましては1億3,967万8,000円でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

総務課長、1億3,000万は、ある程度経済、アフターコロナでしっかりとした対応をしているということの認識はないでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

この臨時交付金につきましては、限度額が参ったときに、どのような事業で使っていいかというマニュアルも来ております。それによって、県の市町村課等とも協議して事業の要望を行っており、1次、2次で行った事業につきましては、総務省の地方創生のインターネットにも載っていますし、全国の事業が載っております。それ承認されたものだと思っております。

また、今回8月に通知が来ますけれども、その事業につきましては、事業者に限るような限定された交付金もございますので、この交付金につきましては、しっかり中身を精査して、そのコロナの対策に合ったような事業を要望しております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、②にいきます。

新型コロナウイルス感染症は、1年半の長い間経済を疲弊し、世の中が混沌としているが、アフターコロナ対策が必要であるが、今回予算のどのような対応と支援を行っていききたいのか、伺いたいと思います。

○総務課長（政田正武君）

新型コロナウイルス感染症対策地方創生の臨時交付金をはじめ各種交付金、補助金等を有効に活用するため、各課の職員間で意見交換会を開催し、交付金の目的や事業の留意事項等を把握し、町民や関係機関からの要望を集約して効果的な支援を展開してまいりました。

令和2年度は、繰越事業を含め、37の事業を行い、感染症対策の強化、事業者の支援、飲食

店等による経済活動の活性化を図ってまいりました。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

まさしく総務課長が今答弁にあったように、アフターコロナ、今まで1年半あったわけですから、それも経験しているわけですから、どういったらこの我が徳之島町の経済を、どうやって人々の生き方を、そして少しでも経済的に楽になるか。そういったことを真剣に考えてこういう政策を作り上げて、そして県、国、内閣府に提出しているわけですから。そのどこが悪い。思い込み、それはやめていただきたいと私は真剣に思います。これはフォローじゃないですよ、総務課長。

私たち議員も、やっぱインターネットを開いて、世界はどうなっているか、今世の中はどうなっているか、国はどういうふう考えているか、県はどういうふう考えているか。開いたら、こういうふうにして第1次予算、第2次補正予算、第3次補正予算が出てくるわけ。情報収集ですよ。日夜努力していかないと。人が言っているのは本当に正しいのか正しくないのか自分で判断して、どうやって情報収集して、そこで精査して、それを自分のものにしていくか。

私は、日々努力しています。物事があまり分かっているほうではありませんので。

それでは、3番目。

今回、新型コロナウイルス感染対策地方創生交付金は全体としては臨機応変に対応するということを聞いているが、どのような対策と支援を考えているのか、伺いたいと思います。

○総務課長（政田正武君）

令和3年度の臨時交付金の活用につきましては、感染拡大における緊急的な支援を最優先的に考えながらも、アフターコロナに向けた経済活動の活性化、商工、農業の基盤強化についても支援していきたいと考えております。

また、今後は職員一人一人が現状を把握し、町民の皆様の御意見、議員の皆様のお意見、関係機関の御意見を賜りながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、収束に向けた取組、支援強化をしてまいりたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

人の言葉は揚げ足を取るんじゃないかもしれませんが、マスク配るにしても消毒液配るにしても、その事業者、その人が金を出さなくても町が配りますよって、それこそアフターコロナですね。

そういうことを考えながら、日夜徳之島町の経済をどうやっていくか。本当に疲弊しています。今後どう総務課長、アフターコロナ対策を充実して、しっかりと誇れるような地域づくりをしていただきたいと思いますが、どう考えておられますでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

現在、テレビでやっておりましたけれども、今ようやくコロナの対策が目に見えて成果を上げてきているのではないかと昨日も話していましたが、まだまだ島の感染も続き、ようやく収束してまいりました。

今後は、先ほども申しあげましたけれども、議員の皆様また町民の皆様の御意見とかを賜りながら、本当にどのようなコロナ対策がいいのかしっかりと考えて、政策的に執り行ってまいりたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

要望はすごくいいと思います。8月23日に新聞報道でいろいろありましたけども、新型コロナウイルス対策で要望書が、何人か徳之島町の議員が提出されていますけども、ちょっとその件に関して、町長どういうふうになっておられますかと電話差し上げたら、8月、多分23日に徳之島町の1人の議員の方から電話があり、町長に新型コロナウイルス感染症に対しての要望書をしたいと、伺いますと。町長は、町長室に1人で来ると思い、待機していたと。そこに現れたのは、何と1人の議員と2人の新聞記者。

すみませんが、防犯上、防災上、衛生管理上、不都合ではないかなと思います。今、新型コロナウイルスで要望書を出しに来られているのはすごくすばらしい。普通は、何時何分に何人で伺いますから今後とも対応をよろしくお願ひしますとアポを取るのが正式な在り方であり、突然新聞記者もどこの新聞記者か分からん、しっかりと考えていただきたいと思います。2社ありますけど。

新型コロナが感染拡大している中ですよ、これ。言っていることとやっていることが。これ以上は言いません。

それでは、2項目め、高度医療振興について伺います。

これは、町長に関わることでですので、町長自らお答えいただきたいと思います。

前回、徳之島島内における病院の増床について質問したが、今回の新型コロナウイルス感染症の急激な発症について、高度な医療体制を構築する必要があると考えるが、執行部としてどのような見解と対策を考えているか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今現在、徳洲会が新築を予定しておりますが、今の徳之島全体でのベッド数プラス50床の増床を今計画しているように聞いております。

その中で、一番注目すべきは、離島で、徳之島で完結型の医療を目指したいということから、HCUによる高度医療のベッドを115、8つのベッド数を増やしたいと。そして、また緩和ケアでありますとか、HCUの高度の急性期について8床ですね。そして、急性期の一般病棟が115、緩和ケアが3つ、そして結核病床が1つ、そして医療の療養病床が45で回復期のリハビ

リテーションの病床が40。そして、地域包括ケア病床が38となっておりますが、この地域包括ケア病床というものは在宅に戻すための一環としての病床でありまして、今現在徳之島にはゼロであります。ここを、医療の自宅での療養というものを進めるためにも、在宅医療を進めるためにも、地域包括ケア病床というのは非常に必要だろうというふうに思います。

今回のコロナの感染者の状況を見ますと、島外搬送がなかなかままならなかったという現実にはぶち当たりました。今現在、鹿児島県内での病床も非常に少なくなって埋まりつつある中で、では離島を優先して病床を確保できるかというところ恐らく無理だろうというふうに思います。

我々自治体が目指すのは、地域の完結型の医療体制であります。今回、徳洲会の病院が新設に伴い、ハイケアユニットの病床を確保しているということと、地域包括ケア病床を確保しているということ、そしてまた回復期における病床も増床しているということから、我々としては50の増床というものはぜひとも実現したいというふうに思いますし、今後のアフターコロナという一つの言葉で片づけたくありませんが、世界自然遺産登録に向けた外国人との交流・人流が盛んになってきますと、さまざまな感染症が持ち込まれる可能性はゼロではないということから、完結型な病床と医療体制が必要であるというふうに考えておりますので、今の増床への要望を県には常に訴えていきたいというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

今回、県内の感染状況を見ると、去年は基本的に自宅待機はないと、コロナのことですよ、ないと聞いていたが、また搬送もスムーズに行っていたと、去年はですね、感じますが、今や搬送も難しく、また自宅待機も多く、それによって感染者が出ているように聞いている。島内の病院でもクラスターが発生し、重症者が出ても受入先があるかどうか保証ができない状況である。

今回感じるのは、町長が今おっしゃった島内完結型の医療体制の必要性が不可欠であると思う。今後どのように、高度な医療体制を構築するのはどうしたらいいか。真剣にこれは考えていかないといけないと思います。

そして、一番大変なのが保健所、分かります。今徳之島保健、出張所か知りませんが、あります。昔は医者もおられました。すぐ判断もつきました。今や大島支庁に連絡しながらアドバイスを仰ぐと。それと、鹿児島県からコロナが拡大しましたと。コロナ対策の関係者が飛行機で一時期来れなくて、ホテルを借りる担当者が来れなくて、ある程度仕方なく自宅待機で蔓延したりという可能性も出てきています。

徳之島町がもしその権限を持っていたら迅速な対応が取れました。だから、今や町長にも伺いましたけど、電話連絡で徳之島町は何人かかかりました、先ほどおっしゃっていましたが、電話連絡でしか、直接こっちはかけることはできないということも伺いましたけど、何せ迅速な対応を感染症は取っていかないとはいけませんので、やっぱり高度医療は大切だと思いま

すけど、奄美保健医療圏地域医療構想調整会議において、この点に関して審議・提案をしていただきたいと思います。どういふふうな見解を持っているか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今の増床についての、ある程度の見解をまとめるには、第2次奄美医療圏の協議会なるものがございまして、そこで議論しているわけですが、国の数字だけに固まった考え方ではなかなか臨機応変な対応ができないというふうに考えております。

奄美医療圏と、あと鹿児島医療圏につきましては、内陸部と離島を抱えている医療圏については、それぞれの島々で病床の確保、必要性というのは違ってくるということに対応できない協議会になっていると私は考えております。

今後は、一番病床数が少ない徳之島において、今徳洲会が50床の増床を目指していますが、50床プラスになったとしても、奄美の中では一番ベッド数が少ないわけですが、人口割にしてです。そういった地域の特性を生かした医療体系というのは、今の協議会の中では話し合いが非常に難しくなっているというふうに思いますから、この協議会の在り方、意見の聴取の仕方もしっかりと議論していただきたいなというふうに考えております。

今後は、それぞれの地域に合った医療体系、ベッド数等をしっかりと酌み取れるようなシステム作りが必要になってきているというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

町長にはもっと働いていただいて、医療圏に対しても的確な助言をしていただきたいと思います。すけど。

ちなみに、もし医療従事者が、家族がかかりました、または携わっている本人がかかった場合のその対応というのは、徳之島町としてどういった考えを持っているか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

濃厚接触者につきましては、保健所の管轄になるというふうに考えております。濃厚接触者の接触者については、PCR検査をした場合は保健所のほうが情報を把握していると思いますが、今日本全国で問題になっているのは家庭内感染であります。この家庭内感染を、少なくとも早い段階で人数を増やさないということであれば、隔離施設が必要であります。

その隔離も、どういった人たちを隔離するかというと、それは濃厚接触者なのか、接触者なのか、陽性者なのか。以外の人を隔離ですね。ということが、今はこれだけの感染力を鑑みますと必要になってくるかなというふうに思います。

県でできることと町ができることがございますので、これを教訓に町としてもしっかりと隔離施設というものを念頭に置いた感染防止に努めなければいけないというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

町ができる隔離施設とはどういうふうに、できるんだったら具体的に言って、できなければできないでいいんですけど。

○町長（高岡秀規君）

今現在、町が単独事業としてやっているのが、医療従事者であります。医療従事者は感染リスクが非常に高いということから、家族の元へ帰ってしまうと家族にうつしてしまうんじゃないかという不安を抱えながら仕事しているわけですね。そこで、町といたしましては、そういった医療従事者の隔離施設といいますか、宿泊施設を今用意したところでございます。

今後は、今日本で問題になっているのが、もし仮に親がかかった場合、子供を誰が面倒を見るのか。それで、子供たちをどうやって守るのかということが今議論されているわけですから、そこには積極的に、町といたしましても取り組む必要があるというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

町長にお願いがあります。

喜界島、徳之島、沖永良部、与論島を含む地域の高度な医療体制を確実にするためには、奄美保健医療圏地域医療構想調整会議の中に分科会を設けて、地域医療に合った医療体制づくりを議論して話し合う場を設けていただきたいと。そして、そこでいろいろ検討していただきたいと思いますが、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今現在、私が感じているのは、機能していないというふうに考えております。地域地域で意見は集約するものの、その総合の会議に出席すると、一人でも反対の意見があるとそのまま流れてしまうという現状があります。

今後は、そういった意味のある会合にするためには、しっかりと結論を出すということが必要であろうというふうに思いますので、その条件としては、各島々の医療体系をしっかりと把握をし、その地域の意見を酌み取るというシステムが必要であろうというふうに思います。

その次に、国はベッド数は日本においては世界的に多いという話がございますが、医療の保険制度が、このままいくと制度が崩れてしまうと、医療費が上がってしまうというような観点からベッド数をどうするかではなくて、命の尊厳でありますとか命を守るためにベッド数が必要なのかどうかということを原点に考えるべきだと私は考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

よろしく申し上げます。

次にいきます。

3項目め、学校教育振興について。

新型コロナウイルス感染症に伴う各学校の管理体制と充実した安全運営について伺います。

恒久的な衛生管理と充実した財政について。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、学校のほうでは、新しい学びのマニュアルにのっとして、今2学期を再開しているところでもあります。それに伴いまして、また学校のほうで今までにない体温のチェックや、またソーシャルディスタンス、その授業の内容の在り方とかも行って、感染予防対策に努めているところでもあります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

2021年4月28日付学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というのが出されています。教育長はもう重々分かっておられますけども。

第3次補正で、ICTは、遠隔教育は私たちはもう言うまでもなく、新型コロナが発生する前からやっているわけですから、いくらでも我が学校と生徒と職員の間では、授業の確立はなされると思います。教育長のお力で、ずっと校長時代やってこられていますので。

今度、学校施設において、和式を洋式に変える理由というものをしっかり一人一人の議員も把握したいので、何で学校には感染症を持ち込んだら駄目なのか。教育長、こういった法律があるのでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

それでは、是枝議員の質問にお答えします。

まず最初に、その法律関係ということで申し上げますと、大本は教育基本法、学校教育法、学校保健安全法、同法令、規則、学校基準マニュアルとか、さまざまな今法令でもって学校の子供たちの安全も含めてやる法令があります。その中で、例えば学校保健安全法の目的に、「学校における児童生徒及び職員の保持増進を図るため」にしなければいけないということで、「学校の教育活動が安全な環境において、そして実施され、児童生徒の安全の確保が図れるようにする」と、これが大本の目的です。

これに従って、具体的にいろんなさまざまな対応をしているわけです。そして、具体的に「国及び地方公共団体の責務」というところがございます。これは、町並びに教育委員会の責務ということなんですけど、このように書いていますね。「子供たち、先生方の保健安全に関する最新の知見と事例を踏まえつつ、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものである」というふうなことが、いわゆる保健安全法の目的には示されておりますので、今回トイレの洋式化のこと、それから空調、1人1台とかバリアフリー、いろいろございますが、これは、先ほども広田議員の中で課長のほうが答えましたが、令和のスタンダードは子供たちのそういったような健康・安全を守るために、いわゆる恒久的な、一時的じゃない継続的な在り方がこれからは進められていくというようなことでございます。

例えば、具体的に申し上げますと、現在学校のトイレ、洋式が33.3%ということで、例えば和式と洋式なんですけど、これコロナ対策でさまざまなこの知見がございますが、トイレのOTTOの株式会社が、これは2012年ですかね、調べたところによりますと、洋式のトイレとそれから和式では菌の数ですね、同じところで和式が33万、そして洋式が18ということで、そういったような比較を見ても、こういう感染症予防に対しては非常に効果的であるというふうに示されています。

今回、やっぱり恒久的に、一時的じゃなくて、そういったようなものでぜひ学校の安全運営、それから管理体制も含めて進めていきたいということで、8月の議会の中で御理解頂きました予算をもって、学校のそういったような体制づくりには、法令に基づきまして進んだのかなというふうに思い、感謝しているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

我が日本は、日本国憲法が最高法規です。それに準じて教育の最高法規は教育基本法であります。そこに従う学校教育法、学校施行令、学校施行規則、そして学校保健安全法、その中で子供たちをどうやって守っていくのか、将来どういうふうにするのか。そして第1次から2次、3次補正予算の中にも学校はどうあるべきかという衛生的なものも地域未来構想20オープンラボというのに載っています。

地方創生図鑑というのを、手引をちゃんとそれに照らし合わせて、アフターコロナの予算をどういうふうにして使っていくのかというその中で予算組みをしていくわけです。

何で洋式でなければいけないか。今や病院にみんな貼り紙してありますよ。「トイレしたときは蓋を閉めて流してください」。菌が飛び散るからですよ。それは、何で分かったかって、あの豪華客船に乗っていた人たちはどこでうつつたか。トイレとユニットバスでみんなうつつているんですよ。そこで検証して、そういったところが全然駄目だから、しっかりとした対応を取りましようかということは今病院関係、各学校で行っているわけですから。

しっかりそういった小さなことも踏まえながら今後議論をしていかないと、思ったとおり、言われたとおり町当局にぶつけたって何の反応もないと思います。

教育長、今後とも我が徳之島町の子供たちは多分世の中を創っていくはずですので、しっかりとした安全管理、衛生管理をしていただきたいと思います。学校長はすごい重責だと思いますけど、消毒以外に適切な処置をしなければ、学校長がしていかなければなりませんので、学校保健安全法の中にはそういうふううたわれているわけですから、しっかりとした、これからの子供たちの安全のために臨時交付金を使っていただきまして、アフターコロナで完結にしていただきたいと思います。

10番議員の是枝が一般質問を終わります。

○議長（池山富良君）

次に、宮之原順子議員の一般質問を許します。

○5番（宮之原順子君）

皆様、こんにちは。

先日、何人かの知人からの電話があり、私が「コロナにかかっていると聞いたとの話があちこちで聞こえるけど大丈夫なの」との連絡がありびっくりしましたが、もし本当にコロナにかかっていたら、この電話をどのように受け止めることができるのかと考えてしまいました。

もしかかった人がいても、傷つけないよう見守ってあげることが大切なのだと思います。一人一人が、誰がかかったなどの話などは慎まないといけないと思います。町長が防災無線で毎晩放送されていますが、「誹謗中傷が起きないように、冷静な判断をしていただきたいと思います」とありました。本当にそのとおりだと思います。

それでは、5番公明党の宮之原順子が通告の3項目について質問をします。

まず最初に、生理の貧困についてですが、生理の貧困とは、生理用品の利用ができないことや状況を指します。

貧困ということで、経済的理由だけで起こっている問題と誤解されてしまいますが、要因はさまざま、生活苦、環境的理由、社会的偏見、虐待やネグレクト、生理への無理解、知識不足など多くの深刻な問題があります。

コロナ禍で経済的に困窮する人が急増したことを背景に、生理の貧困についてメディアで報じられていて、生理用品を買えない人なんていないと考えられていましたが、今では生理の貧困は社会問題として広く知られるようになり、国会でも取り上げられるようになりましたが、本町としてはどのように認識されていますか。お伺いします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

国の内閣府男女共同参画局が今年7月に行った調査によると、生理の貧困による取組を実施した、または実施を検討している地方公共団体が581団体となっており、調達方法については、防災備蓄によるもの、予算措置、企業や住民等からの寄附が多く、支援を行う仕組みとしては、行政間の関係部署での連携による取組またはさまざまな困難を抱える方を支援する民間団体との連携をして取り組んでいるようでした。

本町におきましても、この調査結果を踏まえ、関係課を連携を図り、個別の対象の方々の範囲や提供方法などの参考にさせていただきたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

じゃあ、徳之島町には、まだそのように困っているとか相談に来た方はいらっしやらないでしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

介護福祉課のほうには、そのような連絡等は頂いておりません。

○5番（宮之原順子君）

分かりました。

では、日本のユース女性の生理をめぐる意識関係調査のプラン・インターナショナルは日本の若年層の女性2,000人を対象に、生理と生理に関する日常生活についての調査を行い、その結果を公開していますが、アンケート調査で明らかになったことは、「10人に3人が、収入が少ない、生理用品が高額、親が買ってくれないなどの理由で生理用品を購入できない、購入をためらった事実が明らかになりました」との発表がありました。では小中学校では生理の貧困問題はありますか。お尋ねします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

教育委員会では、各学校から生理の貧困問題についての要望はまだ上がってきておりません。で、実態はまだ把握していません。実際、この問題につきましても、やっぱりデリケートな問題でもありますし、声を上げにくいかもしれないというのをちょっと感じております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

子供たちにとって生徒にですけど、そのような調査をまだ行ったことはありませんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

養護教諭のほうに確認したところ、まだそういった調査は学校では行っていないと聞いております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

先生にも話しづらい子供もいるようですので、いろんな形でのアンケートを取っていただいて、また子供の要望にも応じてもらいたいと思います。

次にいきたいと思いますが、学校や公共施設のトイレに生理用品を設置できないかお伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

通常、各学校では、生理用品が用意できなかったり、急になった児童生徒に対して対応できるように、保健室において生理用品を準備して提供しております。実際、大規模校においては、月にやっぱり2、3人は利用しているようでもあります。

また今後、学校からそういった要望が上がってきた際には、予算もありますが、町当局とも

相談して女子トイレへの配置も検討していければと考えています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

なかなか保健室にもらいに行ったら男子の生徒に見られるんじゃないかとかそういう心配もあって行きづらいという方もいますので、もしトイレに設置できればお願いしたいと思いますし、また女性の職員、もしトイレに設置するのが無理であれば、図書室とか用務員さんがいらっしやるところにまた設置していただくのもいいんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

さっき言いましたように、保健室にしか準備はしておりませんので、それを今宮之原議員がおっしゃったように、また用務員室とか図書室にも配置して対応できるようにしていきたいと思えます。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

御質問がありました公共施設についてお答えをいたします。

現在、社会教育課の公共施設としては、学習センター並びに文化会館、体育センターの3か所が対象となると考えております。なお、設置等につきましては、現在問題点として、以前より公共施設トイレにおいてトイレットペーパー等の紛失もあり、また現在の新型コロナ感染状況や衛生上の問題、予算等も含め、実際に生活困窮者の皆様に確実に行き渡るような施策を関係各課含め検討し、協議してまいりたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

ぜひお願いしたいと思います。

今年の7月からですかね、9月から、鹿児島県の日置市で学校や公共施設通して生理の用品を配付する事業を始めているそうですので、もし徳之島町でもできたらお願いしたいと思いますし、また学校でも図書室や用務員室に置くと子供たちもまた安心して利用できるんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

子宮頸がんHPVワクチンについて昨年も質問しました。

子宮頸がんHPVワクチンには、子宮頸がんワクチンなどの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐとされるワクチンで、2013年4月に定期接種となり、対象者は小学校6年から高校1年生の女子で無料接種できる定期接種でしたが、直後に全身の痛みなど症状が相次いで報告されたため、厚労省は対象者に接種を個別を呼びかける積極的干渉をやめていました。

その結果、国内でHPVワクチンの接種率は低迷を続け、厚労省によると18年度時点の接種

率は0.8%にとどまっています。先進国では接種率が非常に高く、イギリスでは82%、オーストラリアでは80%に達しています。

昨年度のときは、個別の通知はしていないということでしたけど、今はHPVワクチンの周知はどのようにしているかお伺いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

現在、広報誌や町のホームページに掲載して周知しています。また、今年度から、対象年齢への個別案内を行う予定にしています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

厚労省は、昨年の秋にワクチンの効果やリスクをまとめたリーフレットを改定し、対象者に情報を届けるよう自治体に依頼していると思いますので、それで全国では接種をした人が増えてきているようですので、ぜひ皆さんに個別の通知をしていただきたいと思います。

また、9月の1日でしたかね、子宮頸がんワクチンの積極的接種干渉再開に向けて、また国会でも検討をしているようですので、接種対象者や保護者へ正確な情報を伝えていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

今年度は、個別接種案内を行う予定にしていますので、頑張りたいと思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ぜひよろしく願いいたします。

次、3番目、最後になりますが、記念植樹帯についてですが、海の玄関口の記念植樹帯について以前何度か質問をしていますが、その後どうなっていますか。お伺いします。

○企画課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

亀徳新港付近に設置しているグリーンベルト、記念植樹帯につきましては、平成20年に徳之島町町制施行50周年記念として設置され、これまで管理に当たり町内の個人、団体の皆様に御協力を頂き、管理をしております。

植樹帯の設置から10年以上がたち、現在の管理状況を見ますと、一部においては雑草が繁茂していることや管理団体の減少などが生じ、十分に適正な管理が行えているとは言い難い状況にあります。

○5番（宮之原順子君）

町民の皆様が、今朝夕と記念植樹帯の辺りを散歩されていますが、皆さんの要望で公園とい

うか、その植樹帯の部分に児童公園にあるような大人の運動器具ですか、そういうのの設置とかあずまやの設置ができないかという意見がありますけど、どうでしょうか。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

企画課では、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、管理団体の方々との協議の場を設け、管理区画の整理や現在の植樹帯の配置見直し、隣接する土地の有効活用を図り、海の玄関口である亀徳新港の周辺整備を進めてまいりたいと考えています。

観光客やウォーキングなどで利用する地域住民が心落ち着くまたは楽しめるような景観を作ることを目指し、良好な景観の形成を図ってまいれたらと考えております。

また、壁画につきましては、現在児童公園横の防波堤を活用しながら、高圧洗浄機で描く壁画の制作準備を進めています。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、地域の子供たちと一緒に壁画制作に取りかかり、世界自然遺産の島徳之島にふさわしい壁画の制作に取り組んでまいります。

港の部分の壁画につきましても、管理区画の整理の状況を見ながら、壁画の制作を進めてまいりたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

海の表玄関として、堤防の壁画の制作や植樹帯の整備をしていただき、また町民の方、観光客の方のおもてなしをしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

しばらく休憩します。2時35分から再開します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹山成浩議員の質問を許します。

○2番（竹山成浩君）

改めまして、こんにちは。

令和3年第3回定例会において、議席番号2番竹山成浩が通告してありました3項目について質問いたします。町長はじめ担当課長の明快かつ的確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、7月26日に奄美大島、徳之島、そして沖縄島北部及び西表島が待望の世界自然遺産登録となりました。多くの町民の皆様はもちろん、奄美大島から沖縄の方々までも登録を

喜んでいただけたことかと思えます。

しかしながら、一昨年来の新型コロナウイルスの猛威は、日本はもとより全世界に脅威を与え続けております。遺産登録を機に、たくさんの方々に多種多様な徳之島の自然を満喫していただけるよう、おもてなしの心でお迎えできることを楽しみにしてはりましたが、まだまだ我慢の日々は続くことが予想されます。

そこで、通告の1番目の質問です。

新型コロナウイルス感染拡大防止について。

アフターコロナへ向けて徹底した水際対策が必要と考えますが、担当課長の見解を伺いたいと思えます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

現在、来島者については、空港・港湾において降機・下船時には町職員において検温を、乗船時には各フェリー会社において検温を実施しています。

お尋ねのPCR検査についてですが、PCR検査については医師が判定する検査で、判定までも数時間から数日かかり、その間の接触等により来島したときに感染しているかどうかを判断するのは難しいと思われるため、町として導入するのは難しいと思えます。

また、それに代わりまして、簡易抗原検査ですけれども、これについてはこれから購入しようと検討しています。また、今日ですが、県のほうからも抗原簡易キットの配付についてという文書が通知がありまして、これは医療機関、高齢者施設等への配付になりますが、県のほうも配付するということですので、町のほうも検討していきたいと思えます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

町としては、抗原検査等をこれから検討していくということではよろしいでしょうか。

鹿児島県は、現在県外から来県される方や離島への来島の方々のために、任意でのそのPCR検査を受付を空港や中央駅にブースを確保して行っているとのことですが、その期間が9月12日までとなっています。蔓延防止等重点措置が12日までと思えますが、その後町としてのそのPCR検査の事業を3町と連携を取って県のほうに継続をしていただけるような体制はできないものか伺いたいと思えます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

確かに9月12日までになっておりますが、国のほうも緊急事態宣言の延長等を考えているという報道もありますとおり、また蔓延防止等も延長になる可能性がありますので、9月12日以降もPCR検査等を県のほうで実施していただくよう、3町で要望していきたいと思えます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

島内においても、その検査体制を充実できるよう、関係機関と連携の上、ぜひその抗原検査ももちろんですけど、受検ができるような体制を築いてもらいたいと考えているところがございます。

また、船便を利用して徳之島へ来島される方々へのPCR検査、抗原検査の受検はできないか、町として、船便というか航路ですね、を利用したお客様のことはどう考えているか伺いたいと思ひます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

船便の利用者についてですが、PCR検査は難しいものと考えています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

徳之島より早く平成23年6月に世界自然遺産登録になった小笠原諸島がございます。小笠原諸島では、旅行等で入島される方へ、海運会社と村役場が提携で必ずPCR検査を受検していただくような体制を取っているようでございます。

今後、徳之島へも、首都圏の緊急事態や蔓延防止重点措置等が解除ともなれば、おのずから移動が緩和されて、多くの来島客が予想されます。来年度、奄振交付金事業において、世界自然遺産登録を契機に誘客周遊促進事業に多くの予算を計上していただいているようですので、しっかりとした水際対策を考えていただいて、島民の皆様に安心を届けられるように、またその世界自然遺産登録を機に群島内の景気浮揚のための施策も併せてお願いをしたいと思ひます。

次に、宿泊療養施設の拡充について伺いたいと思ひます。

宿泊療養施設については県の事業だと認識しておりますが、全国的にも自宅療養を余儀なくされている感染者の方々が急増しています。感染された患者さんは、本来医療機関や宿泊療養施設への入所が原則だと思われませんが、本町におきましても、自宅待機の患者さんが多くいらっしゃったと聞いております。自宅待機の患者さんにとっては、容体の急変とか、また同居をされている家族への感染等リスクを伴うわけです。

そこで、今回新聞報道でもございましたが、ホテルニューにしださんがホテルの別館を宿泊療養施設として開所していただいたことにまずは感謝を申し上げたいと思ひます。

今後、こうした療養施設の確保が大事になってくると思われませんが、ワクチン接種の普及等で感染者の予想は難しいと思われませんが、宿泊療養施設の確保に向けて県への要望をする考えはないか伺いたいと思ひます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

竹山議員がおっしゃいましたように、宿泊療養施設の開設については、県のウイルス感染症対策室の宿泊療養班が担当してしまして、町としてはできないんですけども、早く開設するように、及び17室で足りているのかということでもう少し増やすことはできないのか要望していきたいと思います。

また、宿泊療養施設ですけれども、看護師が常駐しないといけないということ、またオンコールというんですけども、オンコールドクターも人材等の確保が難しく、町としてまた単独でできる状況にはないので、また県のほうに要望していきたいと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ホテルニューにしださんにおかれましては、その17部屋ということでお聞きしているところでございます。ぜひ今後もこうしたことが予想されますので、そういうことを要望できたらと思っております。

全国では、8月末で11万から12万人の方が自宅療養をされていらっしゃるようでしたが、先ほど広田議員は、直近で13万人ぐらいというふうな話を伺いました。ここ徳之島における感染者の自宅療養者は何名くらいおられたのか、分かればお願いしたいと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

6日月曜日朝現在ですけれども、島外搬送が16人、医療機関入所19人、自宅待機者12人、宿泊施設入所者2名ということになっています。これは、徳之島町だけでなく3町の数字なので、よろしく申し上げます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

自宅療養の方が12名ということですね。分かりました。

徳之島の医療機関において、感染者病棟は何床あるか申し上げます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

全部で10床あります。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

県においても、自宅待機対策が重要だと位置づけをしています。この外海離島において、台風や悪天候により、本土への搬送も難しくなり得る可能性が多々あると考えられます。そのた

めの搬送体制の強化も重要な課題と認識しております。

今後、宿泊療養施設の確保と、是枝議員の質問にもありましたとおり、これからのベッド数の増床はSDGsの根底にもありますように、誰一人取り残さない、島民の皆様の尊い命を守る意味からも必要不可欠であると考えるところでございます。

そうしたことを含めて、高岡町長の見解も伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

まず整理しますと、去年の12月に発生したクラスターの状況は、陽性者が判明次第島外搬送ということで、宿泊施設あるいは病院の医療施設に入院して、ある程度その自宅療養者というのはゼロに、自宅療養はあり得ないということ、しないということでのスタートだったように思います。

それで、ある程度その短期間で収束したのかなと今私は考えております。まあ感染力もあつたでしょうけども。そして、今今回の感染者につきましては、感染力が強いということと、あと鹿児島県内全体に感染者が非常に多く発生したことによって、宿泊施設等の療養施設に行く部屋の確保ができなかったのではないのかなというふうに予想します。

そして、今回鹿児島県が、実は7月中に宿泊療養施設を確保しようと思ったんですけども、なかなか飛行機の欠航があったり、そこで非常に遅れてしまったということが自宅での感染が広まった要因の一つになるのではないかなと思います。そのホテルが8月の19日に開設したと思うんですが、もうそれまでには自宅療養が相当出ておまして、子供たちや家族の感染者が増えたということでもあります。

今回、今課長のほうから話がありましたが、宿泊施設に2名、自宅で12名と非常に少なく感じますが、実はもう収束に近づいていることでこれだけの人数だろうと思います。今後は、療養施設についても、いざ療養が必要になったときに協定か何かを結べないんだろうかと。そして、協定を結ぶことによって、もし仮に宿泊者がいたときはほかのホテルに移ってもらう等々のリスクマネジメントは必要じゃないかなというふうに思います。

それと、また町ができることは、医療従事者であったり子供がもしいたときの親が感染した場合は、保健師であったり保育士とかいろんなその人的な支援が県、町で連携しながらやるということも体系の中で考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

○2番（竹山成浩君）

今回、その医療崩壊にもつながるほどのクラスターではなかったかと思われまます。そこで、町としていち早く医療スタッフの家族間感染を防ぐために、宿泊施設の確保に動いていただきました。そうして、快諾していただいた日本企画の方にも感謝を申し上げたいと思います。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、これからはスタッフの子供たちへの手厚い対応も今後重要だと考えております。その辺もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、妊婦さんのワクチン接種について伺いたいと思います。

本町においても12歳以上のワクチン接種も進む中で、国のほうからも妊婦さんの方々へのワクチン接種を推奨する報道が出ていました。当事者の方は、副反応に対するさまざまなリスクを考えながら迷っておられる方もおられました。先月には、千葉県柏市で、新型コロナウイルスに感染した妊娠8か月の妊婦さんが入院先が見つからず自宅で出産に至り、不幸にも赤ちゃんが亡くなられたとの報道もありました。

そこで、健康増進課長、ワクチン接種に関してはもちろん本人や配偶者の希望した場合に限りますが、厚労省はこのような理由から推奨しているとのことをお示しできる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

まず、町の対応でございますが、町としては、妊婦からの接種希望があれば、直近の日程に組み入れ、優先的に接種が可能になるように対応しています。また、町内の産科医療機関で周知・干渉を行っているほか、町ホームページで優先接種の案内を掲載しています。

また、厚生労働省のほうからは、2021年8月版で、感染が妊娠に与える影響というふうなパンフレット等も出ていまして、これによりますと、「妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わらないとされています。しかし、妊娠後期に感染すると早産率が高まり、患者本人も一部重症化することが報告されております。高年齢で妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などが新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子であるという報告もあり、このような背景を持つ妊婦の方は、特に人混みを避ける、こまめに手を洗うなど感染予防に注意をしてください。また、新型コロナウイルスに感染した妊婦から胎児への感染はまれだと考えられています。妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低いとされています。妊娠中、授乳中の方もワクチンを接種することができます。日本で承認されているワクチンが、妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はありません。妊娠中の時期を問わず接種をお勧めします。夫またはパートナーの方もぜひ接種をお願いします」。というパンフレットが出ています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

報道を介していろんなその情報が錯綜して、やっぱり妊婦さんというのは1人で2人の命を預かっているわけですから、一番大切な時期ではないかと考えるところでございます。

先ほどの質問でも伝えましたが、今後特に台風での悪天候も予想されます。医療提供体制の

拡充はもちろんです、搬送体制の強化も改めてお願いしたいと思います。

次に、ここへ来て全国的にも本町においても子供たちへの新型コロナウイルスの感染が増えている状況を見て、本町としての対応を伺いたいと思います。先ほど年代別の資料を頂きましたが、10歳未満の子供たちを含めて10代の感染者が15名もおられるようです。

これまでの夏休みといえば、家族旅行や屋外でのキャンプ、バーベキューなど友達との楽しい思い出作りに欠かせない大切な夏休みだったのではないのでしょうか。それが、昨年、今年とコロナの影響でほとんどの子供たちが外出自粛で友達との交流も少なくなった夏休みだったと考えるとございます。

こうした状況から、既に2学期が始まりましたが、子供たちへの対応と、残念なことに罹患された子供たちへのケアを含めた今後の対応を伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今ありましたように、学校は今2学期が始まったところで、文科省のガイドライン、学校の新しい生活様式を用いながらコロナ感染予防対策を徹底して教育活動を進めてきたところであります。

それにおきまして、部活動等は中止とか、学校行事等も3密を避けた感染防止対策を徹底して実施をしているところであります。そして、今毎日検温の実施また家庭での検温の実施とか、発熱があるときには出席を控えるようお願いして、休んでも出席停止扱いとなり欠席にはならないように今はなっております。

また、教育委員会でも、学校等欠席者・感染症情報システムにて町内の学校の感染状況等を注視今しておるところでございます。また、町のホームページを活用して、保護者への周知の徹底また防災無線を活用しての協力依頼をしました。あと、町内の各校長と数回Z o o mを使ってテレビ会議を行い、意見の交換、情報の共有を図ったところであります。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ある意味子供たちは一番の犠牲者ではないかなと考えるところございます。

今後、こうした子供たちのケアはもちろん、アフターコロナへつなぐ光と申しますか、今課長がおっしゃいましたような、そのZ o o mとか、例えばI C Tを活用してオリンピック・パラリンピックで活躍された選手や、ハードルは非常に高いんですが、今をときめく二刀流の大リーガーと画面を通して交流なんかできると、もう最高に楽しく、また励みになり、将来への希望の光になるのではないかと考えますが、その辺もし担当課長の御意見あればよろしく願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

本当にいい意見だと思いますので、また今後検討してまいりたいと思います。

○2番（竹山成浩君）

本町のオリンピック・パラリンピックホストタウン事業において交流を重ねてきたセントビンセント及びグレナディーン諸島との食の交流ということで、来週でしたかね、町内の学校給食にカリブ地域の料理を提供する企画も予定されているとのことをSNSで知りましたが、このような企画は子供たちの夢がグローバルに広がることだと思われまます。素晴らしい企画だと考えるところでございます。

ぜひ、自粛自粛でつらい日々を送っている子供たちのために、元気を与えられるように期待をしております。

それでは改めまして昼夜を分かたず徳之島の皆様を守るために闘っておられます医療従事者の皆様、必死になって新型コロナウイルスから患者さんを救うため、そしていつ自分自身も感染するか分からない状況の中御尽力を頂いているスタッフの皆様へ敬意と心からの感謝を申し上げ、次の質問に入ります。

昨年3月議会でも取り上げましたが、悪天候による定期船や貨物船の欠航・抜港について伺いたいと思います。

これからの台風時期を控え、定期航路の欠航や抜港が増えるのではないかと危惧されます。そうした中で、農作物の出荷等に支障を来すことが出てくる可能性があります。今後対策を講じる必要はないか、担当課長に伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

徳之島において、昨年、本年と直接大きな台風災害はなかったものの、外海離島の条件不利地域にあるため、台風接近により、定期船や貨物船の欠航や抜港で海上輸送が停止する問題が生じています。それによって、マンゴーをはじめとする時期的農産物の出荷調整ができないことから、品質低下という事態を招いているようであります。

本年、理由は違いますが、新型コロナウイルスにより販売力が低下している農産物等の出荷調整や品質低下を防ぐため、アフターコロナ対策として予冷コンテナ等による品質維持、予冷整備事業による整備を進めているところで、整備され、これを活用できれば一時的な解決策となると思います。

これについては、昨年からいろいろこうやって企画案を練ってきたんですけども、場所等が当初港湾の施設の近くにやったときに非常にフォークリフト等の問題があるということではなかなか場所の変更を余儀なくされました。また、いろいろフリーザーコンテナの基数もよくよく計算して、なおかつまた台風災害のみならずほかの災害、要は停電時のことも考えて今後のことも対策を練りながらやるということでこれまで検討した結果、非常にこうやって後手に回

ってやっってしまったことを非常にお詫びを申し上げたいと思います。

また、今回みのり館の横に新たに場所を確保して、そちらのほうにこのフリーザーコンテナによる予冷施設整備をするようになっておりますので、早めの着工と備えを心がけていきたいと思っております。

また、それとは別に、これらの緊急対応策として、現在フリーザーコンテナを1基当面リースとして待機させております。それによって対応できればと考えておりますので、御理解頂きたいと思っております。

また、今後は、長期間にわたる海上輸送の停止も見据えて、加工品への対応や新たな品質保持技術の導入も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（竹山成浩君）

課長の答弁でもう分かりましたけど、1つだけ、この前の事例がありましたので。先月8月4日の上り船が船体トラブルで亀徳港に着かず、そのまま鹿児島へ向かったようですが、その船で送る予定の返礼品のマンゴーが積込みができませんでしたと。課長のほうにお伝えしたんですけど。あいにく翌日からは台風の影響で船は欠航になりました。そうした農家さんの声を町のほうにお伝えしたところ、企画課長をはじめふるさと納税の担当職員の方々の機転と申しますか素早い行動で空路、航空便の手配をしていただいて、農家の皆さんは本当に大変喜んでおられました。ありがたいことだと思います。

くしくも、その前日の8月3日は、高岡町長をはじめ農林水産課長は県知事へそのマンゴーやドラゴンフルーツのPRを行っているところだったんですよね。そうしたこともありました。その後3日間ほど台風の影響で欠航が続いたわけですが、以前にも出荷ができずに役場のほうで安価での販売も行ったと伺っております。

そこで、昨年、一昨年と欠航が長引いた日にちを調べてみたんですが、昨年は8月31日から9月の9日まで10日間、一昨年に至ってはお盆前の8月の5日だったのか、12日間も船が着かなかったと記憶しております。

そこで、前回質問させていただいたときに、コンテナの設置のほうは県へ要望して、県のほうも検討していきたいとの答弁を町長からも伺っておりました。今後冷蔵コンテナを設置する方向で先ほど課長が言われましたので、よかったなと考えております。

場所の選定は、もうみのり館でということよろしいでしょうか。みのり館の横。

○農林水産課長（高城博也君）

場所のほうは、選定の結果みのり館の周辺に設置するというので考えております。で、今整地をやっております。これについては、当然一緒に発電機等も考慮に入れてやっていくと。で、また緊急時対策のため利用頻度は非常に低いものとなるのを覚悟しておりますので。しかしながら、せっかく導入したものをそのまま何も、万が一ここ数年利用がなかった場合、その

まま放置するのいかなものかと思ひまして、みのり館との共用も考慮しながら、そういった意味でなかなか決めきれなかった経緯がございます。

また、先ほどの出荷物の件につきましては、冷蔵庫があったからといって品質低下を招くということではないと思ひます。今非常に冷蔵で何日間か置いても、なかなかその中で傷んで、お客さんのほうに届けたときに非常に劣化が激しくなるという状況も聞いております。一部です。そういったことも含めながら、やはり品質の維持をやる技術をちょっと模索しながら、今後それも同時に検討していきたいと考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

そうしたそのみのり館のほうと共用とか、その辺も考えていただいて、ぜひ対応していただきたいと。もちろんその品質維持に関しては重要なことですので、送った品物がまずかったというふうなことがないように、またその辺も考えていただきたいと思ひております。

マンゴーやドラゴンフルーツばかりではなく、季節季節で出荷を迎える青果物や花卉もあります。農家の皆様が丹精込めて作った作物が出荷ができなければ、損失は大きいと考えられます。ぜひこうした状況を踏まえて、スピード感を持って対応をお願いしたいと思ひます。

それでは、最後の質問になります。

今年は、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、来年以降の町民体育祭の日程について伺いたいと思ひます。

例年10月に開催されています町民体育祭を、熱中症対策や台風の影響等を考慮し、11月に変更する考えはないか伺いたいと思ひます。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

その前に、本年度の町民体育祭の中止についての経緯を皆様に御説明をいたします。

町民体育祭は、毎年、議員のおっしゃるとおり10月の第2日曜日に実施しております。今回も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から苦渋の決断でしたが、8月の18日に中止の決定を行いました。なお、この中止決定につきましては、8月上旬に町内11校区の地区体協役員、区長、スポーツ推進委員に協力を要請し、町民の皆様の声という形でアンケートを実施いたしました。その結果を受けての判断となり、皆様には防災無線等を通じて報告をさせていただいた次第であります。

また、今御質問がございました開催時期については、長年10月の第2日曜日に開催してきた関係上、開催日変更となるとさまざまな御意見等も予想されます。議員のおっしゃるように、熱中症対策や台風影響等も考慮し、2町並びに関係機関と連携を取り、話し合いの場を設け、検

話し、協議してまいりたいと現在のところ考えております。

○2番（竹山成浩君）

年々四季の変化といえますか、様相も変わってきているように感じるがよくありますが、9月、10月はまだまだ昼間の暑さは非常に厳しい状況にあると思います。コロナの影響を受けて2年連続の中止となったわけですが、来年以降も炎天下でのマスクの着用での応援や観戦ともなれば、一段と暑さが厳しくなるのではと危惧されます。

暑さ対策はもちろんですが、台風の発生件数も11月に比べると10月はやはり多く発生しています。この2年、新型コロナウイルス以外で、台風や悪天候で中止になった年は分かりますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、参考までに平成24年から本年、令和3年までの10年間に中止になった年を御紹介をさせていただきます。

まず、平成24年は台風通過後の被害状況が甚大であったため、これにつきましては町民感情を優先するという事で中止を決定いたしました。

また、平成26年は当日に台風が直撃した関係で、これも中止となっております。

また、平成30年、一番新しいものでいきますと台風、これも通過後の、特に伊仙町のほうに被害が甚大だったようでございまして、これにつきましても町民感情を優先するという形で中止と決定をいたしております。

そして、令和2年、令和3年本年はコロナによる中止ということを決断させていただきました。

この10年間で実際に行ったのは5年間、そして中止を決断したのも5年間ということになっております。

○2番（竹山成浩君）

2年に1回ということですよ。月別の平均降水量は、さほど変わらないのかなと考えるとところですが、町民体育祭を11月に変更した場合、様々な行事日程の変更とか移動が出てくると重々理解はできます。これは今年度における行事日程ですが、今度の12日、次の日曜日ですね、中学校の体育大会、次の日曜日、19日に各小学校、26日の日曜日には、亀津小、亀徳小学校の運動会の予定が組まれております。

私の提案理由の一つですが、要するに、子供たちの暑さ対策を考えた上で、体育大会、運動会も含めて町民体育祭を1週でも先送りできないかと、先送りすることで熱中症対策にもつながるのではないかなと考えるところがございます。これまでに、そうした日程変更に関する協議等はなかったか伺いたいと思います。

以上。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

実際、これにつきましては、前の担当のほうからもお伺いいたしました。過去における体育協会の見解として、この開催時期の変更並びに予備日というものが設けられないのかということで話合いが持たれております。その中で、開催時期を変えることにより、一番の問題がやはり皆さん、10月の第2日曜日という日に、ほとんどの選手の皆さんが予定を合わせてきております。そこで、実は、予備日を設けた場合にしても、これのその事情がなかなかその日にまた変えてしまうと選手の確保が難しいということも意見としてあったようです。また、1年をとおして行事日程が決まっているということもありまして、開催の時期というのを変更は難しいと。

それから、一番の懸念された問題点が、これは農家の皆様から上がってきた問題で、この時期にジャガイモの植付け等があるということで、このジャガイモの植付けに関しましては、かりとり等のことも含めまして天候が晴れていないと非常に難しいということで、これがもし仮に、日曜日とかに当たった場合でもこの時期をずらした場合には、その日に出れなくなるおそれもあるという、そのジャガイモ等の植付け、農繁期のこと等の問題点もあり、開催時期の変更については、その当時は決定をしなかったといういきさつを伺っております。

○2番（竹山成浩君）

そうですね。課長の答弁にもありましたとおり、11月は馬鈴薯の植付けで、農繁期にも当たります。そうしたことで、農林水産課のほうで、農家の皆様が植付けした日に、植付けした日にちとか分かるのであれば、そうしたことも含めて、今後、関係機関で協議の場を設けていただくことも必要ではないかと思われまます。

そうしたことを含めて、最後に、教育長に、教育長の見解もお聞かせいただけたらなと思えます。

○教育長（福 宏人君）

町民体育祭の日程ということで、先ほど茂岡課長のほうから答弁いただいたとおりだと思います。

各、例えば、奄美市は、市民体育祭が11月3日でしたかね。そういったようなことでやっております。

それから、これに伴って、今度の日曜日から小学校、中学校の運動会、体育祭等も今始まっております。その中で、熱中症も含めて、いろいろと学校も今、いろんな対応をしながら今、コロナ禍で縮小もしながら、あっちこっち学校行事もそういう流れの継続ということで今、進めているところでございます。

ちょっと、この全国公立運動会の開催時期と熱中症の危険予測ということ、2017年度の研究論文がこちらにございます。これを見ますと、今、全国なんですけど、今、春季と秋季ということで、5月16日から6月1日までが約54.3%、それから秋季、9月11日から10月17日が

45.7%ということで、これ学校の運動会なんですけど、ほぼ半々なんですよね。地域的に見ますと、この九州圏内、福岡はやはり春が多いんですけど、あとは、ほとんど秋に行っているわけですね。鹿児島県がほとんどがこの秋季というようなことでございます。

ですので、この感染症対策も含めて今、熱中症予防ということですが、ある学校からこれを頂いているんですけど、水分補給とかそのやり方も含めて、様々な対策を取っております。そして今、厳重警戒のアラート等も今、出るようになっていきますので、学校もそれを見ながら今、対応しているところです。

今後、もう1つ、学校の運動会が、本来ならば、学校の儀式的行事なんですよね。規模の小さい学校は、それが校区運動会という形で、校区の町民体育祭に乗せた行事とかPTAも含めて総合的な感じの運動会になっておりますよね。ですので、ちょっと都会の、都会ちゅうか、都市部の運動会、もう学校独自でする競技内容と、いわゆる地方部において、学校と地域で協働しながらやる運動会ということで、ちょっと趣旨も変わっております。

今後、時期の見直し、先ほどありましたとおり全てにつながるものですので、関係のところいろんな団体とかいろいろございますので、そういったもの、それから、今の熱中症の状況も踏まえて、相互的に判断しながら進めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。ちょっと結論には至りませんが、そういうふうに考えているところです。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

関係機関と協議をしていただいて、1つのテーブルに乗せていただくと、その辺でよろしいかと思えます。今後のことを考えて、よろしくお願ひしたいと思えます。

30分を目指したんですけど、長くなりました。これで竹山の質問を終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、植木厚吉議員の質問を許します。

○1番（植木厚吉君） 皆様、こんにちは。

先般、残念ながら島内におきまして、コロナウイルスの発生、また、感染拡大の事態が起きてしまいました。本土において、変異株が猛威を振るう中、前回の発生時とは全く異なる事態でありました。改めて、この新型コロナウイルスに対しての対応の難しさを痛感しているところであり、今議会においても多くの議員の方々が取り上げられております。様々な知恵を出し合い、この難局を乗り越えるべく、町議会一同邁進、努力する所存であります。また、罹患された方の1日も早い回復を願ひ、また、連日対応に奔走されている医療従事者の方々、保健所職員の皆様に心より感謝を申し上げます。

それでは、1番植木厚吉が、通告の2項目について、一般質問をさせていただきたいと思ひ

ます。

去る7月26日に、我が島民念願でありました奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4地域の世界自然遺産登録が決定し、我が徳之島も新たな局面を迎えたところであります。今回登録の4地域、また、その近隣諸島は、地理的環境も文化的な面においても共通点も多く、世界一般的にはほぼ同じような地域として認識されていることと思います。

しかしながら、奄美諸島、沖縄諸島とは行政区の違いもあり、闘牛等の民間の一部を除き、非常に交流が少ない現状があると思います。この自然遺産登録を機会に、この琉球弧と呼ばれる島々の交流を活性化させ、奄美諸島、沖縄諸島の相互の発展を図るべきではと考えております。

今後の奄美、沖縄諸島の関係者への構築について、当局の見解を伺いたいと思います。

○企画課長（村上和代君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

まずは、世界自然遺産登録決定に当たり、これまで御尽力くださった関係機関の皆様方、また、世界に誇れるこの徳之島の自然をこれまで大事に守り続けて来られた先人の方々、そして、自ら町を美しくしようとボランティア清掃活動を計画、実行された議員の皆様をはじめ、町民全ての皆様方に感謝申し上げます。この登録をスタートとして、これまで以上に関係機関と連携を図りながら、質の高い保全と管理を一層充実させ、世界へ向けて魅力を発信していきたいと考えております。

ただいま植木議員から、世界自然遺産登録を機に、沖縄諸島との交流を活性化させる取組について、どう考えるかということでありましたが、奄美群島と沖縄は、地理、自然、歴史、文化などのつながりが深く、これまでも各分野で様々な交流が行われてきました。今後は、これまで以上に圏域を超えた人と人の交流を活性化することにより、心の交流ができるとうれしく思います。併せて、文化、経済の交流についても充実させ、両地域の発展、振興に努めていくことが重要だと考えます。

○1番（植木厚吉君）

先日、この世界自然遺産地域連絡協議会というものがオンラインで開催と聞きましたけども、どのような協議をなされたのか、抜粋して町長のほう、お願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

協議というよりも意見交換会といいますか、決め事があったわけではないんですが、それぞれの首長さんの挨拶がございまして、今後、何に取り組んでいくか等の話がございました。何分そのテレビ会議ということで、なかなか深い議論がなされなかったのじゃないかなというふうに今、思っております。

今後、今、7月26日に世界自然遺産登録になりましたが、4つの課題がございまして、それ

をしっかりと取り組むということ。これは、皆さんも御存じのように、観光の計画であったり、あとロードキルの問題、そして河川の問題等々がしっかりと後世へ引き継ぐために自然を保護するという決意と、あとまた、関係者の皆様に感謝の意と、そしてまた、観光については、世界自然遺産区域をしっかりと保全しながら観光につなげていこうというような話がなされたところでもあります。

○1番（植木厚吉君）

今回のこの質問の趣旨でありますけれども、もちろん奄美諸島と、今回登録された地域の交流はもちろんなんですけれども、それを含め、いわゆる琉球弧といわれるこの奄美諸島を含めた沖縄全体の地域の交流をさらに深めるべきという考えは、実は、かなり昔からそういう考えがちょっとあったんですけども、せっかくですので、こういう機会を機に、登録地以外の沖永良部とか喜界も含めてなんですけれども、そのような地域ともしっかりと連携をして、今後は、地域全体でもろもろの観光を含め、おのおのの島々の抱える課題等もほぼ似通っていますので、そのような観点からもやはり圏域を越えたいろんな交流が必要ではないかと思うところがあります。

また、アフターコロナにおける関係交流人口の拡大を目指していくわけですが、今の現況でいえば、コロナ前にはなりますけれども、やはり交通インフラに優位性のある奄美大島のいわゆる独り勝ちっぽいところが見受けられるような点がありますので、やはりそこは、今回、このような機会にしっかりとした連携といいますか、もろもろの行政的な連携をもって、関係交流も全ての島々とは今、難しいかもしれませんが、その波及効果が持っていけるような対策がぜひ必要ではないかなと思うところがあります。そのような見解を、ちょっとひとつお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

7月26日を記念日にしようという動きがございまして、様々な意見がございしますが、私といたしましては、世界自然遺産という言葉を出してしまいますと、はずれる自治体があるやもしれません。よって、この世界自然遺産というものは国立公園であって、遺産地域になっていなくても国立公園は奄美群島内全てあるわけですから、その保全という目的は、全てが共有していいのではないかなというふうに思います。なおかつ、我々奄美群島区は、奄振事業という成長戦略ビジョンとソフト事業を持っています。これは、奄美群島内で使える予算ですので、奄美群島が一丸となれるような仕組みづくりが必要だと思っております。今後は沖縄島も含めて交流をいかに深めていくかということで、その7月26日を奄美・沖縄島観光交流推進の日とか、あと環境教育の日とか、様々なみんなが参加できる日、記念日、事業等が取り組めるようなシステムづくりが必要ではないかなというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

その件に関して、こちらにも質問しようかなと思っていたところだったんですけども、今回、奄美大島の5市町村は、7月26日を奄美・沖縄世界自然遺産の日に制定することとしています。同市を含む奄美大島5市町村は、これを9月議会において制定を目指すとしておりますけれども、徳之島町にもそのような打診といたしますか、あったと聞いております。まさに先ほど町長がおっしゃられたように、世界自然遺産の日となってしまいますと、それから外れた自治体はそのような関係性がなくなってしまうので、町長の考えにすごい賛同するところでありましてけれども、やはり、この制定の件に関しましても、どうしても奄美で独断といたしますか、何かそういうふうなところがどうしても見えてしまったり、この連携性が薄いのかなと、どうしても感じてしまうところがあるので、その辺をしっかりと先ほど、この7月26日の件に関しては、町としてはどのような方向性で、打診に対しての返答といたしますか、する予定でありますか。

○町長（高岡秀規君）

まずは、徳之島3町で確認を取ったのが、やはり、奄美群島内全体で参加できるようなシステムづくりが必要であるというので一致しております。9月には間に合わなかったんですが、この7月26日の1週間でありますとか、どの日を記念日とするかは、今後、3町でも話し合っていきたいというふうに思いますし、そしてまた、永良部、与論、喜界島、また奄美の5市町村、全体で一緒になって取り組めるような活動の日、5市町村が世界自然遺産の日に制定したのは置いておいて、それをさらに我々は、観光交流の推進の日でありますとか、環境教育の日であるとか、やはり子供たちにも後世に伝えられるような、島民一丸となれるようなことでの事業を行えるような記念日にしたいというふうに思っておりますので、今後は、様々な市町村とも協議しながら、いい方法があれば模索していきたいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

その記念日の件に関しましては、町長のおっしゃるとおり、ぜひそのような方向性で進めていただきたいと思うところであります。

また、何度も出ますけれども、この沖縄諸島との交流という原点は、やはり、今現在は、コロナ禍で全てが自粛モードでこのような状況でありますけれども、いつかはこの事態も収束し、また、世界自然遺産登録ということで、多くの方々が来島されることも予想されます。その中で今、沖縄というのがもう世界一を誇る観光地でありますので、そのような観点からもやはり交流を深めて、そのような観光需要のお裾分けではありませんけれども、ここにも還流、奄美諸島にも還流していくような全ての諸島に還流していくような仕組みづくりをやはり今のうちからきちんと考えておかないと、こういう時期だからこそ、猶予が与えられたりということで、そのような考える時間があるのかなと思いますけれども、もちろん、今後のインバウンドの需要とかそのようなこともありますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、その地域内で交流することによって、地域内のいきなりの経済還流といたしますか、経

済的な需要も期待できると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に行きたいと思いますが、現在、沖縄・奄美諸島間において、どのような交流事業が取り組まれておられるのか。また、今後のその事業の見通しなどはどのようなになっているか、伺いたいと思います。

○企画課長（村上和代君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

平成27年7月から、奄美群島と沖縄の交流を促進し、両地域間の移動しやすい環境づくりをするため、沖縄県と鹿児島県の折半により、沖縄本島と奄美群島を結ぶ航空の運賃及び船賃に対して支援を行い、運賃低減を図っております。

また、世界自然遺産となった地域の交流人口の拡大を目指すことを目的に、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会による奄美群島交流需要喚起対策特別事業の一環として、奄美群島発着路線に世界遺産先得の設定を行っております。このような取組により、これまで以上に沖縄・奄美間の島々の交流人口の増加が期待されます。

次に、平成30年度より、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4つの地域の子供たちが交流を行う奄美と沖縄の世界自然遺産次世代継承交流事業を進めてまいりました。平成31年度より4つの地域の子供が集うサミットを計画しておりましたが、残念ながら台風や新型コロナウイルスの影響により、相次ぎ中止となっております。新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見えない状況ではございますが、子供たちの地域間交流を促進することで、多様な視点を持った人材育成につながることを期待されることから、引き続き交流事業の開催に向けて、県や関係市町村と連携を図ってまいります。

また、古くからつながりの深い奄美地域と沖縄県山原地域において、経済、文化といったあらゆる面の交流の推進を図っていくために、情報を提供していく組織として、平成11年7月、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を設立し、両圏域の将来に向け、交流の取組を行っております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

先ほどありました沖縄・奄美連携交流促進事業というものが、奄振及び沖振の折半事業ということでもありますけれども、このような事業、両振興事業からこのお金が拠出できるという事業は、航空航路に限らず、ほかの事業にもぜひ、何とていうのか、拡大、拡充していったほしいなと思うところでもあります。そのようなところから、いろんな企画をまたしていただいて、ぜひ航空運賃のみならず、ほかの事業等にもぜひ取り組んでいただけるような打診等もできればなと思いますけど、その辺の見解を、何かあればお聞かせください。

○町長（高岡秀規君）

今課長が事業等について説明ございましたが、ただ、心配するのが、世界自然遺産登録になるまでを航空運賃のそういった需要喚起については、予算配分というような流れがございましたが、今回の奄振法の延長もございしますが、今現在は、世界自然遺産登録になりましたが、需要喚起の事業はまだ残っているということなんですね。そこに期待をしたいんですが、2年後にどのような観光事業、航路の補助事業が構築されるかは、皆様方議会と一致団結をして、沖縄も含めて政府のほうにしっかりと要望をしていきたいというふうに思います。

そしてまた、奄美大島が特に成功事例となっていることに鑑みまして、いかに交通手段が安価な低廉な価格でやることが人流を生むかということはもう証明されたわけですから、沖縄も含めて、離島においてのこれからの補助事業の在り方を提言していきたいなというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

奄振も含めてですけれども、時限的に更新時期が来るわけですから、またその際に、このような事業が外されるようなことがないようにぜひ声を上げていただいて、こういう事業の必要性とかをぜひ訴えていっていただきたいと思います。

本当、一番こういう質問の中で伝えたいところといいますか、危惧するところが、本当に沖縄一辺倒であるとか、奄美大島一辺倒であるとか、偏ったいろんな観光客でありますとか需要の偏りがないように、やはりその辺を満遍なくしていくためには、ぜひ町村会長にもなられておりますので、ぜひこの我が徳之島がリーダーシップをしっかりと取って、そのような交流事業の環境づくりを率先してつくっていける環境ができればと思うところであります。よろしくお願ひします。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。3時55分から再開します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時55分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの総務課長の答弁の中で、金額の訂正がありますので、総務課長、よろしくお願ひします。

○総務課長（政田正武君）

先ほど是枝議員から質問がありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次の補正額でございますけれども、1億3,967万8,000円と申し上げましたが、正確には1億6,303万8,000円でございます。お詫びして訂正申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（池山富良君）

それでは、植木厚吉議員。

○1番（植木厚吉君）

後に福岡議員も控えておりますので、手短に行きたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

コロナウイルスについてでありますけれども、先ほどから多くの議員の方々も取り上げられておりますので、抜粋していきたくと思えます。

今回、起きました感染拡大という事態を受けて、見えてきた課題を伺いたくと思えますけれども、ここは課題であったと思うことがあれば、健康増進課長、ひとつ教えていただきたいと思えます。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

今回の感染は、6月25日にレベルを2に引き下げた中、8月11日に感染者が発生するまで、1か月半ぐらいですけれども、住民の気も緩んでいるところに感染が発生し、また、クラスターが2つも発生してしまいました。

課題としましては、やはり宿泊施設、もっと早めに開設できなかったのか。あと、発生時の病床の確保、医療従事者の宿泊施設の確保等の課題があったと思っております。ただし、県が担当している部分もあり、発生したら県との協議を含め、早急に情報を共有して早い対応をしていきたいと思えます。

また、今回は二次感染、家庭内感染が多数発生してしまっていて、人の移動や接触の低減を含めた新しい生活様式を日常生活に取り入れて感染症対策を実践していただくよう、広報や防災無線を通じて定期的に周知していきたくと思えます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

確かに、6月から小康状態といいますか、落ち着いた状態でありましたので、気が緩んだといいますか、やはり人間いつまでも緊張状態のままというのは、非常に難しいところであると思えます。そこをやはり、注意の喚起の在り方とかも非常に難しいところであると思えますけれども、しっかりと新しい生活様式等の周知等、もっともっとしなければいけないのかなと思ったところでありました。

先ほどから、各議員が話されている内容とかも聞きながら思ったんですけれども、やはり、私の課題といいますか、思ったところは、情報の扱いなんですけれども、事前の開示等々がやはり個人情報などの問題もありまして、非常に難しいという点でありますけれども、罹患者が数週間たって回復されるんですけれども、その後に病状に至った経緯とかもろもろのアンケートとか、そういうのはデータ管理して、今後、もろもろの対策等のデータとして利用するのは

非常に有効ではないかなと。どういう経路でかかったとか、どういう症状であったとか。やはり、コロナが何が怖いかというところと、今回、不幸にも申しますか、うちの知人が数名かかった方がいましたので、正直なところというその見解を聞かせていただいて、この質問も出させていただいているんですけども、やはり、そのような方々の意見とかを集約して、今後に活かしていくデータ化というのは必要ではないかなと思いますけれども、その辺何か御意見ありませんか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

皆さんも新聞等で御存じかと思いますが、米盛病院のほうでクラスター発生の現況、現況とか、課題とかをまとめて記事にしているのがありましたので、徳洲会病院のほうもクラスター出ていますので、徳洲会病院ともう一回話をして、そういう次に活かせるような検証をしていきたいと思っておりますし、また、3町でどういうのが有効なのか、どういう対応をしたらいいのか、また検証をしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

この感染といいます、陽性反応が出て、自宅待機、入院等様々な処置をされるかと思うんですけども、これが自宅待機となった場合に、そこから時間がたって回復しましたというその後、何だろう、その解禁の判断というのは、どなたがされるのでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

退所していい判断は医師のほうですると思っております。保健所のほうから、自宅療養及び宿泊療養の方については、1日2回電話をして、体温、体調の様子、パルスオキシメーターの数値などの確認はしているということを伺っています。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今日、議場のほうで先ほど頂きましたこの資料、感染者数の資料を頂いたんですけども、毎晩ですね町長もしっかり報告のほうをさせていただき、情報としてありがたく取っておりますけれども、この中で、やはり快方に向かわれた方とか、積算の数あるんですけども、現在、どのぐらいの人数がいるかとかとは判断がつかないわけですね、新規の方ばかり積み上がっていくので。やはりその辺ももし可能性があるのであれば、全ての今、116名となっておりますけれども、このうち何名はもう回復されましたとか、そのような情報があってもいいのではないかなと思うんですけども、これどうですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

前回は、町別で対象者が何人、自宅待機が何人という、宿泊療養が何人という数字を保健所のほうに聞いて、保健所のほうも教えていただいたんですけども、今回につきましては、町別にはもう出せない、多くて。3町で今、こういう人数で出ているということで、もう忙しいから、町別に出していないということでした。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

やはり、感染者数の急増、急な事態でしたので、なかなか保健所のほうも手が回らない、恐らく、もう手いっぱい、手に負えない状況であったと思いますけれども、今回も数値的にいえば、少し落ち着いてきたのかなとは感じ取れるところではあるんですけども、これから冬場とかに向けて、いつまたこういう感染の事態、拡大の事態も起こり得るという前提でこれはいないといけないものであろうと思います。変異株もウイルスがどこまで変化するかというのも想像つきませんし、恐らく新しい株やいろんな株が出てくるのではないかと想像される中で、またこのような事態が必ず起こり得るという前提で対処しなければいけないだろうと思うところでもあります。

その中で、次に行きますけれども、中等症以下の自宅待機者に対しての対応はどのようになさっているか、教えてください。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、自宅待機者については県のほうが対応してまして、保健所のほうから1日2回、朝と夕方ということでしたけれども、電話で体温や体調の確認、パルスオキシメーターの数値の聞き取り等を行っているとのことでした。

体調が悪いとかいう場合については、オンコールドクターという担当がいて、徳之島の場合は、宮上病院、伊仙クリニック、いなだ整形外科の先生が日ごとに担当していただいています。当然、ニシダのほうには、看護師が1人常駐している、やっているということです。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

これも感染された方からの意見といいますか、お話聞かせていただいた中でのことなんですけれども、実際、自宅待機を命じられて、もちろん外出は不可能になります。その中で身の回りのことも、買い出し等もちろんできませんし、そうなった場合に、何が一番怖いかというと、自分の体の状態が分からないと、そういう中で、もちろん医療機器的なものもないわけですから、そういった中で、やはり、これ次の質問ですけど、そのまま行きますけれども、そういう判断ができる材料、パルスオキシメーターや簡易的な酸素吸入器の自宅療養用の機材等を貸与できる仕組みとか、今後、このような事態も起こり得るという観点の中で、大量でなくても機

材として置いておくのは必要ではないかと思えますけれども、この辺はどうですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

パルスオキシメーターについては、保健所のほうが徳洲会から借り入れいたしまして、貸与していただきまして、保健所が自宅待機者、宿泊療養者のほうに貸出しを行っています。町のほうにも準備はあるんですけども、保健所の在庫分が不足したときに町の分を保健所のほうに貸し出して、保健所を通じて貸し出すようにしていこうと思っています。

酸素吸入器ですけども、酸素吸入器については、医療機器であり、医学的管理のもとで使用が必要があることから、行政での貸与は困難です。当然、酸素吸入が必要な場合はもう入院になりますので、病院のほうの管理下になると思います。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

この患者さんの意見といたしますか、思うところが、やはり一番、何だろう、不安が大きいと。何も器具もない、放置されているというわけではないんでしょうけれども、やはり、そのような指針となる自己判断が効かないというところで、かなり不安が大きいというところもあると聞いております。

その中で、その方は身内のおる方だったんですけども、仮に、これが単身者でありますとか、本当に独居の方でありますと、食材の買出し等もできないという事態に陥ってしまいますので、その辺何か、今後の検討の機関として何かできないか、御意見ありません。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

まず、県のほうが今週の月曜日、6日から新型コロナウイルス感染症自宅待機者への生活支援ということで、物資ですね、ちょっと長いんですけど、読みますね。パック御飯、カップ麺、パスタ、パスタソース、レトルトカレー、レトルト中華丼、缶詰、ビタミンゼリー、カロリーメイト、フリーズドライのスープ、みそ汁、飲み物、お茶、水、豆乳、チョコレート、クッキー、煎餅、あとマスクと消毒液、これを希望者に配送することになっています。県のほうがやることになっています。

それと、先ほど言いました買い物支援についてですけども、これも町長と関係課と話をし、対応していこうということで決定しています。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

先ほど出された数値の中でも、自宅待機者、十数名ということで、相当な数ではないですの、恐らく手の届く範囲ではないかなというところであります。ぜひ、やはり、こういう事態

のときに何もないというのが一番心細いと思うので、何かしら1つでも行政の支援といいますか、手助けがあるというだけでも心の支えという面で非常に心強く待機もできるのではないかなと思うところであります。何度も申し上げますけれども、恐らく、このような事態がいつ何どきまた再発するかもしれない。恐らくするであろうという前提で取り組まなくてはならないと思うところであります。関係各所、かなり御尽力されているのは重々に分かっておりますけれども、さらにまた適切な対処、また町民の意見をよく聞いて、対応いただければありがたいと思います。

オリンピック、パラリンピックも無事閉会を迎えました。多くの感動と勇気を頂いたところでもあります。特に、パラリンピックの選手の活躍は目覚ましいものがありました。人間本来の本当の強さを教えていただいたような気がします。この未曾有のウイルスもいつかは人類は乗り越えていくものと信じております。その日を迎える日まで恐れず、ひるまず、負けずに頑張っていければと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、福岡兵八郎議員の質問を許します。

○13番（福岡兵八郎君）

皆様、こんにちは。

最後の質問をさせていただきます。

令和3年第3回定例会において、13番福岡が通告の3項目について質問いたします。町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

質問に入る前に少し予告をさせていただきますが、まず、毎日町長の6時半の放送、町民の皆様が非常にその時間を待って、全町民が耳を傾けていると思いますよ。その中でいつもおっしゃっていることは、コロナ対策で日夜奮闘されておられる保健所、医療従事者の皆様に心から敬意を表し、感謝申し上げますということでもあります。私もこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

このコロナの始まりは、2019年12月20日、日本から武漢に入り、1月6日に帰国した方、その帰国者からの感染が始まりだと記憶しております。また、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号において4,061名検査し、陽性者が705名、うち無症状が392名ということでありましたが、そのときは私たちは、何か対岸の火事で自分たちは全く関係ないだろうという気持ちでありました。しかし今、ウイルスもいろいろ変化してまいりました。現在は、デルタ株の出現によって感染力の増大と年齢の幅が広がり、収束の時期が予測できないと専門家が異口同音に説明をしておりました。デルタ株の次はミュー株と言っていましたが、どのようなウイルスかまだ分

かりませんが。

最近、二、三年前からですけれども、うわさ話の中で、東京オリンピックの年に世界的な、これはパンデミックがそうですけれども、パンデミックが起きると聞いたことがありました。これが新型コロナだったのかなと、今思えばそう感じます。

同じく、もう1つのうわさ話がありました。某国において、新型の恐ろしい生物兵器、脳みそを食べる恐ろしいアメーバを研究している国があると。それは、川や湖に生息するフォーラーネグレリアという病原性アメーバは、体内に入ると脳内に侵入して、脳みそを溶かす酵素を出して、発症から10日ほどで人を死に至らしめ、沸騰してもろ過しても取り除けない、そして爆発的な増殖する、進化したアメーバをつくりだしているとのことでした。

日本国内の貴重な水資源を外国の資本家に買収されない対策も、国防推測として大変大事な課題だと思います。あくまでもうわさ話であってほしいものであります。

また、地球温暖化によって南極の氷がどんどん解けていますが、その氷の中にまた何千も前のウイルスが含まれていて、それが溶け出して出てくるとい話もあります。これもうわさ話であってほしいと願っているところでございます。

では、質問に入りますが、コロナ対策の示してある順番に御答弁をお願いいたします。これは、あくまでも課長の皆さん含めて職員の皆さん、非常に日夜この対策で頑張っておられることを分かっていますので、また、初めてのことでありますから、いろんな分からない点も多いと思いますので、これは追及するものではなくて、現状がどうかという把握するための質問でありますので、よろしくをお願いいたします。では、具体的には、質問席からさせていただきたいと思います。

コロナウイルス対策について、今日の最後の質問ですので、非常によかったなと思うのは、重複することが多くて、非常に簡単にできるなと思って喜んでいるところでもありますけれども、細かいところ、15項目出してありました。この中で重複している分はもう排除としますので、4点ぐらいちょっと聞きたいと思います。

まず感染経路について伺います。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

感染経路については、情報がないので分からないところであります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

分かりました。

すいません、議長。生徒児童の対策については、先ほど説明がございましたので、万全に期していただきたいと思います。園児の感染についての対応はどうなっていますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

町内の保育所を含む児童福祉施設においては、コロナウイルス感染防止の観点から、施設利用の際には、必ず登園前の検温、手消毒、マスク着用の徹底をお願いいたしました。

検査キットにつきましては、民間保育園については、昨年度の補助金で購入、また、母間保育所については、本会議の補正で予算化をしております。

町内でコロナ感染陽性者の増加が続く、園児の保護者や園児が濃厚接触に当たらないが、登園に不安に思われている方々には検査キットの提供を行い、安心して園児を登園させるなどの対策を行うこととしています。

○13番（福岡兵八郎君）

その方法としては今、それしかできないと思いますけれども、非常に小さな子供さんが、赤ちゃん含めてなりまるとね、もうその家族は全員が非常に、今4人に1人家族で感染しているということでもありますので、まさに万全を期していただきたいなと思います。

先ほど感染者の人数の116名、ちょうど女性が58名、男性が58名ですが、これで収束をしてもらいたいものだと願いながら、この質問については終わりたいと思いますけれども、ワクチンは今、どのワクチンを使っていますか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

ワクチンは、ファイザー製を全て使用しています。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

専門家の話によりますとね、1回目は、アストラゼネカ製、2回目がファイザーとモデルナと、それが効果が一番だということではありますが、モデルナには、最近、異物混入というのがありましたよね。そのような問題は何か心配ありませんか。

○健康増進課長（安田 敦君）

町で使っているファイザーについては、異物混入は確認されておりません。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

分かりました。

これまで皆さんが質問されておりますので、もうコロナについては、これぐらいにしたいなと思います。

それから、蔓延防止等重点措置が適用されたときに今、町から進めている各事業者や町民の皆様にもいろいろお願いしているわけですが、この蔓延防止等、鹿児島県が8月20日から

9月12日まで重点措置という、適用するというものであります。県としては、鹿児島市、霧島市、始良市ということで、奄美は外されているようでありましたけれども、この蔓延防止等が規制された場合、今までこれやっている対策とどう違うのか、お願いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

蔓延防止等重点措置が適用されると、さらなる規制と協力金の内容についてという御質問ですが、蔓延防止等重点措置が適用される前に県独自の緊急事態宣言が8月13日に発令され、それに伴い、徳之島3町も8月16日より営業時間短縮要請が出されました。その後、8月18日に、国から蔓延防止等重点措置の区域に鹿児島県が追加され、8月20日より蔓延防止等に伴う営業時間短縮要請が出されました。このことについて、さらなる規制や協力金の内容が異なるのかということですが、鹿児島県に出された蔓延防止等重点措置の区域が、鹿児島市、霧島市、始良市の3市であります。本町においては、さらなる規制ということはありません。しかし、本県に出ている蔓延防止等重点措置に基づき、営業時間短縮要請は継続されています。

内容として、緊急事態宣言が出た、営業時間短縮要請の期間が8月16日から8月29日まででしたが、8月16日から8月19日までと変更になり、蔓延防止等重点措置が発令された後の営業時間短縮要請が8月20日から9月12日までとなっています。

申請に応じていただいた飲食店は、営業時間については、午前5時より午後8時まで、酒類の提供は、午前11時より午後7時までとなっています。協力金につきましては、1店舗当たり1日2万5,000円から7万5,000円となっています。ちなみに措置区域になりますと、酒類の提供は行わないことや、スナック等でのカラオケは自粛することとなっています。また、県の緊急事態宣言による営業時間短縮要請と国の蔓延防止等重点措置に基づく営業時間短縮要請で、事業者の皆様には協力金の申請を2回申請していただくこととなりますので、間違いのないよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

では、町長に2点ほどお尋ねいたします。

1つについては、この協力金ですよね、指定措置になれば協力金が出る。せっかく町民の皆様も頑張っていますから、少しでも協力金が出せたらいいなと。だから蔓延防止等措置をぜひお願いしたいと、この協力を、何といたしますかね、指定させていただくという、そういうことに対する考え方が1つ。

もう1つは、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、第一次配分9,282万7,000円、第二次配分が2億5,735万2,000円、第三次配分、今、先ほど修正ありましたね。1億6,003万8,000円ということで、最初もらった資料では、1億3,967万8,000円というこ

とでありましたが、締めて6億5,289万5,000円にこの差額分二千何百万ですかね、つぎ足すわけですが、その中において、大体、37事業が実証されております。その総括について、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

まず、蔓延防止等につきましては、国が80%、県が10%、町が10%となっております、県がこれの事業をやる上で町として協力ができますかという打診がありまして、当然のことながら協力しますということで、蔓延防止等については、町としても予算を出していきたいというふうに思います。

それでまた、新型コロナウイルスの臨時交付金につきましては、先ほど来からいろんな一般質問がございますが、この三次補正につきましては、アフターコロナ、新しい生活様式に対するの予算という意味が非常に当初は大きかったわけです。国のほうでも、ある程度収束が見えてきていた時点での予算の配分だったのかなと思います、ここへ来て相当な感染者が出てしまったということで、緊急的な要素が深まってきましたので、予算の在り方についても組替えが必要になってきているかなというふうに思います。

今回、三次補正に、一次、二次、三次とありましたが、各課にコロナ対策での要望等、そしてまた提案があれば、各課から上げてくださいという文言で通達しても、なかなか満額の予算の提案が当初はなされなかったというのがございました。

しかしながら、アフターコロナであるとか、そして、いろんな使い勝手というものが国から示されました。まずは、特に二次は2億を超えておりましたので、二次の臨時交付金の活用事例というものを参考に各課から出していただきたいというふうな話がございましたが、なかなか各課から上がってくるという金額が、満額に達しない状況も当初はありました。そこで若い人たちにもアイデアを出していただきたいということで緊急に、今後、もしこういったことがあったら、すぐで提案できるようにということで、若い人たちの会議で提案をしてくださいということで、肉と魚とかいろんな事業が提案がございました。この三次につきましても、実は、臨時交付金には要綱がございます、その要綱にのっとって、各課の課長が、知恵を出すということが必要になってきます。この臨時交付金以外でも補助金というものは要綱がございます。要綱をどう読み取るか。そしてまた、自分がやりたい仕事、そして必要であろうという仕事を、何とかこの補助金、この交付金に乗せられないかということが課長の腕にかかっているわけです。

その中で今、先ほど来からいろんな事業がございますが、ユンボとかそういったものが非常に個別で出てきていますが、これも未来創生の20分野の、新しい生活様式での事例の中にあるわけです。それは何かといいますと、カーボンニュートラルです。脱炭素の社会における事業というものを国としては進めているわけですから、農林水産課のほうでは知恵を絞ってユンボ

が必要であると。生ごみとか堆肥とかを有機農業ないし脱炭素社会を目指すためにはこれが重要だということで知恵を出したわけです。この知恵に対しては、しっかりと今後の補助事業の在り方、取り方については非常に有効ではないかなというふうに思いますので、各課の今の要綱を読み取って、自分がやりたい仕事を補助事業に乗せるという知恵を出すことが今後必要になっていきますので、それは、今回はそれができていたのかなというふうに考えております。

そしてまた、この事業が上がってきたときに条件をつけました。それは、課長のほうから話がありましたが、もし感染者が多く出た場合、事業の組替え等が必要になることもありますよと。そしてまた、議員の皆様方にも感染者が出た段階で、この予算の組替え等もあるやもしれませんということは、お話した次第でございます。

今後も、今のような補助事業の在り方は要綱を読んで、その隙間、行間に書かれているもので自分がやりたい仕事、将来に向けた事業をどうやって補助事業に乗せるかという、そういった知恵が今後は必要になってきますので、今が非常にいい状況にあるのではないかなというふうに思いますし、この臨時交付金の補助事業との企画をぱっと出したときに、相当の企画が上がるようになってきています。これが非常にいい状況になっているのかなというふうに思いますし、今は、各課でも知恵を絞って補助事業を取ってくる、そしてまた、知恵を出して事業を行うというのが、少しずつみじくもこの事業のおかげで知恵を絞れるようになってきたのかなということで今、安堵しているところでございます。

今後も、新型コロナの地方創生という文言がなぜ入っているかということを理解していただきたいなというふうに思いますし、今後の奄振事業の要綱も、今のような知恵を絞って自分がやりたい事業を補助事業に乗せるという努力は必要になってくるかなというふうに思いますので、今後も議員の皆様方の意見を取り入れながら、コロナの対策については、優先順位をしっかりと協議して、この予算を委縮をしていきたいというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

各課から出てきた内容について非常に評価されておりますが、ちなみに点数をつけると何点ですかね。

○町長（高岡秀規君）

いろんな事業を各課から出してきましたが、僕では想像がつかないような事業をその活用の事例集、そしてまた未来構想、国がアフターコロナ、新しい生活様式と20項目上げています。その中から皆さんが、各課がそれぞれを勉強して、自分が今後必要になるだろうと、アフターコロナで必要になるだろうということを上げてきているということが、非常にいい方向に向いているのかなというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

点数はね、数字を出せないですよ。分かりました。

今、町長がカーボンニュートラルの話がありましたね。脱炭素。2050年度まで、国は、25%を有機農業に替えるということですが、そうしますと、本町の2,300ヘクタールの25%、約700ヘクタールぐらいはもう有機農業に替えないといけない。そうしたときに今、コロナ対策とユンボというのをいきなり見たら、何かこれということに思うわけですが、やはり深く考えますとね、そうしていう、アフターコロナ収束後、どうするかということも考えて進めなければいけない、それは十分分かっておりますが。併せて、ユンボとともに、ハンマーカッターナイフ、例えば、トラクターにチョッパーがありますよね。ユンボの先にチョッパーがつくわけですよ。そうしますと、あぜの草から全部きれいに刈るわけですよ。今は除草剤でみんな刈っているけれども、除草剤使わない、それに向けて、ユンボ本体に合わせてこのハンマーカッターナイフ、これ今、天城町は、建設課ですかね、道路の草刈りを全部、今それでやっておりますね、天城町は。だから、ぜひそれを入れて、今言うカーボンニュートラルの政策の中に入るところについては、除草剤じゃなくてそれを使って刈り取るということまでちょっと検討していただければなと思うんですが、農水課長、いや町長、町長ちょっとね課長の考え聞いてから。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

確かに、私も天城町のほうでハンマーカッターナイフをユンボの先で見て、あぜ草を刈っているのを見ました。やはり私のほうも、今回はそういうふうなアタッチメントを組んでおりませんが、現在運営している堆肥センターのほうでは、やはりあぜ草等も何とか、外来種以外も、当然、外来種を持ち込むと堆肥等が非常にまた蔓延して、以前、皆さんが御存じのとおり、今、はやっているものではなくて、朝顔とか、名前は分かりませんが、とげが逆にあるとか一時期はやったと思うんですけれども、まだ残っております、そういったものが混入されると非常にまずいと思いますけれども、現在、いろいろ管理されている、農家のほうで管理されているあぜの分に関しては、組織等を切り込んで、やはりそれも新たな活用としてやっていく必要があるのではないかなと考えております。今後は、参考にさせていただいて、今後のいろいろ検討して、こうやって十分やっていきたいと思っております。ハンマーカッターナイフということではなく、あぜ草等のそこら辺の活用等も十分、生ごみを含めながらやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○13番（福岡兵八郎君）

町長の見解をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

今、新型コロナウイルスの臨時交付金の使い道というものは、今後、今、感染症が今、出ているので、組替えを行っていかうというふうに以前も話をしたんですが、それで今、農林水産

課が行っておるカーボンニュートラルにつきましては、当然、事業としてやっていきますが、どの予算を使うかというのは、今後、財務と検討して前に進めていきたいというふうに思います。

さらに、カーボンニュートラルについて、有機農業を進めるためにはどういったものが必要になってくるかについては、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

ぜひ、よろしくお願いいたします。

まず、ワクチンが万能ではありませんという各、また専門家の言うことの説明であります、人間、免疫を高めないと、都会のコンクリートで生活をしている人は免疫力がずっと低いから、下がっているから、低下しているからやはりうつるわけですが、恐らく、この徳之島においてもね、陽性者の中では農家は1人もいないはずなんです。とにかく免疫力を高めるほうが大事なんです、ワクチン以外に。これについて、どのように考えているのか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

免疫力を高める指導は特別には行っていませんが、免疫力アップのポイントは、1、欠食をしない、2、ビタミンDを取る、3、たんぱく質を積極的に食べるという記事もありました。それについては、町の食生活改善グループなどを通じて、研修などを通じて指導しているところではあります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

前回の議会でもちょっと申し上げましたけど、身近にいっぱいあるわけですよ。タラの木を煎じると、がんを抑えていくという報告がいっぱいあります。それから、ショウガ、ニンニク、シイタケですね、アロエ、地元いっぱいあって、サプリメントの原料がいっぱいあるんですよ。それ難しくつくるんじゃないで、ただ刻んで、ただ熱湯に、沸騰した熱湯に3分、4分からやるだけで、その汁を飲むだけでいいわけですので、身近にいっぱいありますので、今、免疫を高める指導も大事だと思います。そうすれば、恐らく徳之島から感染者は出ないだろうと思いますので、その辺をよく研究されて、保健センターも含めて研究されて、ぜひ、インターネットで見るとかね、それは本当の答えじゃないと思うんですよ。医者なんか農業知らないから、そこまでなかなか分からないと思うんですが。やはり、東洋医学と西洋医学と、あと農業医学と混ぜた中で知恵を出しますと、これを乗り越えられるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ研究されて、ぜひそういう指導も、積極的な指導、ワクチンだけ進めるのではなくて、そういう指導をしていただければと思います。

次に行きたいと思います。

北部振興についてであります。世界自然遺産センター、先ほど芝所長のほうからこの写真がありました。これで位置が十分御理解いただけたと思いますし、すばらしい場所がよくあったなど、本当に喜んでおります。

これから、これはもちろん、北部だけのものでない、3町のものでありますから、情報公開をして、徳之島島民が御理解できるような情報公開が大事かと思っておりますが、まず、自然遺産センターまでの設置までのタイムスケジュールが分かっている分結構ですので、お願いいたします。

○企画課長（村上和代君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

9月1日と2日の新聞等で、徳之島町に遺産センターという記事がございました。新聞のほうでも掲載されましたとおり、世界自然遺産センターの設置につきましては、環境省が主体となり進めているところでございます。そのため、環境省に今回聞き取りを行ったところ、今年度より設計、来年度以降着工の予定と伺っております。運営回数につきましては、今後、県や3町を交えながら協議を進め、詳細を詰めていくと聞いております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

もう今の答弁で全部答えが出ましたが、問題は人材育成です。その建物が建ってから、それから人材じゃなくてね。今からどういう人材が必要なのか、そしてどのような検証をするのかね。国内の登録された地域に行って、その人たちの交流をね、先ほど植木議員もいろいろな交流とありましたけれども、やはりむかえ打つその職員のね、資質が必要ですから。だから、その人材教育については、どのように考えているのか。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

人材教育につきましては、その運営体制のほうがこれから協議を進めていくということですので、世界自然遺産センターは、遺産管理の拠点施設として、遺産の価値や自然の見どころを紹介する機能を持つとともに、遺産エリア利用時におけるルール of 事前周知や盗掘、盗採防止、外来種対策などの取組を紹介し、環境の保全と適正な利用を促進する役割を担うことが期待されていると思います。

以上です。

○花徳支所長（芝 幸喜君）

お答えします。

先ほど企画課長が申し上げたのが世界自然遺産センターのみのことでありますので、町の世界自然遺産センターの横に併設する観光拠点施設に関しては、若干、予定が立っております。

申し上げたいと思います。

タイムスケジュールとしては、令和3年度、基本計画、用地取得等であります。令和4年度、設計や造成、令和5年度は、施設整備、建設完成を目指しております。そして、令和6年度に運用開始の予定であります。

運営に関しては、公設民営の検討がなされており、現在、指定管理であるのか、委託管理であるのか検討中であります。また、北部創生推進委員会の提言などを頂きながら今、進めているところであります。

人材、先ほど質問の人材ですが、今はっきりは決まっておりませんが、これ必要な人は、観光に詳しい方とか、販売に詳しい方とか、経営に詳しい方とか、情報発信に詳しい方とか、また、外国人、世界遺産ですので、外国人も来られると思いますので、外国人対応で外国語の話せる方、特に英会話や中国語などと思っております。そういった方々が人材的には必要になるかなと思っております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

この施設整備と併せて、人材育成をね、常に検証して、やはり最初来たお客様が、ああ、すばらしいといういい印象を持てるような、とにかく、私は人材育成が一番ポイントだろうなと思っておりますので、先ほど町長が4つの課題があるということをお申し上げしておりましたが、とにかく人材育成を、早く人選をして、徹底した研修をしていただきますようにね、お願いしたいと思います。北部創生推進委員会においても、やはり公設民営化がいいだろうということで決議をしておりますが、民間の小回りのきいた知恵ちゅうのはすごく大事でありますので、ぜひその方向がいいんじゃないかなと思っております。

ぜひ、これを徳之島全体の宝でありますので、ぜひ成功するように育てていただきたいと思いますと思っております。

次に、花徳の営農ハウスです。あえてこれは、北部振興の中に入れました。

この条例を目を通させていただきましたが、研修品目なり、今現在活動していることについて、まずお伺いたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、実績であります。営農ハウスの関連した実績、販売額については、平成31年度、13万6,325円、令和2年度になりましたは、104万5,046円となっております。

研修品目についてなんですけれども、トマト、パッションフルーツと、育苗ハウスにおいて、花、野菜等の苗の販売も行っています。また、ハウスでの主軸とする作物以外の栽培も模索しており、枝豆やメロン、ショウガやタマネギなどの研修生が取り組みたいと思う品目も、多少

ではありますが、取り組んでおります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

ここに、つい先日の新聞がありますが、天城町農業センターでIターンの方が研修されて一応終了だということで、森田町長が修了証書を譲与しているわけですがけれども、家族で天城に移住してね、そこで学んで、これから経営をしていくんだということであります。ここに、メロン、パッションフルーツに、ミニトマトに、ミエンドウ、ゴーヤとかありましたしね、今、高城課長がお話されたその品目がされていますけれどもね。私ずっと、これ島のこの園芸を見てきました。

この生徒の習熟度ということですね、奄美市の営農センターも行って見えています。それから天城町農業センターも見っていますが、そこで研修をしますとね、次は、その隣に自分でやる経営の施設があるわけですよ。もう自分でさせるわけです。だから、研修したのが、そこでその本人にさせて本当に習熟しているかとか見るわけですよ。そこでして、その後、自分の家に帰って取り組んでいくという、着実に、まちがえない育て方をしているわけですよ。だから、今の営農ハウスの横に、研修生が自分でつくる、やるという、そこまで見極めるというそういう施設も今後大事かと思っております。

例えば、これを私がつくったんですけれどもね、技術というのがあって、目的は、島起こしであります。これをあそこでは園芸ですので、葉野菜、果菜、土もの、豆類、根ものとあるんですが、その中で条件というのがあるわけですよ。土地条件、資金、それから労力、その次が技術というのがあるわけです。土づくり技術、栽培の技術、販売の技術、そして経営の技術、4つ必要なんですよ。だから、その4つとも、それから条件と技術が、その研修生がどこまで習熟しているかですね。その辺の、そして研修を終えて自分でやるときに、どういう事業を入れてやっていくとか、10年に向かって経営の計画が立つのかどうか、そこまで含めた育成が大事かと思うんですね。その辺は、課長はどう思う。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

確かに、福岡議員のおっしゃるとおりだと私も考えております。これに、本年です。研修生が2年経過して、7月いっぱい2人の研修生が終了いたしました。この方たちにつきましては、ここで研修したこともそのまま引き継いで、多少なりともやるということで聞いております。

研修の習熟度等については、研修期間が2年であるということを含めると、2回のローテーションを最低でも組むということで、ある程度の一定の技術は習得しているのではないかなと考えております。農林水産課のほうでは。

先ほど答弁した中にいろいろな品目がありました。これも研修生の意向をとって、自分がまず何をやりたいかというふうなものも、最初から10アール20アールというふうな形を課すと、役場のほうも非常に人が労力が要りますし、研修生も過剰な負担がかかるということで、多少なりの面積を確保しながらこれまでやっております。実際に、枝豆と先ほど出た品目については、研修生の意向に沿った形の取組であります。

今回、新たに8月から2名の研修生をとっております。ここにつきましては、1人はUターン、1人はIターンであります。この方達がまた2年間ここで研修しながら、自分の農業もやりながらやっていくというふうな形をとっております。これまでどおり、やはり取り組みたい品目を聞いてやっていきたいと。

福岡議員のおっしゃるとおり、やはり、その条件に、土地の条件が非常に重要になるということですので、これまで終了した2人についても、農地の賃貸とかそこら辺をいろいろ相談に乗りながらやっていきたいと思っております。

今後、この営農ハウスについて、町長との話もしてあります。やはり、ある程度の実績がないと次につなげていけないということもありますので、必死になって農林水産課のほうでは取り組んで、何とか運営がうまくいくように考えておりますので、場所が花徳でありますので、福岡議員のほうにも御協力いただけたらなど、よろしく願いいたします。

○13番（福岡兵八郎君）

分かりました。

ここで、じゃあ、3つのお願いをしたいと思います。

まず初めに、このパッションどこでも今やっているんだけど、このパッション、これ天城町の一農家ですがね、昭和60年ポストウリミということで、糖業試験場から目手久の農業試験場に移って、最初、そこでポストウリミということで、試験場の専門のメロンの先生が来てやったわけですね。その頃から私は一緒に指導を受けながら携わってきたんですけども、本当ね、絵にも描けない美しさですよ。この方がやったために、農業センターでもパッションから入り、メロンから入りやったんですよ。そうしながら1つずつ1つずつ入れて、今59名ですかね、研修生が卒業したのが。ですのでね、こういうすばらしい農家がいらっしゃる。私が島回って、もう感動したのはこれだけです、感動したのは。みんな見てみると、ああ、できていると思うんだけども、もうね、これは本当に絵にも描けないぐらいですよ、これね。だから、ここまでつくりますとね、すばらしい、そしてプラスJASです。有機JASです。これを有機JASでつくりますと、価格が倍になりますから、もう小さな施設ですとね、十分生活がやっていける。コロナのおかげでIターン、Uターンこれから増えますからね。どんどん増えてきます、これから。ですので、家族で移りたいと。だから来たときに、すぐサトウキビでは生活やっていけませんからね。小さな面積では。だから、今後、サトウキビは、ハーベスタ

を持っている農家が拡大をして、それが70%80%主要になっていくんじゃないかと思うんですが、島全体としては、サトウキビ絶対必要です。これは生命産業ですから。それから畜産も必要です。だから、また園芸、多品目を準備しておかないといけない。技術をつかって、メニューをつかっておかないといかんですよ。来た方が、私はこれをつくりたい、私はこれをつくりたいと、レストランでメニューを探すような感じでね。だからその意味が、営農センターには大きな使命があります。だから、これをつかっていただいたことにね、お礼を申し上げたいんですが。だから、これからますます発展させていかないといけないわけですね。

芝所長、時々、営農ハウスでよく見ておられるの知っていますが、今、営農ハウスの中で、今後、どういうのが必要かなと気がついたことありましたら、話していただけませんか。

○議長（池山富良君）

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○花徳支所長（芝 幸喜君）

お答えします。

営農研修施設は本当に近くにありますので、たまに。豊島施設長ももう隣の課長が会ったときに知っておりますんで、たまに寄らせていただいております。研修生は、豊島施設長のもと、一生懸命頑張っております。

ただちょっとお話なんかしたところ、トイレがちょっと無くて困っておるということと、ネット環境が整備されてなくて、勉強したいときにちょっと勉強ができないとかいう、それに伴った小さい会議室ぐらいは欲しいなと言っておりました。でもこれは、高城課長も知っておりまして、今後準備していくと思います。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

今トイレがないわけですよ、向こうで。トイレが役場まで、支所まで走るらしいですね。途中で漏らしたらどうしますか。本当。トイレは我慢できないわけですよ。研修生がいちいち、みんな交代交代で支所に走っていったら何もできないじゃないですか。トイレがないということと、それから小会議室、私も行きましたけれども、話をするときには立ってしないといかんわけですよ。そこら辺に事務机が1つあってね、テーブルがない、そこで話しを立てて用事して帰る。それから、その会議室が必要、それがネット環境とありましたので、町長、これは、非常に必要なものを今、つくっていただいてスタートいたしました。これは、本当に北部につくっていただいたことを感謝しておりますが、まだまだこれからの時代に向けたときにはまだまだ必要なんですね。だから今のトイレの問題、ネット環境の整備、それから会議室、小さくていいですから、その辺を、例えば、新年度で予算を組むような、お願いしたいと思っているんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

ネット環境と、あと机等についてはできると認識しておりますが、トイレについては、土地の内容、そしてまた、どの場所に設置できるのか。そして、簡易的なものでいいのかどうかも含めて、早急に協議して、対応したいというふうに思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

補足になりますけれども、以前もその話が出ていた状況でありまして、私どもがちょっとお詫びを申し上げなきゃいけないんですけれども、施設長とも話をして、花徳のほうに、総務課のほうで仮設トイレがありますので、それを総務課とも話がなっていまして、ちょっと遅れてまだ設置していない状況であります。

先ほど町長のほうからも説明があったように、ちゃんとした、トイレというのは、土地の条件等がありまして、ちょっと非常にできないと。施設長との話の中でも、仮設トイレでも何とか十分だということでもありますんで、早急に、近日中にでも都合をつけて持っていきたいとは思っておりますんで御理解ください。

○13番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。ぜひ環境整備して、これからIターン、Uターンがざっと来ますから、増えてきますからね、その準備をしておかないといけないと思います。

この件については、再度、2つお願いします。

1つは、今のハウスの横に路地、畑がいっぱいあります。聞くところによると、清瀬課長の畑もあるらしいですので、それを町に無償で供給してもらって、そこで、露地の野菜、サツマイモも産業化していかなければなりませんので、ハウスだけじゃなくて露地できるもの、常に研究していかなければいけないと思いますので、ぜひ土地も増やして、ぜひ積極的に徳之島の地域に合ったそれをしていただきたいなと思います。

それからもう1つ、運営協議会であります農林水産課長、担当、それから営農研修施設長、徳之島事務所農業普及課、あまみ農協園芸課ということがありますが、ここでお願いですけれども、私たち議会、徳田、植木、竹山、福岡、4名もこの協議会に入れていただきたいと思っております。もう答えは要りませんので、ぜひお願いしたいなと思っております。

では、最後に行きます。

畑かん整備における2,300ヘクタールの中の半分しか水は行っていませんから、その50%は放置している状態ですから、ボーリング事業で地下水のきれいな水を吸い上げてできる事業をぜひね、取っていただきたい。今日、答えはいいですので、ぜひその事業を取って、次の機会にまたお願いしたいと思います。

それから、それともう1つは、赤土、青ジャガレとありますけれども、これが徳之島の母岩

です。母親ですね。上が手々北部、下が南部ですが、この青いところ、これは鹿児島大学が土壌調査をして、徳之島はこうだと、これはネットを見れば分かりますが、これを赤とか、赤にもいろいろありまして、濃い赤から薄い赤ね、ありますが、この赤と区別するために青ジャガレと俗語であります、してあります。これ花崗岩です。ほとんどね、徳之島町が多いわけですよ。伊仙も、永良部も、与論も赤が多いんですが、徳之島町だけがこれ非常に入り混じっておりますので、ぜひ赤土客土、これも事業。だから、ボーリング事業と2つ、これが将来への農業振興への大事なポイントだと思いますので、これはぜひ研究していただいて、また、3月議会で確認をしたいと思いますが、今からよくよく調べていただいて、農水課長と耕地課長にお願いしたいなと思っております。

サイレンがなりましたので終わります。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月8日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 5時02分

令和3年第3回徳之島町議会定例会

第2日

令和3年9月8日

令和3年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和3年9月8日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

勇元 勝雄 議員

松田 太志 議員

○日程第 2 議案第76号 徳之島町6次産業化推進支援施設設置条例の制定に
ついて ……………（町長提出）

○日程第 3 議案第77号 徳之島町公の施設における指定管理者の指定の手続
等に関する条例の一部を改正する条例について
……………（町長提出）

○日程第 4 議案第78号 過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
……………（町長提出）

○日程第 5 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（令和2年度亀津
幹線管路築造工事（7工区）） ……………（町長提出）

○日程第 6 議案第80号 物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町
役場新庁舎備品購入（2工区）） ……………（町長提出）

○日程第 7 議案第81号 物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町
役場新庁舎備品購入（6工区）） ……………（町長提出）

○日程第 8 議案第82号 物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町
役場新庁舎備品購入（7工区）） ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第83号 財産の無償譲渡について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第84号 令和3年度一般会計補正予算（第4号）について
……………（町長提出）

○日程第11 議案第85号 令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第86号 令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第
2号）について ……………（町長提出）

○日程第13 議案第87号 令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について ……………（町長提出）

○日程第14 議案第88号 令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）について ……………（町長提出）

- 日程第15 議案第89号 令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第16 議案第90号 令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第17 議案第91号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第18 議案第92号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第19 議案第93号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第20 議案第94号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第21 議案第95号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第22 議案第96号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第23 議案第97号 令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第24 報告第3号 令和2年度健全化判断比率 ……………（町長提出）
- 日程第25 報告第4号 令和2年度資金不足比率 ……………（町長提出）
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（2名）

12番	木原良治君	15番	住田克幸君
-----	-------	-----	-------

1. 出席事務局職員

事務局長	福田誠志君	次長	白坂明子君
------	-------	----	-------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	政田正武君
企画課長	村上和代君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	水野毅君	水道課長	清山勝志君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○6番（勇元勝雄君）

おはようございます。

コロナ禍で国民の皆さん、大変苦勞してます。また徳之島保健所、徳洲会病院、宮上病院の献身的なお力添えでこの二、三日、ゼロという日が続いています。このままコロナが収まることを祈りまして、6番勇元勝雄が6項目に対して質問いたします。

この間、町長に要望書を提出いたしました。その要望書を248名ぐらいですかね、今、チラシを配りました。その場で多くの町民の方から、この予算はおかしいんじゃないかということもお伺いしました。また、お叱りも受けました。議員は4年に1回、こうして頭を下げに来るのかと、議員は町民のための議員じゃないかということを言われました。何のために議員になったか、私もその言葉を聞いて原点に立ち返って今期の議会、あと2回ありますけど、何を町民が求めているか、そして我々議員は何をすべきか、そういうことを考え、これからも町民目線のある町会議員としてやっていかなければならないということをひしひしと感じました。

そういうことを踏まえまして、この質問は過去8年間、質問してきましたけど、子ども医療費、町長の答弁ではいろいろ答弁が変わりましたが、一番の大きな問題は保険税が上がる、上がらないような政策をやっていきたいというような答弁でございましたけど、子ども医療を無料にすることによって県下の市町村で保険税が上がったという市町村は何か町村ぐらいあるでしょうか。また、その町村名をお伺いいたします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

子ども医療費を無料にしたことで、保険料・税を上げた市町村はないと思われまます。しかし、各市町村では高齢化や高度医療の進歩等から医療費全体が増加傾向にあり、様々な要因で保険税・料が上がったと思われまます。また子ども医療費が無料になったのも一つのきっかけになっている市町村もあると思われまます。

ちなみに、鹿児島県内で保険税・料を改定したのは令和2年度は10市町村、令和元年度も10

市町村、平成30年度は19市町村です。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

子ども医療費を無料にするということは個人負担を町が負担するだけであって、無料にしたからといって保険料が上がるということは恐らくないと思うんですよ。無料にしたら、ある程度の診療が多くなると思います。しかし、個人負担を町が負担するだけであって、そんなに無料にしたからといって上がるということは考えられないですよ。もし徳之島町が4,000万の医療費を負担してる、それを無料にしたからといって病院に払う、保険税から払う、病院のほうに払う金が1,000万も2,000万も上がるということはないと思うんですよ、ほかの町村も。そういう保険料が上がるとか、そういうのも加味して全部無料にしているわけですよ。

県下で子ども医療費の助成をしていないのは徳之島町だけなんです。日本全国考えても、何年か前の統計では90%台の助成をしているわけですよ。保険税が上がるというのは一般の方も病院に行く、そういうことを加味して上がるんであって、子ども医療費を無料にしたから上がる、そういうことは到底考えられんと思うんですよ。今、県下でもほとんどの市町村が高校まで無料にしている。そういうことを考えて、町長は子ども医療費をもうちょっと子育て世帯のためを考えてやるべきであって、保険税が実際どれくらい上がるか試算したことがあるでしょうか、町長。

○町長（高岡秀規君）

前も僕は答弁を変った覚えはありませんが、子ども医療費につきましてはしっかりと健康な体づくりについて予算をかけるべきであるということが1つと、医療につきましては非課税世帯や生活保護世帯では当然のことながら補助は出しております。誰かがこの医療制度を支えなければいけないという理由が1つと、今現在は御存じのように一般会計からの繰入れがないのはないのは事業主体が県になったということです。県になって、今、一般会計の繰出しがないのは、繰入れがないのがなぜかと言いますと、国からの補助があるわけですが、それは緩和措置であります。今後は恐らく保険税については一律化になる流れがあるかというふうに思います。そして、事業主は県であるということですから、私は今、県のほうには医療費の無料化については要望をしていっているところでありますので、この施策を主体的にやるべきは県、国だろうというふうに考えておりますので、今後も保険税の子ども医療費については要望をしっかりと行っていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

国が子ども医療費を無料にする、今の国の情勢でそういうことは絶対できないと思うんですよ。ほかの市町村、あってるわけですよ。それをできない。町長の答弁、本当、詭弁だと思うんですよ。ほかの市町村、全部やってる。この間、瀬戸内にしても高校卒業まで無料にした。

新聞報道を見て、本当、情けないなと思うんですよね、徳之島町。なぜ町長はかたくなに子ども医療を無料にできないか。ほかの町村ができるのに、財政力を見ても徳之島町のほうが高いんですよ、ほかの小さい市町村と比べたら。金がないんじゃないですよ。みのり館の赤字、垂れ流し、どっかで締めなければ金は出てこないですよ。こういうことを言ったら、また町長は金の問題じゃないと言うとは思いますが、実際、県下で伊佐市もこの間までやってなかったんですけど、ゼロから3歳児は無料、3歳から6歳までは2,000円負担とか、段階的にそういう状態になってきてるわけですよ。そういうことをしなければ、子供の健康を考える、それはいいことです。だけど健康の前に病気にかかりたくてかかっている人はいないんですよ。そういう子育て世帯を助けるため、ほかの市町村並みに子ども医療費、いきなり高校までとは言いません、就学前とか、小学校卒業までとか、中学校卒業までとか、そういう段階を踏んで試験的にでも私はやるべきだと思うんですよ。町長の考えは。

○町長（高岡秀規君）

今後は、事業主体は県ですので、恐らく一律のサービスというふうな流れになってくだろうというふうに思います。今後も県のほうには、医療費については一律のサービスを要望していきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

実際、現在一律じゃないですか。ある程度、差はありますけど。県が主体だから子ども医療費が無料にできない、その考え方自体が私はおかしいと思うんです。子ども医療費を無料にするのは町長の裁量でできるわけですから、ほかの市町村、全部やっていますよ。どうして県がそれを決められるんですか。それだけの財源が県にありますか。そういう言い逃ればかりして、引き延ばし、引き延ばし。ある程度、試験的にでも就学前とか、そういうのやろうとは思わないんですか、町長。

○町長（高岡秀規君）

何度も答弁をしておりますが、一律のサービスというものは、恐らく保険税が一律の保険税になるときに、我々はしっかりとその医療費から保険税を算出したときに、恐らく相当な保険の増額が見込まれるわけです。その負担を考えますと、医療費がしっかりと正常な状況に持って行くことが市町村の役割だと思います。その点については県も1人頭の医療費については各地区で出ていますので、私は都市部のほうが1人頭の医療費は高いと見ております。その中で人口の高齢化比率によって保険税等の差はありますが、今後一律になったときに、やはり県の考えとして、理念として、子供の医療費を無料にするのか、しないのか、しっかりと一律の指導を今後は出てくると、そういった流れになるというふうに私は思っておりますので、今、現段階では子ども医療費につきましては県のほうに一律の市町村がサービスをできて、なおかつ保険税が抑えられるような施策を要望していきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

子ども医療費を無料にしたからって、そんなに保険税が上がるわけじゃないでしょう。今までかかっている分に対して個人負担分を町が持つておるわけですから。ほかの市町村、全部苦勞して、苦勞して、子育てのために一生懸命やってるわけですよ。奄美市を見ても福祉関係の特別交付税で賄っている、そしてふるさと納税のお金でやってる、賄ってる。そういう状態なんですよ。せっかく徳之島町も毎年5億、6億のふるさと納税があります。福祉関係の臨時交付金も2億以上の金が来てますよね。そういう金を使って町民のために、子育て世帯のためにやるべきであって、ほかの事業に対しては無駄遣いが多すぎるんですよ。母間の島アザミの加工センターですね、1年ちょっとで閉めた、あれも6,000万ぐらいの金が動いているわけですよ。もっと町民のために金を使うべきであって、どうしてそういうことを考えられないか。県が子ども医療を無料にする、無料にするということは町村が金を出してるわけですよ。県が出してるわけじゃないんですよ、自己負担分。これだけの財源が保険税で賄えるか、県が一律無料にすることは絶対できないんです。もう一度お尋ねします。段階的に子ども医療を無料にすることはできないか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

今は考えておりません。

○6番（勇元勝雄君）

これはもう毎回水掛け論ではございますけど。

この間、国勢調査の奄美の人口の減少率を見ました。残念ながら徳之島町は上から2番目、町長はこの数字をどうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

減少率については町としても非常に気にしているところでありますが、今後は若年層の雇用、そしてまた魅力ある雇用とは何か、そしてまた減少率を減らすためにはどうしたらいいか等は今後の永遠の課題であろうかというふうに思いますので、一つ一つ雇用というものが重要であるとは思いますが、今現在考えていることは、実は雇用は足りない状況にあるんだけど、働き手がないということの現状をどういった問題を抱えているのかということも今後は調べていかなければいけないというふうに思います。もしかしたらUターンであるとか、Iターンとか、常にそのIターン、Iターンという言葉が非常に主流になっていますが、僕がかえってUターンをどうやって進めるかということが重要になってくるのかなというふうに思いますし、来る人がどんな仕事につきたいか、何をやりたいかということもしっかりと踏まえて、町としてはどういった雇用を生んでいくのかも課題としてあるのかなというふうに思います。

今後はしっかりと魅力ある雇用と、そしてまた子育て世代への支援を行うことによって、教育環境を整えることによって、徳之島町で学校を出したいというような環境づくりも非常に重

要になってきてるなというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

Iターン、Uターンも考える人が、子供がいる家庭だったらどういうふうな子育て支援をしてるか、恐らくインターネット関係で調べると思うんです。仕事は徳之島町でも、子育て支援がしっかりしてる市町村に住んで仕事は徳之島町でやる。そういうことも考えられると思うんです。天城町も減少率は多いんですけど、子育て支援をしっかりやってるからこの減少率で収まっているという可能性もありますよね。たまたま徳之島町は、町には大きな学校があるから子供のために大きい学校にやりたいという親もいるわけですから、そういうことを加味しても徳之島町の人口の減少率は多いと思うんですよ。前にも町長が答弁しましたが、人口を増やすためにこういうことをやりたくない、子育て支援を、医療の無料化したくない。人口が増えることは絶対ないと思うんですよ。龍郷町なんかの場合は奄美市のベッドタウンとして便利だから増えている。いかにして減少率を減らすか、それが町の役目だと思うんですよ。町長は、私がどう考えても私の質問に対して意地になってるとしか私は捉えません。町政を預かる人間は、もうちょっと柔軟な発想を持ってやらなければいけないと思います。

続きまして、2番目の、コロナ対策について。

この間の3号補正、いろいろ事業がありました。答弁ではアフターコロナを見据えてこういう予算を組んだという答弁でございましたけど、東京、大阪、都会のほうではデルタ株が蔓延して、そのデルタ株は今までのコロナウイルスの1.3倍から1.5倍の感染力があるという報道もありました。今までも島に来るのは大体ひと月ぐらいのタイムラグがあって島に来てるわけですよね。そういう点も考えて、3号補正の予算について、その予算の内容に対して主管課長はどのような考えを持っているか、お伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業計画実施については緊急的な支援やアフターコロナに向けた取組など、地域経済の基盤強化の回復に向けた取組が重要であると考えております。

昨日もありましたけれども、3号補正につきましては時期的に国のほうからもアフターコロナを見つめた予算計上としておりますけれども、昨日、町長からも答弁がありました。今後もコロナの状況を注視し、緊急な措置が必要になった場合には予算の組替えを行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○企画課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

企画課の予算の内容といたしましては、アフターコロナを見据えた内容で地域の魅力発信、誘客推進事業でございました。世界自然遺産に登録され、コロナ感染者が減少してきた際には、

多くの観光客が来島されることは予想されております。現在の状況にあった支援を行いながら、十分な感染症対策を行った上で、同時に今後の経済対策についても進めていくことが重要だと考えます。

○花徳支所長（芝 幸喜君）

花徳支所の補正予算についてお答えいたします。

北部振興対策事業費を計上してあります。この中の4事業は現在、コロナ禍で人々は外出もままならず、テレビやインターネットを見ている人が多くいると思います。そこで、地域の情報発信を充実させることが重要で、コロナの収束後に行ってみたい徳之島と思えるような事業を計上いたしました。今回はモデル的に北部地域を、北部地域で行いますが、その後は中部地区、南部地区へも広げていければと思っております。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

3号補正についてですが、地域営業課の事業といたしまして、1つ感染予防対策頑張っまぶーる事業、まぶーる飲食券～セカンド～事業、ささえ愛チケット事業を計上させていただきました。うち感染予防対策頑張っまぶーる事業は既に実施しているところであります。この3号補正の予算を入力したのが7月16日でした。これは、コロナウイルス感染者が確認される前に計上されています。まぶーる飲食券～セカンド～及びささえ愛チケット両事業は、予算可決後、実施する予定でありましたが、今回のコロナウイルス感染拡大を受け、現在は状況を見守っているところであります。この2つの事業はアフターコロナを見据えた事業であり、今後は状況を確認し、事業を進めていく予定であります。また、この事業に対しては商工会や地域の皆様から要望があった事業であります。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農林水産課においては糖業振興費のほうでユンボ、タイヤショベル等を要望しております。これは、堆肥センターへの導入であります。農林水産課においてはコロナ禍においても農家所得の安定が図れ、さらにはコロナ後のアフターコロナ、ポストコロナ対策が取られるような事業を企画しております。事業参加を要望したとき、本町において5月23日以降、新型コロナ確認されておらず、6月24日は感染拡大レベルがステージ2に引き下げられ、8月9日の新規感染者がステージ2の状態でありまして、その間で事業採択、事業要望し、事業採択され、予算化されたものだと考えております。事業予算化に当たり、町長から、去年のクラスター発生時のことも念頭に入れておくようにとの条件つきでありました。農林水産課といたしましては、

農家への堆肥供給関連事業のほかの関連事業もあります。それもありますので、町長及び財政局との今後また検討もしなければいけないと考えております。

また補足ではありますけれども、農林水産課においてはこの町が実施しているコロナ事業だけでなく、県の県単のポストコロナ、農業生産体制革新プログラム事業として団体から要望のあったものについて業務時間外においても担当が対応しながら事業を、申請を上げて計画書の作成等を協力しております。そういったものも含めながら、そこまでこうやってやった中でそういった事業も関連性がありますので、そこに影響を及ぼさない限り、こういった形で利用要望をした次第であります。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校保健安全法において、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理において必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施とその成果を過去に資することとされており、第3条に地方公共団体は各学校において保健及び安全に係る取り組みが効果的に実施できるよう最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置をその他の必要な施策を講じるものとされています。トイレの洋式化により、本町は現在、令和2年9月1日現在33%の洋式化率が68%に向上します。ちなみに、鹿児島県では42.6%、全国では57%です。また和式から蓋つきの洋式に変えることにより、排泄物等の飛沫拡散防止によるコロナ感染対策として国におきましても推進しているところであります。実際、学校トイレ研究会の調査によると、菌が和式だと33万個、洋式だと18個だという結果もあります。また、文科省より令和3年8月に新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、スクールフォーザフューチャーも示されています。デジタルテレビ、Wi-Fiルーター、ワイヤレスディスプレイアダプターの購入等によりタブレットの持ち帰りやオンライン学習など、ICTを推進していきたいです。本町は前回の補正予算でICT機器が一気に進みました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今の事業に対して、やるなとは言っていないんですよ。やるべき事業ならやるべきであって、コロナ対策の予算でやるべきでないというだけの話なんですよ。北部振興の予算、ふるさと納税の金でもやったらいいじゃないですか。またコンボ、タイヤショベル、タイヤショベルは18年ぐらい経ってるという話ですけど、前から故障は多いという話、この間、聞きました。今までやるべき事業をやらなくて、コロナの金があるからやる。そういう発想がおかしいんですよ。東京、大阪当たりであれだけ蔓延している7月、8月ですね。3号補正を組む段階で、も

う蔓延してる状態なんですよ。予算を組む場合は最悪を想定して組まなければ、また学校にしても今度の補正で、一般財源を使ってやっていますよ。もしそれがぜひ必要なら一般財源でやるべきであって、コロナの金でやるべきじゃないと思うんです。町民は今、非常に疲弊しています。特に飲食業。そういうことを考えたら、地域営業課の事業に対しては私は何も言いません。だけど、支所の予算、農林水産の予算、教育委員会の予算、それに対してぜひ今、やるべき事業だったら一般財源使ってやるべきである。幸いにして財調、今度全部戻しています。繰入れはありません。ふるさと納税の金も恐らくまだ4億ぐらいあると思うんですよ。今の事業がぜひ今やらなければいけない事業だったら、そういう金を利用すべきであって、もしこれがコロナが収まって、またコロナの予算が来たら、それに振り替えてもいいわけですから、奄美市が現にそういうことやっていますよ。財調取り崩してやって、コロナウイルス対策の予算が来たときにそれをまた財調に戻す、そういうことを臨機応変にやっていますよ。恐らくこの予算に対しても組替えは町の裁量でできると思うんですよ。前も議場の机、椅子を組替えして飲食店関係に回しています。そういうことをしなければ、役場のためのコロナウイルス対策の事業か、一般の町民を助けるためのコロナウイルスの予算であって、現在の地域営業課以外の事業は役場のためのコロナウイルス対策事業です。そういう点を踏まえて、予算の組替えをやってもらいたいと思います。

2番目に、要望書提出のとき、町長はほかの議員からも要望があった、またコロナが発生した場合は組替えをすると伝えてあると言ったけど、私にはそういう話は全然ありませんでした。私も議員なんですよ。そういう話をする場合は、全員の議員に話すべきであって、特定の議員に話して、町長に意見をする議員には物を言わない、そういう町政があつていいものでしょうか。その後、何名かの議員にも電話をして聞いたけど、町長に組替えをするようお願いしてくださいという話をしたら、町長にそういうことを言つてあるという議員は1人もいませんでした。実際、庁舎にしてもそうですよ。最悪の場合を想定して事業するべき。また、コロナに対してもあれだけ東京、大阪で蔓延してるのに、そういうことを想定できないような町政をやってる、非常に残念だと思います。

町長は最悪を想定して予算を組むべきであると思うけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

付け加えておきますが、要望等は各町長室に議員の皆さん、来られます。マスコミを連れてこないですね。そしてしっかりと何回もこれ、こういった業界が困ってるということで、町長室で直接来ていただいているというのが現状でありますし、普段の役場の仕事が終わってからも電話等で要望がありますけど、いいですかという話でお話することがございます。それは誤解のないようにしていただきたいなというふうに思います。勇元議員も直接電話で要望がありますからということで、私がどうぞというふうに話をしたはずですよ。そういったことを各

議員もやっているということですので、御理解をいただきたいと思います。

この最悪の場合を想定をして、予算を組むべきじゃないかということのその最悪という範囲が、非常に各課の価値観によっては違います。私は、常日ごろから行間を読み、要望をすることで、要望して、しっかりと単独でやるのではなくて、まずは補助事業を探して、なければ単独という道を選ぶように勉強して要望してくださいというふうに話をしております。今回のコロナの中で、この予算については各課が上げてきた事業は、コロナの予算でやるべきじゃないかどうかについては、私は今、国の示している未来構想の20項目、そしてまた使いの例えばその活用事例等を踏まえた上で、各課が上げてきておりますし、花徳支所の案も実は地域をPRする事業の中に組み込まれて事例として載っているわけでありまして。そして、各課が上がってきたものはコロナ対策で将来の雇用の最悪の場合を想定をした中で、アフターコロナで計画されたものだと私は思います。

しかしながら、今回の感染者の増加を受けて、緊急に要する予算の執行が出てきたので、これはやるべき仕事なんですけど、その持ってくるお金については恐らく一般財源であったり、ほかの予算を使うことが予想されます。そして、去年の12月のコロナのクラスターが発生した際には、議員の皆さんには、いざというときは専決処分でもよろしいでしょうかという話もした中で、もし緊急があれば専決処分もやむを得ないという話も以前、話したことを踏まえて、今回もこれだけのクラスターが発生した中で各課から上がってきたのはアフターコロナでしっかりと最悪の状況を見据えた企画であったんですが、今現在に緊急でやらないといけないことを優先させて、ほかの事業については一般財源ないしほかの財源を使って執行していきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

予算の組替えをするということでもよろしいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

それは最初っから申し上げております。

○6番（勇元勝雄君）

3番目は、昨日、福岡議員も質問してましたけど、ほかの議員も質問してましたけど、自宅診療の人が、自宅待機の人が家族内感染を起こしたという事例はあるでしょうか、ないでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

誰が感染してるかという氏名等の情報は保健所のほうからはないのですが、その噂の範囲を出ませんが、30代、50代とか、50代男女、10代男性とかありますので、家庭内感染も起こっているのではないかとこのように予測はしています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

自宅療養者、本当にかわいそうですね。そういうケアをもっと町のほうでも、昨日も言っていましたけど、そのケアを続けてやってもらいたいと思います。

飲食店のほうへは県のほうからも、今度の場合は県のほうからもいろいろ補助があります。また酒類に関しては県のほうからもありますけど、ほかの業種ですよ。野菜を入れる、食品関係、食料を納入している業者、そういう方、また飲食店で働いている方ですね。県から助成金が出たら、それを従業員の方に分けてもらえたらいいんですけど、もし、恐らくパートの方が多と思うんですけど、そういう方は店が閉まった場合、収入がなくなるわけですよ。収入を得るためにパートをしているわけですから、仕事をしているわけですから、そういう方への助成、タクシーにしてもそうですよね。飲食店が閉まったらタクシーの利用もなくなる、また観光客が減ったらレンタカーの利用も減る、そういう点を踏まえ、どのような支援を考えているかお伺いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

先ほど3号補正の事業内容について申し上げましたが、「まぶ〜る飲食券〜セカンド〜」支え合いチケット事業で、飲食店をはじめとする各事業所の事業者支援策を講じていく予定でしたが、8月9日に伊仙町にて感染者が1名確認されてからコロナウイルスの感染拡大となり、現在は状況を見守っている状態です。コロナウイルス感染拡大が落ち着き、飲食券や利用券が発売されれば、飲食店をはじめとする各業種の支援につながるものと考えています。

また、それに伴い各飲食店の従業員の雇用継続にもつながるものというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

しっかり、弱者もしっかりケアするような手立てを考えてもらいたいと思います。

コロナウイルスの拡大によって、集落でもいろいろ行事ができなくて困っています。植木議員も何回か質問を出していますが、集落のほうでもいろいろ行事ができなくて、行事によって入ってくる収入がなくなって、非常に疲弊しています。集落支援金として天城町は何か月前か支援金を出しています。そういう集落に対しての支援はできないか、お伺いいたします。

○総務課長（政田正武君）

現在、集落活性化補助金を各集落へ活動の支援として補助金を出しております。令和2年度は地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策として公民館等に消毒液や消耗品購入に係る経費

の補助を行いました。

本年度も集落活性化補助金事業を実施していますが、今議員がおっしゃられたように集落活動や行事が自粛されている状況ですので、今後は駐在員の皆様と連携を図り、御意見を伺い、対策を講じてまいりたいと考えております。

以前から、先ほどありましたように植木議員から活性化補助金とは言えないのではないかというお叱りも受けておりますので、これはコロナ交付金ではなくて、一般財源のほうで財務と検討してまいりたいと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

この間の新聞で、奄美市が給食費の半分を補助するとか、そういう報道もありました。保育料もやるべきだと思うんですけど、保育所に行っていない子供もいますから、それは不平等になると思うんですよ。給食費の減免とか、そういうのは考えられないでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今のところはまだ給食費の減免とかは考えておりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今子育て世帯が一番困っているんですよ。そういう点も考えて、今後考えてもらいたいと思います。

前の予算で、福祉車両を2台買いました。そのときの説明が、老人世帯を訪問するためにこの車が必要だという答弁がありました。その福祉車両の利用状況をお伺いします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

コロナ対策導入した公用車については、主に介護福祉課内にある地域包括センターの職員が65歳以上の方々を対象に戸別訪問や高齢者の実態把握、虐待、困難事例などの相談案件等の際に車両を利用しております。

公用車につきましては、令和2年11月に納車を行い、令和3年3月までの実績といたしまして、走行距離392キロメートル、利用回数は27回、そのうち包括訪問で16回利用しております。

3年度実績といたしまして、令和3年8月まで走行距離4,102キロメートル、利用回数は208回、そのうち包括訪問で179回利用しております。

○6番（勇元勝雄君）

コロナ対策とは名ばかりですよ。たまたま車の買い換え時期で、そういう予算が来たから買ったという、私にはそういうふうにしか思えません。

この間からずっとチラシを配りましたが、役場が何をやっているか、どういう事業をやっ

ているかというのが全然見えないというわけですね。せめて、集落の公民館に予算書の配布をして、予算書を見たいという町民の利便を図るために、予算書の配布はすべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

例年、駐在員さんに分かりやすい予算書を配布しておりましたがけれども、令和2年、3年度につきましては配布しておりません。令和4年度から区長さんのほうには駐在員さんのほうにお渡しして、要望があれば公民館のほうにでも配置しておきたいと思います。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

予算書を配布するに対しても役場のほうから広報を流して、こうして何月補正の予算を公民館のほうに設置してありますけど、希望の方は閲覧をしてくださいという放送をしなければ分からないわけですが、一般の町民は。そういうふうにも見える化というのは一番大事なんですよ、役場がどういう仕事をしているか。そういうことを踏まえて、予算書の配布、よろしくお願いします。

8番目、学校でのコロナ対策、これは昨日も聞いていますから、もう省きますけど、去年の何月ですか、教育長が家庭とテレビ会議システムを通して遠隔授業できる準備を進めていくと答弁していますけど、その進捗状況はどうでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

現在、G I G Aスクール構想によりまして、全ての学校に1人1台の端末ということで整備を進めています。また、教職員のパソコンも充実をしているところです。

それから、学校と家庭を結ぶには、やっぱりW i — F i 環境が必要なんですね。昨年度の調査によると、大体W i — F i があるところがそれぞれ学校、地域によってもちょっと差がありますが、大体6・4ですね、家庭にあるところが大体60%、ないところが大体40%ということです。ですので、そのためにはW i — F i がやっぱり全ての子供たちにするためには、やっぱり家庭でそのW i — F i 環境が求められております。

昨年度から、そういったない場合の家庭でのW i — F i 環境ということで、今整備を進めております。今回の予算でもそういったことで100台ですかね、昨年度30台、今年も今年度100台ということで、全てに対応というのはあれですけど、そういったようなことで今進めています。

それで、今回1人1台の子供たちの端末には、例えばT e a m s ということで、そういった場合でも学校と連携できるようなテレビ会議システムを既に付いておりますので、もし学校が休業とかそういったことで、子供たちが学校に、大体陰性でも2週間程度保健所から自宅待機が命じられますので、昨年度ある学校でも行いましたが、学校と結んで自宅で学習ができると、そういうような体制設備が今そろっているところです。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今コロナ禍です。もし全校休校になった場合、そういうシステムを使って子供たちの教育に影響がないように、また頑張ってもらいたいと思います。

3番目の光ケーブルについてお伺いします。

7,000万ぐらいの町の負担を出して今光ケーブル、亀津、亀徳以外の一部以外の光ケーブルが敷設されていますけど、進捗状況はどのような状況でしょうか。

○総務課長（政田正武君）

当初10月中旬のサービス開始を予定していましたが、電柱の強化申請に係る電柱調査、承認、また自営中の電柱に係る地権者との交渉に時間を要しておりまして、12月から順次サービスを開始していくということです。

○6番（勇元勝雄君）

その資材置き場がたまたま亀徳のほうにあって、ほとんど資材が動いてないような状態ですので、今10月から開始するというあれで募集もかけていると思うんですよね。なるべく早くできるように。

亀津、亀徳をやったときは、引き込み料は無料だったと思うんですよ。今度する亀徳1号、またそれ以北の方は引き込み料はどのような状況でしょうか。

○総務課長（政田正武君）

現在、工事無料キャンペーンを実施しており、予約申込みを行うことで工事費が無料となるということでした。

また、キャンペーン以外の無料化については、各家庭に引き込みの形態、工事の内容によってその金額が変わるということですので、事業者様にお問合せしていただきたいと思います。

公民館の避難所になっているところには、基本無料で引き込みを行うということでした。

○6番（勇元勝雄君）

何年前か質問したときに、公民館のほうに引き込んで、ここで議会の傍聴ができるようなことをしてもらえないかという質問したとき、今のような事業が始まったらそれは考えるという話でしたけど、天城町は有線のテレビがありますよね。そういう一般の町民に見える化しているから、ある程度議員も緊張して仕事ができると思うんですが、公民館のほうにも各公民館テレビあるわけですから、パソコンを配布して、それは希望する集落でいいと思うんですけど、公民館でも議会の傍聴ができる、そのようなシステムを構築はできないかお伺いします。

○総務課長（政田正武君）

基本的に引き込みまでは無料で行いますけれども、その後、何といいますかインターネット

の接続につきましては、町であるのか集落であるのか、今後協議していくことになると思いますけれども、その利用頻度ですね、そういうのも考えないといけないと思いますので、各集落の区長さんやら、要望等があれば、そこでできるかできないか判断して、携帯のWi-Fiとかもありますので、その都度その都度持っていけるようなルーターみたいなものもあるかもしれませんので、そういうところも協議してまいりたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

前向きに検討してもらいたいと思います。

前も質問していましたが、公用車ですね、公用車が今63台あって、そのうち特定の仕事に使っている車を抜いて、55台ぐらい公用車があるわけですよ。その駐車場を見ても、ほとんど動いてない公用車がいっぱいあるんですよ。また、公用車が多いおかげで、前、副町長にも言いましたが、あのような状態も起こると思うんです。経費節減のために公用車の集中管理ができないかという質問をしたとき、前の総務課長が検討しますという答弁をもらいました。その後の状況はどのような状況でしょうか。

○総務課長（政田正武君）

令和3年度の各課の公用車の使用日数、時間、走行距離など、現在集計を行っております。財務財産係、各課と協議して、利用頻度の低い公用車については総務課で集中管理を行ってまいりたいと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

早急にそういう経費節減のためにやってもらいたいと思います。民間だったら、車を遊ばせて置いておくところないと思うんですよ。何十台もそこに駐車場に置いて、町民があれを見てどう思うか、そういう点も考えて、早急に廃止をしてもらいたいと思います。

最後ですけど、みのり館、前も質問しましたが、みのり館は令和元年まで2億2,000万、令和2年度たして2億5,900万、2億6,000万近くの赤字を出しているわけです。

町長は、前の答弁でも民間ができないから役場がする、そういう答弁がありました。伊仙の百菜、あれも民間に委託していますよね。

みのり館は役場が金を出さなければやってくれる人は多分いないと思うんですよ。この2億2,000万、2億6,000万ですか、2億6,000万の赤字、これは単純にみのり館の運営だけであって、そこにいる職員の給料を考えて、恐らくその給料分を上乗せしたら5億以上の金が無駄になっていると思うんですよ。

みのり館というのは、6次産業化、農家から農産物を買って、それを加工して売る、その目的でみのり館を設立したわけですよ。

みのり館を造るに対して、町長が各集落で説明会をやりました。そのとき、私の集落でもやりましたが、何を加工するかという話になって、サツマイモを加工して売る、じゃあ売り先

はどこにあり、加工していますかという話をしましたら、今から探す。そういう感覚で7億余りの金をかけて造って、それは農家から材料を何千万と買って農家が助かっているならそれでよろしいと思いますよ、少々の赤字は。農家が助かるわけですから。しかし、農家からの仕入れは毎年平均で300万ちょっと。平成28年から令和2年までで大体1,800万。ああいう施設は大量生産ができないんです。

前、ある大手の業者、年商2,000億ぐらいの会社と取引ができるとか言っていましたけど、もうその会社を視察に行ったときも会長に言われました。スピード感がない、売る物がない。私はそのときも、ああこの会社は徳之島町と取引するようなことは考えてないなと思いました。だけど、付き合いのみり館ポテト、年間何十万か出ています。大手と取引できるような施設じゃないんですよ、あれは。喜界町にもああいう施設があります。民間が品物を持ってきて、そこで加工して、それが売れる品物だったら、自分で機械を購入して作って、そういうような状態の施設なんです。未来永劫あの施設は私は絶対黒字にはならないと思います。

町長は、十何名かの雇用ができてから、雇用のためだと言いますが、何にもしないで給料だけ払ったほうがかえって赤字が少なくなるんですよ。

普通、世間では役場ができないから民間がする、そういうのが常識だと思うんです。役場がしたら信用がある、のみり館のトップが3年ぐらいで替わって行って、その取引先と信頼関係が築けると私は到底思えません。

そういう点を踏まえて、のみり館は町のほうからお金を出してでも民間委託をするべきだと思いますけど、町長の考えはどうでしょうか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えいたします。

のみり館の民間委託についてですが、さきの3月議会で町長がお答えしましたが、現段階での民間委託は大変厳しいと思っております。HACCP対応のできる人材育成や食品衛生に係る意識改革等の人材が現在は不足しているのではないかと思います。現に、現在そういった研修も行っているところであります。

また、行政だからこそできる利点も多々あると思います。のみり館の役割として、島内農家所得の向上のため規格外を購入し、加工販売までの役割も担っていると思っております。そのほかに、一般の方や企業が6次産業化を目指す中で、のみり館として助言や協力等の役割も担っております。

6次産業化で一番大変なのが流通、販売だと思います。そこで、町長によるトップセールスの営業は大変有利に働くと考えております。地方自治体は信頼度も高く、各企業との意見交換会もスムーズに運ぶことから、大変有利なトップセールスの営業ができるというふうに考えております。そのようなことから、民間委託はまだ時期尚早だと思います。

その他に、みのり館は地域雇用の一翼も担っているというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今度花徳のほうにも物産館造るという話がありますよね。今みのり館で品物がある程度売れているのは観光客が来て売れていると思うんですよ。町長だからトップセールスができる、町長が毎日そのトップセールスをするわけじゃないんですよ、みのり館のために。そういうのは民間の会社の社長のほうが商売は私は上手だと思うんですよ。もし物産館ができて、花徳のほうに物産館ができて、恐らく観光バスも物産館のほうに、敷地は広い、向こうのほうでもいろいろ考えて、自然遺産センターも併設ですから、観光土産もできると思うんですよ。

今課長が答弁した分は前から町長が言っているような答弁ですけど、技術者がいないとか、そういうことは今民間に渡しておけば、その今使っているその人たちを使ったら技術者はいるわけですから、今から養成するわけじゃないんですよ。そうして、条件に農産物を、島の農産物を使う、そういう条件をつけたらできるわけです。

農産物といっても、パッション、マンゴー、タンカン、ドラゴンフルーツ、年間300万の買い上げするのに毎年3,000万以上の赤字、そういう赤字を出しながらできるというのは、役場だからできるわけですよ。最低限みのり館はそういう食品開発の起点にするとかですね、そういう状態にもっていかなければ、現在のように赤字を垂れ流し、将来的に農産物が1,000万も2,000万もある程度の購入ができたらいと思うんですけど、現在の施設でそれだけの購入をしても加工はできない、また売れない、ふるさと納税で出ているおかげで今の状況があるわけですよ。ふるさと納税でもコロナ禍でこれだけ国が借金をして、恐らく東京都にしてもオリンピックで赤字を出している、基金を全部取り崩して使った、そうなった場合、ある程度の規制が来ると思うんです。民間に渡して、それだけ職員も役場に返したら、それだけの職員の数も減る、そして、そのお金で農家の支援もできるわけですよ。

そういう点を踏まえて、私はみのり館は早急に民間に委託すべきじゃないかと思うんですけど、町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今課長のほうからも答弁ありましたが、民間委託につきましては、まだ時期尚早かなというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

時期尚早というのは、どのような理由で時期が早いんですか。

○町長（高岡秀規君）

今花徳地区に世界自然遺産登録を見据えた施設が建つわけですが、これは奄振事業の中で民間が委託、民間が経営しないと補助事業が受けられないという事業であります。この経営につ

いては、あの物産館のみでは、なかなか経営が厳しいのではないかなというふうに思いますので、あらゆる人たちが会員になって、みのり館と連携を取りながら経営の母体を持っていきたいというふうに考えております。

今後は、世界自然遺産登録の観光客の人流ができたときに、みのり館と花徳の物産館のつながり、連携が今後は非常に有効に働くのではないかなというふうに思います。そういう民間が育ったときに、みのり館の製造部門を民間に委託するのかどうかについてはまだ時期尚早であって、今後は世界自然遺産登録の遺産センター、そして物産館等ができたときに、人流の行方を見ながら考えていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

町長も民間の会社の経営者です。どれがいいかというのは恐らく分かっていると思いますけど、自分がやった事業に対して、失敗というのを恐れているんじゃないかと思います。いろいろ町長の時代に事業をやりましたが、ほとんどの事業が失敗。一番大きいのが2億5,000万の土地、そして植物工場、なぜ向こうじゃなかったらいけないのか、あそこの土地は坪20万円以上の単価がついていますよね。造成入れて。

徳之島市場、鹿児島のアテナショップ、みのり館、島アザミの工場、普通民間の会社だったら、全部とうの昔に首です。そういう点を踏まえて、町民のためになるような政治を心がけてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時35分から再開します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田太志議員の一般質問を許します。

○3番（松田太志君）

皆様こんにちは。

一般質問最後となりましたが、しばしお時間をいただきたいと思います。

毎日ラジオやテレビ等の報道では、昨日、今朝のコロナウイルスへの感染者数がどの報道が日常的になっています。当たり前であった日常が当たり前でなくなり、地域経済が疲弊する中、今日もコロナウイルスに感染された患者への対応に追われている医療従事の方々へ感謝を申し上げます。

先日、医療に従事されている方が、今年の夏は子供たちに何もしてやれなかったと何気なく

SNS上で上げているものに目が留まりました。また、夜間働いている方が働けない憤り、我慢をされている様子が見られました。

都会では、明日の生活をどうしようかと悩む事業所があふれる中、日々を大切に生きるためには変化を敏感に感じ取り、地域経済に連結していかなければなりません。

令和3年第3回定例会において、3番松田太志が通告の1項目について質問をいたします。

我が徳之島町において、コロナ対策の予算を活用する中、行政が主催する会議等の町民の参加率向上のため、ウェブ会議等の環境を整備をできないかとの質問をいたします。

○総務課長（政田正武君）

新型コロナの感染拡大に伴い、会議などは主にリモートでの開催となっております。現在、光ファイバーの整備を行っており、12月から順次開始できるということですので、町内全域で利用が可能になります。

今後の研修会等につきましても、コロナの状況次第ではリモートでの開催が予想されますので、ウェブ会議ができるような環境整備も必要と考えております。

○3番（松田太志君）

総務課長、ありがとうございます。

政田総務課長もこのコロナでいろいろ御苦労があったというふうなことも伺っておりますが、先日、町主催の会議がどれぐらい中止または延期になったんだというふうなことでお伺いしましたところ、課長のほうが早急に対応していただきました。ありがとうございます。

この中で、農林水産課のほうで3回、介護福祉課のほうで6回、学校教育課のほうで6回、社会教育課のほうで3回中止になった会議があったというふうなことを伺っております。

この会議の中で、例えばリモート会議であれば参加が可能であったというふうなことが課長のほうで、環境があればできたかもしれないというようなことがありますか。農林水産課長、どうでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

リモート会議については、行政間のほうに関しましては県との協議については常にリモート、ウェブ会議等で行っております。町民参加となると、非常に端末の関係の準備とか、そこら辺も非常に困難なものになるかと思っておりますけれども、人数が限られたものであれば、今後可能でもあるのかなど、また、例えば松田議員もお分かりのように、JAさん等の協力があれば、そこら辺も可能である会議はあったのかなとは思っています。

以上です。

○3番（松田太志君）

先日、介護福祉課の担当の職員との話の中で、子供子育て委員の研修の話がありまして、昨

年コロナの関係で、申込みはしていたんだが、コロナウイルスの関係で辞退した申込者がいたというふうな話を伺っています。そこら辺については、保久課長はどのように担当者から伺っていますか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

今松田議員のほうから御指摘のとおり、令和2年度の予算におきましても、子育て支援員の研修会ということで予算を計上しておりました。2年度につきましても、コロナ禍の影響で研修会のほうは中止になりました。令和3年度も前年度と同じ額の予算額を計上しておりますが、現在のところ、まだ研修会のほうは開催しておりません。

ですので、担当のほうとも打合せをして、今松田議員のほうから御指摘があったとおり、リモート開催でそのような研修会が開催できるかどうか、また再度検討したいと考えております。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

研修会の中で、心肺蘇生法であったり現場実習があるんですね。そういったものに対してはリモートはちょっと難しいと思うんですが、研修会に関しましては、また担当者であったり、県のほうにちょっと伺っていただいたり、講師の先生との調整をしていただいて、子育て委員であったり保育士が不足しているのをそのままというふうな流れになりますと、また待機児童のほうも増えていきますので、そこら辺もよろしくお願いします。

尚課長、学校教育のほうで6回程度の会議が中止になったというふうなことを伺っております。学校教育のほうで、今北部のほうでタブレット端末のほうを小学生であったり、今中学生もタブレット端末を持って宿題等をしたりしている環境があるんですが、こういった環境を職員のほうに広めていけるような環境はできますか。会議等で、タブレットを活用して会議をやっているような環境はできますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校教育課としましては、昨年度各学校、児童・生徒に1人1台ずつそのタブレットの配布とかしましたし、先生のほうにもある程度タブレットを配布しまして、今講習会とかをオンラインで行ったり、あとプログラム会議とか60名ぐらい参加したんですけども、その研修会もオンラインで行いました。また、夏期講習もオンラインで、タブレットを使つてのオンラインでできましたので、学校教育課としては、またそういったふうに今学校にあるタブレットを活用して、オンラインで会議とかを行っているところであります。

以上です。

○3番（松田太志君）

高岡町長、町長が子供たちにICT教育というふうなことで、先駆けて、国より先に先駆けて北部の子供たちにタブレット端末を町のほうから提供して進めていったわけですね。そして、このコロナ禍でなかなか会議が開催しづらくなったときに、やはり我々町民であったり、役場職員の方たちもこういった環境を整えて、コミュニケーションが図れる会議を一つ一つ開催していく環境が必要だと思うんですが、町長は今後どのような方向性を考えていますか。

○町長（高岡秀規君）

今現在、民間のほうで徳之島全体に希望者についてはWi-Fiが通じるようになるというところ、その会議の在り方が、例えば1つの会場でリモートで講師を呼んで、受験者は1つのところでやるのか、それとも各家庭でリモートで参加するのかによってやり方は違うと思うんですが、まず仮に各家庭にいて、いながらリモート会議に参加となると、タブレットを持っていない方には貸与が必要だろうというふうに思います。この貸与についても、じゃあ各役場が所有しているタブレットが使えるかどうか、個人情報があるかないかどうかもまだ見えない部分があるので、貸し出し用のタブレットが必要になるかもしれません。

しかしながら、今回のアフターコロナに向けて、リモート会議がある程度増えてくるのではないかなというふうに予想されますので、しっかりと参加できるシステムというのは町のほうで準備したいと、整えたいというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

町長ありがとうございます。

今後光ファイバーも整備がされていく計画ですが、まだあと3か月後の予定になるんですね。この3か月の間にでも、例えばWi-Fi、持ち運びのできるWi-Fiであるとか、町のほうで備品等を確認していただいて、会議を一つ一つ積み重ねて、町民の方々にサービスを提供していけるような環境ができればと思いますので、お願いしたいと思います。

政田総務課長が私がこの会議等を伺いまして、早急に対応していただきまして、今後この3か月の在り方が重要になってくると思うんですが、総務課並びに行政としてどういうふうに対応していただけますか。

○総務課長（政田正武君）

この環境整備するためには時間かかりますけれども、二、三か月の間であれば、今徳之島ビジョンさんにお伺いしたところ、持ち運びのWi-Fiですかね、があるということでございます。時間単位で貸し出しもできるということでございますけれども、先ほど町長が申し上げましたように、セキュリティーの問題がありますので、それがなければ、そういうところでも対応してまいりたいと考えております。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

なるべく会議の日程が決まっていれば前倒しをして、そういった機材等が準備できれば町民の方たちも参加ができていきますので、それがサービス向上につながっていくと思っていますので、またよろしく願いいたします。

今回は、私1点の質問であったんですが、なかなかこのコロナ禍で、日ごろあった環境がどんどん変化をしていく。その中で、やはり経済を止めてはいけないというようなことを考えながら、この質問を投げかけさせていただきました。

高岡町長、最後に、この世界自然遺産登録となりまして、この我が徳之島町がどのように向かっていくというふうに考えていますか。

○町長（高岡秀規君）

それぞれの課が、それぞれのアイデアを持ち寄って、奇抜なアイデア、前例にないアイデアが求められている時代になってきました。

日本の流れは、恐らくリモート会議であるとか、新しい生活様式、これを進めていきますと、人流が少なくなるのではないかと危惧します。そこで、我々はあくまでも人流を経済の基盤としている以上、このリモート会議というシステムをどのように我々が構築していくか、そのリモート会議というのは都会の人が休暇でこっちに来て会議に参加するようなシステム、当然人流で全てがリモートになってしまいますと、飛行機に乗る人がいなくなるわけですよ。そこについては、都会と離島の新しい生活様式の価値観というのは違うわけですよ。そこで、みんな同じような考えでは恐らく取り残されてしまいます。違う考え、新たな価値観の離島における企画力が必要になってきますので、相当な努力が必要で、もし努力を惜しんでしまったら、また失敗を恐れずやる行動力を失ってしまったら、地域間格差はさらに広がっていくだろうというふうに危惧しているところですので、今後は役場が一丸となって、行間を読みながら、アイデア勝負に打ちかつことが必要になってくるだろうと思います。

○3番（松田太志君）

町長ありがとうございます。日々変わりゆくこの世の中を、我が徳之島町が発展していけるように私も尽力していきたいと思いますので、またよろしく願いします。

簡単になりますが、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第2 議案第76号 徳之島町6次産業化推進支援施設設置条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第76号、徳之島町6次産業化推進支援施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第76号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町6次産業化推進支援施設設置条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地域の魅力ある農産物の生産性の付加価値を高め、農業者等の所得向上、雇用の増加を図ることを目的とし、6次産業化に取り組む起業支援施設を設置するものであります。これにあたり、設置及び管理運営など、必要な事項を定めることが必要と考え、制定するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから、質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

5条に貸し付けることができるとなっておりますけど、規則のほうではもう金額は決まっているんでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在のところ、今積算をやっているところであります。何分にも国の交付金になりますので、それを省いた額の今までの耐用年数等も考慮しながらやっていくようになりますので、決定次第、また予算化になって、またさらには、以前、議会の中で答弁していると思っておりますけれども、当面の間、免除申請を受付けることになると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号、徳之島町6次産業化推進支援施設設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第77号 徳之島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第77号、徳之島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第77号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、文言の修正とただし書きを加える改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

これは、みのり館も対象になるわけでしょうか。

○総務課長（政田正武君）

そのとおりです。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号、徳之島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第78号 過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第78号、過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第78号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行されたことに伴い、本町においても鹿児島県過疎地域持続的発展方針に基づきながら、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容は、別紙計画書のとおりであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

これもパブリックコメントしたという話なんですけど、広報で出すとか、防災無線では流してありますか。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

広報は、防災無線は呼びかけておりませんが、ホームページのほうに掲載しております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

ホームページといってもなかなか見る人はいないんですよ、パソコン持っていないとか、インターネットつないでいないとかですね。一番有効な手段は、防災無線だと思うんですね。今後は、そういう方向でお願いします。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号、過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに議異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は可決されました。

△ 日程第5 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（令和2年度亀津幹線管路築造工事（7工区））

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第79号、工事請負変更契約の締結について（令和2年度亀津幹線管路築造工事（7工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第79号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和2年12月9日に契約を締結した令和2年度亀津幹線管路築造工事（7工区）

に係る工事請負変更契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、本工事において、サウナ亀津側立て坑設置箇所の圧入掘削工を行ったところ、掘削深度6.1メートルから10.8メートルまでの間で連続して緑色岩が確認され、水道管移設工を追加、圧入掘削工の土質を変更するものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号、工事請負変更契約の締結について（令和2年度亀津幹線管路築造工事（7工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議あませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は可決されました。

△ 日程第6 議案第80号 物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（2工区））

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第80号、物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第80号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る8月31日指名競争入札した令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（第2工

区)に係る物品購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町役場の新庁舎建設に伴う2階事務所机、椅子、会計伝票棚等を整備するものであります。契約金額1,078万円、契約の相手側、鹿児島県大島郡徳之島町亀津4832番地2 ウエダシステム、代表者上田一人であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、ウエダシステム、Sコピー企画、大船文具店、有限会社徳之島オーエー販売、株式会社福本、有限会社藤田印刷の6社であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

前の議会で備品購入に対して、使える備品はそのまま使うように要望したところ、総務課長のほうから、机のほうは全部入替えて椅子のほうは使える椅子は使うという答弁をもらいましたが、この契約、全部ですよね、備品購入。この契約じゃなくてほかの契約でも椅子の取替えはどのようになっているかをお伺いします。

○総務課長（政田正武君）

今回、皆さんで協議した結果、椅子も机も変更したほうが良いということで、新品に変えるようにしております。

○6番（勇元勝雄君）

200近くの机と椅子が余るわけですね。使える椅子はどうするんですか。別に椅子が新しくなくても仕事はできるわけですね。机は高さがあわないとかどうのこうの説明がありましたけど。そういうところをある程度辛抱してでもしなければ、庁舎が新しくなったから全部入れ替える、町民感情としてちょっとおかしいと思うんですね。おかしいと思うわけですよ、町民の皆さん。

そういう点も考慮して、今後どうするか判断をしてもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○6番（勇元勝雄君）

机、椅子、備品を全部新しくするということに対してですね。ある程度使える物は使わなければ、それだけ町民の税金が使われるわけですから。

そういう点を鑑み、私はこの議案に対して反対いたします。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第80号、物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（2工区））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第81号 物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区））

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第81号、物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第81号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る8月31日指名競争入札した令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（第6工区）に係る物品購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町役場新庁舎建設に伴う2階カウンターデスク等を整備するものであります。契約金額850万9,600円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津7182番地、Sコピー企画、代表者作山洋美であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、Sコピー企画、有限会社大沢電電商事、大船文具店、有限会社くらしげ商事、ヒラヤス、吉川印刷の6社であります。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

前の総務課長の答弁は、ただその場しのぎの答弁、現状では答弁だと思いますけど、その答弁を現在の総務課長は引き継いでいないんでしょうか、お伺いします。

○総務課長（政田正武君）

勇元議員がおっしゃるように、新品に入替え、古いやつを使う、賛否両論あると思います。それぞれの御意見を聞いて、しっかりと執行したつもりでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今、聞いたのは、総務課長からそういう引継ぎがなかったのかあったのか、それだけです。

○総務課長（政田正武君）

引継ぎはございません。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号、物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（第6工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第82号 物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第82号、物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第82号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る8月31日指名競争入札した令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（第7工区）に係る物品購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町役場の新庁舎建設に伴う3階、4階カウンターデスク、監査室、5階傍聴席等を整備するものであります。契約金額1,168万9,700円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津7533番地、吉川印刷、代表者吉川清吾。

参考までに指名業者を申し上げますと、ウエダシステム、Sコピー企画、有限会社大沢電電商事、有限会社くらしげ商事、ヒラヤス、吉川印刷の6社であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号、物品購入契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案82号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第83号 財産の無償譲渡について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第83号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第83号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、財産の無償譲渡について議会の議決を求める件であります。

内容は、平成21年度に地域情報通信基盤整備事業において、整備を行った光ファイバー網施設を民間企業へ譲渡を行う件であります。譲渡を行う企業は、兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番地の2号、関西プロードバンド株式会社、代表取締役三須久氏であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

光ファイバーを無償にすることによって、メリット・デメリットがあると思いますが、どのようなことが考えられるか。

○総務課長（政田正武君）

この光ファイバーにつきましては、10年以上経過する設備に関しては、総務省のほうで民間への譲渡を推奨しております。

ガイドラインにおきましては、「公設設備を保有する自治体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化、効率化を図り、地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するために、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい」とされております。

民間への譲渡することによって、メリットは安価で効率的な設備整備・運用が可能ということでございます。自治体が整備費用や維持管理費用を負担し続ける必要がない、被災時に柔軟かつ迅速な復旧対応が可能、運用ノウハウがあるために柔軟なサービスを提供を行いやすく、他事業者との連携設備共用等もスムーズとなっております。

過去5年間の維持管理に約5年間で7,239万2,739円を要しております。1年平均が1,447万8,547円となっております。平成30年度の台風24号の襲来の際には、修繕費、機器の取替え等で1,000万などの上乗せとなっております。

今後、民間譲渡することにより、この委託費等、運営費が、維持費が要らなくなるということでございます。

また、無償化したのは、有償で譲渡することによって、この事業が約4億8,100万かかっておりますけど、このうちの約97%の返還が必要だということで無償としております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

デメリット。

○総務課長（政田正武君）

こういうプロじゃないので、デメリットのほうはちょっとわからないので。

○6番（勇元勝雄君）

貸付料も取っているわけでしょう。7,700万の支出だけじゃなく、収入もあるわけですよ、その収入も言わなければ説明できないです。

○総務課長（政田正武君）

過去5年間の歳入も約5,000万あります。この5,000万が歳入がなくなるということでございます。

○6番（勇元勝雄君）

民間に無償提供してですね、受益者、町民ですよ、それに対して、そういうメリット・デメリットを示してこういう計画をしなければ。ただ、維持管理が安くなる、年間台風がない場合は300万から……、まあ、300万内外ですよ。伊仙町、天城町に聞いてもまだそういう計画はないという話なんですよ。

デメリットもぴしっと検証してやらなければ、町が業者に対していろいろ要望ができない、そういう状態になっていろいろ支障が出た場合、町民が困るわけですよ。

こういうことをする場合は、メリット・デメリット全部出して、こうこうですから民間に無償提供やります、そういうことをしなければ、経費が年間300万ぐらいマイナスになる、それだけのあれで民間移譲する。もし、民間に無償で提供して何か支障が出た場合は我々議会もいわれるんですよ、何でそんなのを通したかと。

町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

この事業は、今、総務課長がお話ししたのが大まかなメリットであります、実は、この事業をスタートする際に、今おっしゃった貸付料と経費のとんとんでするためにどうしたらいいかということで、実は、亀津と亀徳地区、電柱の借上げも非常に相当なものの借上げが発生するというので、今、現段階の設置しかできておりません。

しかしながら、時代の流れとともにADSLでデジタルデバイトが防げないとなれば、光ファイバーをせざるを得ないとなったときに、丁度、高度無線事業というものがございまして、これは民間に委託することによって、それで譲渡することによって、町の持ち出しがほとんどないということです。町の持ち出しは、皆さんご存じのようにコロナの対応型の公共施設の

臨時交付金を使っております。そして、さらにはサーバー等のそれもコロナの臨時交付金を使う予定にしておりますが、まず、町の持ち出しがないということと、あと維持管理はかからない。そして、議員がおっしゃるように、契約についても、実は最初の段階で希望者にはある程度無償でラインを引くということでした。そして災害についても、町がやる場合と民間がやる場合の速さというものは、どうしても民間のスピード感にはかなわないだろうというふうに考えております。今後、予算面については非常にメリットが大きい、そして、またサービス面についても、今後は利用者を増やすための努力というものは、民間のほうが自治体よりもよりサービスの量は提供はできるものだということで、この事業をスタートをしております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。勇元議員、まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番（勇元勝雄君）

今の町長の説明でも、町の負担がでない、その1点ですよね。個人の負担がどれぐらい出るか、そういうのをきちっと計算しなければ、町は負担が出ないんだけど、個人が出るか。そういうデメリットも分からないうちにそういう契約をするのは、私は反対でございます。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第83号、財産の無償譲渡についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。

したがって、議案第83号は可決されました。

△ 日程第10 議案第84号 令和3年度一般会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第84号、令和3年度一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第84号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,277万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税3億6,107万8,000円、繰越金6,872万9,000円、国庫支出金2,200万7,000円、諸収入1,088万1,000円などの増額。繰入金2億6,761万5,000円、使用料及び手数料4万4,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、商工費5,618万円、民生費4,785万2,000円、教育費4,466万4,000円、総務費3,203万2,000円、農林水産業費2,520万3,000円、土木費1,356万9,000円などの増額。消防費656万7,000円、衛生費525万9,000円の減額などであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

歳入、ページ3ページ、14、2、1の8、コロナ対策事業1,068万7,000円、コロナ対策の交付金はまだ入ってくる予定はあるのか。

14、2の5の6、96万円、補助金としては金額がものすごく少ないみたいですけど、これはどのような理由で少ないのか。

15、2、4の1、731万円減になった理由。

15、2、7の2、448万8,000円、どのような事業か。

16、1の1、1万円、これは今度の光ケーブルの件だと思いますけど、どこの土地で何平米か。

5ページ、17、1、1の2、30万、ふるさと納税、現在の受入額はどれぐらいか。

18、1、1の財政調整基金2億9,881万2,000円、現在の残額はどれぐらいか。

18、1、3の1、ふるさと納税基金、現在の金額。

歳出、7ページ、2、1、1の13、300万、ホテルの借上げ料ですけど、これはコロナ対応の交付金ではできないのか。

1の18の1,592万9,000円、これもコロナ対策の交付金で対応できないのか。

2、1、4の13、重機借上げ料60万、重機はどこで使うのか。

4の15、原材料費、原材料の内容。16、前川生活館進入用道路、場所はどこか、平米単価は幾らぐらいか。

8ページ、2、1、15の12、83万8,000円、事業内容。

16の12委託料、減になった理由、262万9,000円。

22の17、10万円、モニタリング用センサーカメラ、どこで使うのか。

24の7、10万円、事業内容。

24の12委託料105万円、事業内容。

9ページ、2、1、26の12、支所の耐震総合診断委託料150万、建替えの計画があるのか、いつ頃建替えの予定か。

27の21、86万1,000円、これは北部振興対策事業となっていますけど、これはどのような事業か、北部だけの補償費か。

10ページ、3、1、1の2給料、388万8,000円、職員を増やすための経費か。

11ページ、1の14、工事請負、遊具フィットネス器具設備等、これはどこにつけるのか、どのような事業内容か。

3の2の1の尾母へき地保育所、いろいろ修理が出ていますけど、過疎計画に恐らく建替えの計画があると思うんですけど、建替えの時期はいつ頃か。

3、2の4の母間保育所、8,510万7,000円、去年、担当課に試算してもらったら5,000万ぐらい、民間に委託したほうが町の予算が浮くということで、試算もらっていますが、民間委託は考えられないのか。

13ページ、4、1、15の新型コロナウイルスワクチン接種助成金、これはどのような事業なのか。

14ページ、6、1、6の18、国の補助金が2,380万減になって、一般財源が1,500万、これはどのような理由で減になったのか。

9の18、60万、事業内容。

10の17備品購入費、恐らく分析機の購入だと思いますけど、前の機械が何年ぐらいたっているか。

農産物加工センター、11の17、ミートチョッパー、これはどのような機械か。

6、1、12の農業次世代人材投資事業、これは1人月15万ぐらい出したその事業内容。

15ページ、6、1、23の13、重機管理施設整備、これはどのような事業か。24の15、原材料費55万、どのような事業か。

6、1、36の7、25万円、どのような事業内容か。18の154万円、事業内容。

6、2、5の7報償費300万、現在の捕獲頭数は何頭ぐらいか。

6、2、6の12、あっちこっち枯れ松の伐採をしていますけど、これは、場所は大体どのようなところなのか、前、旭ヶ丘から井之川の上辺りまでお願いしてあります、その場所は含まれているのか。

17ページ、6、3、1の18、船舶免許42万円、船舶免許、これは漁師になる人のための補助か、それとも一般の人でもできるのか、その事業内容。

7、1、4の12の委託料、花火打ち上げ、これは自然遺産の関係で各町村、奄美のほうで打ち上げるといふあれでなっています。そのような事業なのか。

13の里久浜トイレ解体、解体する前にトイレをつくるべきではないかと思うんですけど、これをどのように考えるか。仮設所も一緒なんですけど、一体でつくらなければいけないと思うんですけど、トイレを先につくって解体するべきじゃないか。

14の448万8,000円、これはどのような事業か。15の原材料費108万5,000円、どのような事業か。

7の1の5、多言語案内板整備、全額減になった理由。

7、1、19、どのような事業内容か、国・県の補助が2,568万7,000円となっていますけど、コロナ対策で来ているのが1,000万余りなんですけど、その残の補助金はどこから持ってきたのか。

20ページ、9、1、1の17、高規格救急車44万5,000円、これは入札残か、またどのような理由で減になったのか。

10、1、2の17、1,409万5,000円、そのうち児童用机が120台、前も県産材料を使うということで、議場の机、椅子が予算組まれました。この備品に対しては、木製の椅子か机か、今までの鉄製の机なのか。一般的に、これは恐らくふるさと納税か何かの話でやっていますよね、こういうこともできるわけですから、3次補正もこういう格好でできると思います。

10、3の4の12、何回か予算書で、当町の耐力度調査、委託料とか見た覚えがあるような感じなんですけど、これは今度の建て替えに対して、これはやらなければいけない事業なのか。

24ページ、10、5の2の12、委託料、損傷が、これも恐らく、昭和28年建設校舎となっていますけど、これはぼちぼち建て替えを考えなければいけないんですけど、このような、この事業内容。

10、5の5の18、町立図書館指定管理15周年記念事業57万2,000円、どうして今の時期にやらなければいけないのか。

10、5の11の12、委託料35万8,000円、その事業内容、どのような理由でやらなければいけないのか。

10、6の2の11、給食センター、何年か前にもすぐ建て替えするような話が出ましたが、現在はどのような状況で、何年頃を予定しているのか。

以上。

○総務課長（政田正武君）

歳入の3ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節8新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,904万5,000円でございます。今後、今通知が来ている分に対しましてはこの金額となっております。

歳入の4ページ、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付け収入、節1土地建物貸付け収入1万円でございます。東天城中学校前の里久浜の9平米の土地でございます。光ファイバーの通信用設備の中継所の敷地となっております。関西ブロードバンドと契約いたします。

歳入の5ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、8月末現在で10億6,498万4,989円となっております。

歳出の7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料300万円です。宿泊施設の借り上げ料、1日1万円の、5室の5万円の、60日で計上しております。陽性者の自宅療養時の家庭内感染が懸念されたため、医療従事者の感染拡大防止の宿泊施設の確保です。感染者数が把握できないこと、また今後の突発的な感染拡大も考えられますので、一般財源としておりますけれども、今後、臨時交付金の対応も考えております。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節13使用料及び賃借料60万円、児童公園横のグリーンベルトの公園駐車場整備重機借り上げ料でございます。モクマオウの伐採、撤去、路盤整備を計画しております。節の15原材料、250万、内訳としまして、側溝のグレーチングが222万9,000円、路盤再生材が27万1,000円でございます。節の16公有財産購入費200万円でございます。前川生活館進入用道路用地として購入したいと思います、花徳288番地の3。土地は花徳・前川生活館に隣接した集落の消防車庫のある土地でございます。現在の進入路が狭いため、購入したいと思います。

歳出10ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4社会福祉総務費、節の2給料、388万円でございますけれども、12ページの民生費で計上しております、今回、全額組替えとなっております。

歳出の20ページ、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節17備品購入費でございます。高規格救急車購入の入札の執行残でございます。

以上でございます。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

歳入5ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、節2ふるさと思いやり基金寄附金の現在の寄附額は、令和3年8月末現在、1万195件で、1億3,874万6,000円でございます。同じく5ページ、款18、項1基金繰入金、目3ふるさと思いやり基金繰入金、節1ふるさと思

いやり基金繰入金の状況につきましては、当初予算から今回の9月補正分を含めまして、活用事業通常分が1億1,826万円、企業版300万円、合計で1億2,126万円となっております。

続きまして、歳出8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目15広報費、節12委託料の徳之島町インターネット情報発信強化事業業務委託料83万8,000円についてでございますが、インターネット情報発信強化事業業務委託をすることにより、受託者が担当者と連携を取りながら、読み手を意識した記事制作、企画、調査、取材、編集を行うとともに、SNSを活用しウェブサイトの認知向上や誘客を図ります。

同じく8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目16広報費、節12委託料、第6次徳之島町総合計画策定業務委託料につきましては、できる限り町独自での策定を考慮しており、現在、町民アンケート調査の集計及び各課での事業計画の策定を行っております。不要見込額224万1,000円につきましては、今後、印刷製本費などの制作経費へ組替えを予定しております。再生エネルギー導入ビジョン策定業務委託料の262万9,000円につきましては、まず初めに、本予算を当初予算において計上しなかったこととお詫びいたします。本ビジョンに類似します地域新エネルギー、省エネルギービジョンは、平成22年度に策定しております。前ビジョンから10年が経過しており、今年度、新たに地域再生エネルギー導入ビジョン、地域温暖化対策実行計画包括版を策定するものです。エネルギー関連は、世界情勢や国内の状況の把握、数値などの集計が必要なため、町独自での策定は難しいものがあり、業務委託するものです。

同じく8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目22自然環境保全事業費、節17備品購入、モニタリング用センサーカメラ購入につきましては、ふるさと思いやり基金活用事業GCFストップロードキル事業で、アマミノクロウサギなど希少野生動物の交通事故を減少させるため、交通事故発生地域の農道や町道に設置いたします。

同じく8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目24ふるさと納税推進事業費、節12報償費と委託料につきましては、ふるさと思いやり基金活用事業GCF、徳之島高校とJALとスープストックトーキョー教育プロジェクトです。事業内容は、JALの機内食を提供しているスープストックトーキョーと徳之島高校の生徒が連携し、季節に合った食材探しやその食材を生かした料理の研究を行うことにより、改めて島の課題や魅力を再発見してもらう。最終的には特産品を使った島ボックス、1家族1食分の食材とレシピの詰め合わせボックスを作り、実際にスープストックトーキョーにおいて販売までを予定しております。

以上です。

○花徳支所長（芝 幸喜君）

お答えします。

歳出9ページ、款2、項1、目26支所管理費、節12委託料150万、花徳支所庁舎耐震診断業務委託料でございますが、現在のところは建て替えの予定はございません。ただし、この耐震

診断結果によっては建て替えの計画をしなければいけないかも知れません。そしてその下の段です、27北部振興対策事業費、節21補償補填及び賠償金86万1,000円、補償金、サトウキビ耕作補償費ですが、これは今度計画しております、観光拠点施設建設予定地でサトウキビを作っていた農家さんが4名いらっしゃいました。その方への1年間の耕作補償でございます。1トン2万1,000円でありますので、1反6トン取りの面積の計算でございます。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

歳入の4ページ、款15、項2、目4、節1、農業費補助金731万の減になった理由でありますけれども、これにつきましては産地パワーアップ事業が事業量減により881万の減、農業次世代人材投資については、新たな対象者が加入したということで、対象となる方が出たということで150万の増であります。

続きまして、歳出の14ページ、6、1、6の18、これにつきましては、先ほど歳入のほうで説明いたしました881万の減であります。また、中身に関しましては、一般質問の中でも挙げられました、堆肥生産基盤整備事業の財源、一般への組替えも含まれております。

続きまして、9の18環境保全型農業推進事業補助金、これにつきましては、新たな有機農業等の推進のために講師派遣料、また実証法の委託等を含めて、環境保全型農業推進事業補助金として徳之島町環境保全型農業推進協議会というのが以前から位置づけられておりますので、今回そちらのほうへ補助金として実施するということでもあります。

続きまして、11の10の17備品購入費、土壌分析機1台500万、これにつきましては、従来の土壌分析機が既にタッチパネルが操作不良を度々起こしておりますので、今回入替えを検討し計上した次第であります。これにつきましては、今、前に行っております土壌、堆肥投入等のサトウキビの事業、並びにバレイショ等の土壌改良に関しては必須条件になっておりますので、早急に、壊れる前に入替えを検討したいということで計上いたしました。

続きまして、11の農産加工処理センター運営費の中の備品購入費、ミートチョッパー1台33万円、これにつきましては、機械更新、大豆びきみそ等を作るときに使われるミートチョッパーであります。もう既に、内部パッキンの劣化により異物が混入される傾向が出ておりまして、早急に機械の更新が必要であるため計上いたしました。

続きまして、12の18、150万円、農業次世代人材投資事業補助金、これにつきましては、1名2回分、半年で75万になります。新規に1名の方が増として決定しておりますので、これは国県の補助金で賄われますので、今回その2回分を歳入とともに計上しております。

続きまして、16ページ、報償費、6、2の5の7有害鳥獣対策事業の鳥獣捕獲報償費300万、現在、8月までで頭数が310頭捕獲されております。去年の捕獲頭数が718頭、一昨年頭数が

640頭、今回310頭でありますので、このペースで、去年のペースでいった場合にも750頭を超える頭数が捕獲されるものだと考えております。今後また、捕獲頭数によっては補正も、今後必要なのかなと考えております。

次に、6の12、里山林等保全管理促進事業の委託料であります。松、枯損木伐採業務委託料、これの場所に600万、これに言わしましては、場所は町道池田線のほうの大原寄りのほうになると思います。亀徳のほうから出てきて、池田線のほうの側の、そこからトンネルにかけてのところを、今、検討しておりますので、そのほうへ。また、もう一か所は尾母・旭ヶ丘・轟木沿線、要するに、その池田線から行って、旭ヶ丘まで通ずる中なんです、亀津寄りのほうになります。ダム等のその近辺か亀徳の上部か、今、検討している最中であります。位置的にはその箇所部になる予定であります。

続きまして、17ページ、6、3、1、の18、水産業振興費の18の補助金、船舶免許取得補助金、これは去年から行っている事業であります。新規就漁者、要するに漁業者を増やすための事業であります。漁業組合と連携を取りながら、5名以上、船舶免許の受講者がいれば、地元で船舶を、免許をする講習を受講できる、開催することができるということで、去年よりやっております。中身のほうは経費の半額を助成、計画では7万掛ける6名で42万というふうな形で考えております。

以上です。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

歳出15ページ、6、1、23の農地費、13使用料及び賃借料、重機管理施設整備ですが、本年度、建設課より譲り受けましたパワーショベルの保管をするための施設の整備となります。

続きまして、24ダム管理費、15原材料費ですが、これは神嶺ダムの進入路にゲートを設置するための原材料費となります。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

地域営業課の第4号補正予算を説明する前に、今回計上してあります予算書、歳出16ページのSDGsドリームプロジェクト事業について、議長の許可を得て、企画課長から説明していただいた後に、地域営業課のほうで予算を説明したいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（池山富良君）

はい、よろしいよ、どうぞ。

○企画課長（村上和代君）

お答えいたします。

令和3年3月25日に徳之島町とソフトバンク株式会社は、離島における教育課題解決及びSDGs未来都市推進に関する連携協定を締結いたしております。徳之島町が抱える様々な地域課題の解決を目指すこととしております。

現在、プロジェクトチームを設置しておりまして、新規事業の企画、立案、業務執行見直しを行い、行政サービスの向上と人材育成を図ることを目的として設置されていることから、委員については複数の課の職員から編成されております。

今回、当プロジェクトに取り組む内容といたしましては、地域営業課で行っている物販の分野において、将来的にウェブ販売も実施していくことを検討していることことから、ウェブ販売における商品の開発や販売方法の考案について、プロジェクトチームで取り組むこととしております。これに伴いまして、ヤフージャパンにおいて実施されている商品の販売体験を通じて、ウェブマーケティングを学ぶことができる取組であるヤフー人材プログラムについて、人材育成の観点から、高校生を対象に実施することを検討しております。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えいたします。

まず、歳入の4ページ、款15、項2、目7の商工費県補助金の、節2商工費県補助金で441万8,000円、県地域を照らす再生可能エネルギー事業補助金ですが、これは歳出の18ページ、節の事業費のときに一緒に説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

歳出の15ページ、美農里館工場運営費、排水処理施設槽内修繕ですが、これは美農里館の排水の中を掃除するために、排水をきれいにして側溝に流すために、3年に1度、本当は替えるべきであったろ過器といいますが、ろ過するシートがあるんですけど、そのシートを取り替えるための修繕費であります。

続きまして、16ページ、款6、項1、目36、SDGsドリームプロジェクト事業ですが、先ほど企画課長から説明があったような事業ですが、7の報償費、これにつきましては高校生と連携して農作物の収穫体験を行い、農家による人材育成を行い、またその農作物についての研修を行うための農家への報奨金となっております。そして、その下の18、負担金、補助金ですが、これはソフトバンクへの負担金で、高校生に対し、ITを活用した人材育成プログラムに参加してもらい、ヤフージャパンと連携をし、商品の販売体験を通じてウェブマーケティングを学んでもらい、農業や、またその職業の視野を広げるための負担金であります。ヤフージャパンの職員が講師として来島し登壇してもらい、実際のビジネスの現場で培われた経験や実例を生で教えてもらえることが特典となっております。

続きまして、17ページ、款7、項1、目4観光費、節の委託料ですけど、花火の打ち上げについてですが、どんどん祭りが中止となったことで、商工会やいろんなほうから花火だけでも

打ち上げられないかという要望がありました。世界遺産に絡めた時期に打ち上げられたら一番いいのですが、その時期に打ち上げない等も考えられますので、その時期を見て打ち上げられるような形で計上させていただいております。

続きまして、その下の13、使用料及び賃借料ですが、里久浜のトイレについてなのですが、トイレを造ってから解体すべきではないかということですが、トイレを造る場所に、もう既にホテルが建つ予定なので、先に取り壊さなきゃならないということです。そのために、下のほうで里久浜の仮設のシャワー施設を建設する予定であります。里久浜のシャワー施設は仮設で置きますが、トイレにつきましては闘牛場がありますので、少し不便をかけますが、闘牛場のほうで当分の間トイレは使用してもらおうということを考えております。

14の工事請負費ですが、これが先ほど歳入でありました再生可能エネルギー街路灯整備事業で448万8,000円、3基設置する予定であります。場所といたしましては、神嶺浜、なごみの岬、花徳闘牛場を予定しております。その下の15、原材料費につきましては、里久浜の仮設のシャワー施設の原材料費と花徳闘牛場トイレの目隠しフェンスの原材料を予定しております。

続きまして、目5多言語案内板整備事業ですが、12の委託料と工事請負費を減額してあります。これは国のほうへ補助金を申請いたしましたが、不採択となったために取下げをいたしました。今後また、このような事業に対して補助金申請を行い、もし採択になった場合は追加でやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、19、新型コロナウイルス感染症についてですが事業内容といたしましては、今現在、コロナが蔓延している中、飲食店をはじめとする各事業所に対し、影響が大きかった事業を選定し、各事業者に対し支援を行っていく事業であります。財源措置については、臨時交付金と、一般財源をかけております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、まず歳入からいたします。

歳入の3ページの、14の2の5の6の公立学校情報機器整備事業補助金96万円ですけど、これは公立学校情報機器整備事業補助金の中のG I G Aスクールサポーター配置事業というのがあります。ICTの専門員を雇用するものなので、事業費としては総額になっております。

続きまして、歳出のほうに行きます。

歳出のページ、21ページの10、1、2の17の備品購入費の机と椅子の件でありますけど、この机と椅子は木製ではなく、スチール製の新J I S規格のやつを計画しております。

続きまして、同じく23ページの款項目、10の3の4の12委託料、東天城中学校耐力度調査業務委託料715万円ですけど、これは施設整備補助事業を活用するに当たって必要ということでありまして、今回初めて行う委託料であります。

それから続きまして、25ページの10、6、2の11の役務費手数料は、これは給食センターの漏水調査手数料で29万9,000円であります。給食センターの建て替えにつきましては、東中の建て替えが終了後、令和3年度以降を考えております。

すみません、年度間違えました。さっきの給食センターの建て替えについては、東中の建て替え終了後、令和6年度以降の、できればと考えております。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、補正予算について御説明をいたします。

まず、24ページ、10の5、2、文化財保護費の中の委託料、山小学校測量委託料となっております。28年ということですが、これ実は、現在今、登録有形文化財の候補として上がっております。その前に山の小学校につきましては、山尋常高等小学校旧校舎、これは、今挙げているものは横の2階建ての校舎です。その前に、尋常高等小学校時代の古い建物につきましては、令和3年7月の16日付で文教審議会より、登録有形文化財建造物として登録ができておると答申を受けていることで、この並びと兼ねまして、横の2階建て校舎も重要性があるということで、今回ちゃんとした測量を行いたいということで、予算を計上させていただきました。

続きまして、10、5の5の図書館費の中の負担金、補助金及び交付金の中のこれにつきましては、町立図書館が指定管理を受けまして15周年を迎えます。議員のおっしゃるように、今、この時期にやるべきことかということも実際あったんですけども、実は、ここ二、三年前から島口かるた、皆さんからよく私ども社会教育課に、島口の伝承ができないか、島口をもっと島の誇りとして教えていくことはできないかということで、その中でちょっと遠いんですけども、こういう形の島口かるた、これは実は、奄美のほうで現在使用しております。それを基に、図書館のほうにつきましても、こういうかるたで島口を身近に感じてもらいたい。それに伴い、現在、社会教育課におきましては、資料館のスタッフを中心に私も参加をさせていただいております、島口伝承プロジェクトなるものを今年から行っております。その形を含め、今回、その指定管理の15周年ということも含め、島口を伝えていきたいという思いから、同時進行という形でこの予算を、島口かるたの予算を計上させていただきました。

最後に、町誌編さん事業の中の10、5の11、町誌編さん事業の中に委託料、これも測業務委託料であります。実は、この殿地墓というのは、文化財ではないかという御指摘もあろうかと思えます。ただ、今回、この文化財ではなく、町誌編さん事業の予算として上げてある分につきまして、経緯を御説明いたします。

現在、埋蔵文化財包蔵地の決定ということで、県のほうから殿地墓は非常に重要なものだと決まるとして決定を受けました。それに伴い、担当のほうで来ましたところ、町誌編さん会議の中で、この殿地墓というのは徳之島に例を見ない、薩摩藩時代の代官所の役人の方のお墓ということで、非常に貴重なものである。現在進めている町誌編さん事業において、編さん委員か

らも殿地墓の測量データを取り、今後の町誌に掲載することが提言されたということで、しっかりしたデータを取りまして、それに地図等もつけまして、町誌編さん誌のほうに載せていきたいという思いから、今回はこの町誌編さん事業の中に、この殿地墓の測量業務委託を計上させていただきます。

以上です。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

歳出、11ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会総務福祉費、節14工事請負費、遊具、フィットネス器具整備事業1,100万円。これにつきましては、母間港の多目的広場に遊具を設置いたします。設置面積といたしまして、540平方メートル、遊具6基を設置予定をしております。

続きまして、同じく11ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節10需用費、修繕費、尾母へき地保育所シャワー室修繕110万円となっております。保育所の建て替えを考えるべきではないかという御質問ですが、現在、令和7年度の過疎債におきまして、5,000万円を計画を上げております。

歳出11ページから12ページになりますが、款3民生費、項2児童福祉費、目4母間保育所費、補正後8,510万7,000円となっております。御質問の中で、民間委託は考えられないかという御質問ですが、現在、民間委託については予定しておりません。理由といたしまして、現在、町の子ども・子育て会議におきまして、認定こども園について議論を重ねておりますので、この動向に沿って検討したいと思っております。なお、令和6年度の過疎債におきまして、計画を4億5,000万円上げております。

以上です。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

ページ、13ページ、真ん中のほう、19、扶助費150万円。まず、語句の訂正からさせていただきたいと思います。扶助費、新型コロナウイルスワクチン接種となっておりますが、ワクチンではなく検査費助成になります。すみませんが、訂正をお願いします、申し訳ありませんでした。150万ですが、PCR及びTRCの検査については、自己負担が発生します。検査について、大本の検査費は国のほうで出すんですが、自己負担が1,780円から2,500円、発生するため、それについての補助で150万、組んでおります。3,000円掛ける150人分ということで組んでおります。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。3時15分から再開します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

安田課長のほうから何か、数字の訂正だそうです。よろしくお願ひします。

○健康増進課長（安田 敦君）

すみませんでした。人数のほうを150人というふうに答えましたが、500人の間違いで、500人掛ける3,000円で150万です。どうもすみませんでした。

○6番（勇元勝雄君）

7ページ、財産管理費、先ほど説明もらったんですけど、場所はどこでしょうか。

6、2の5の7、これはお願ひなんですけど、民間の業者が今、南区のほうでイノシシの肉の解体して、イノシシの肉を売っておるようです。せつかく民間の方が一生懸命頑張っているものですから、そういうのも、町のほうからも助言、また指導、またよろしくお願ひします。

先ほどの7、1の4観光費、里久浜からトイレは闘牛場とか言っていましたけど、もう観光客が、大ざっぱに言ったら、男の人は海の中でしょんべんをするという感じですよ。観光客来て、トイレのない観光地はないと思うんです。46万、解体はどっちみちかかりますけど、46万、金が消えるわけですから、トイレ造ってから解体するのが私は筋だと思ひますけど、これはまた後で考えてもらいたいと思ひます。

19の新型コロナウイルス感染症、これの財源で国、県支出金で2,568万7,000円、国から来ているコロナ対策の交付金が1,068万7,000円ですけど、1,500万どうしても足りないんですよ。夕べ、一晩中、12時頃までこれは考えて、糖業のほうで1,500万あるもんだから、パワーアップ需要で補助金が減になっているから、その分を回すにしても事業目的が違うわけだからできないわけですよ。今、ちょっと聞いたら、3号補正の予算を持ってきたとかいう話なんですけど、予算を持ってくるに対しては、3号補正で補正した分を落として予算持ってこなければ、3号補正の予算そのまま生きているわけですから、ここはどういうふうな考えでその1,500万を持ってきたかお伺ひします。

○町長（高岡秀規君）

先ほど来、その新型コロナウイルスの感染症の使い道については答弁しているとおりで、当初はアフターコロナだったんですが、これだけの感染者が増えた場合は、相当に打撃を受けている業界があるだろうということで、今回は9月の補正に乗せました。この新型コロナウイルスの交付金が減額ではなくて、そのまま1億6,000万生かしておいて組替えであります。そして、残りの足りない分については、一般財源から持ってくるということで補正には乗せてあり

ます。

○6番（勇元勝雄君）

この1,500万たして、1億6,000万にはなるわけですか。

○町長（高岡秀規君）

全事業費を限度額までは事業費を組んであるということですね。

○議長（池山富良君）

勇元議員、もう4回目だけど。それで最後までどうぞ。

○6番（勇元勝雄君）

限度額組んでも、この予算書には1,068万の7,000円のコロナ対策の予算しか載っていないわけですよね、歳入は。これが予算書に歳入で2,568万7,000円組んであった場合はこれでいいと思うんです。だけど、予算書にない金を持ってくるんだったら、これは1,500万を一般財源で組むんだたら分かります。タイヤショベルとかそういうのから持ってきた場合は、その予算も補正して落とさなければいけないわけですよね、3号補正はいきているわけですからね、今現在。

○農林水産課長（高城博也君）

予算書の14ページを御覧いただきたいと思います。

まず、当初、3号補正で組んでいただきました堆肥生産基盤整備事業、先ほど御説明いたしましたけれども、その部分の事業費のうちの1,500万を一般財源で組替えて組み直しということとであります。それプラスアルファ、当然、糖業振興費においては、その1,500万と、さらに産地パワーアップ881万円の減が生じて、国庫支出金のほうで2,381万の減というふうな形になるわけです。足して、国庫補助金の減額の分と、さらに産地パワーアップ需要の減額を足して2,381万の減というふうな形で、糖業振興費のほうではなりまして、一般財源で1,500万を組替えて繰り入れるというふうな形になります。ですから、全体的には国庫の中で、1,500万の国庫補助金がほかのほうに財政のほうで、ほかのほうに割り振られたというふうな形になると思います。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○6番（勇元勝雄君）

この部分に対しては、この補助金の分に対しては、まだ納得はいきませんので、私はこの部分に対して反対いたします。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第84号、令和3年度一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第85号 令和3年度国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第85号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第85号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,229万8,000円とするものであります。

歳入は、繰越金409万1,000円、県支出金72万1,000円の増額であります。

歳出は、諸支出金409万1,000円、保健事業費72万1,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第86号 令和3年度農業集落排水事業特別会計
補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第86号、令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第86号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,304万5,000円とするものであります。

歳入は、繰越金26万7,000円を増額、繰入金21万円の減額であります。

歳出は、事業費5万7,000円を増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号、令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第87号 令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第87号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第87号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,687万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億34万7,000円とするものであります。

歳入は、繰越金2,664万7,000円、国庫支出金11万6,000円、繰入金11万6,000円の増額であります。

歳出は、諸支出金2,664万7,000円、総務費23万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第87号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第88号 令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第88号、令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第88号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,355万7,000円とするものであります。

歳入は、繰入金369万1,000円、繰越金50万9,000円の増額であります。

歳出は、事業費300万円、総務費120万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号、令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第89号 令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第89号、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第89号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,990万円とするものであります。

歳入は、繰越金70万4,000円、諸収入1万1,000円の増額であります。

歳出は、予備費70万4,000円、保健事業費1万1,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第89号、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第90号 令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第16、議案第90号、令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第90号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益156万円7,000の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用156万7,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号、令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第17 議案第91号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第18 議案第92号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第19 議案第93号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第20 議案第94号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第21 議案第95号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第22 議案第96号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第23 議案第97号 令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（池山富良君）

日程第17、議案第91号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、議案第97号、令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

令和2年度各会計歳入歳出決算の認定について議会にお願いするに当たり、それぞれの議案について提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第91号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

令和2年度一般会計歳入総額は106億6,155万4,196円、歳出総額は103億7,821万9,843円、歳入歳出の差引額は2億8,333万4,353円ですが、翌年度へ繰越すべき財源が8,460万5,071円のため、実質収支額は1億9,872万9,282円です。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、1億円は財政調整基金へ繰り入れ、9,872万9,282円を翌年度へ繰り越すべく処置いたしました。

それでは、各項目の内容について御説明申し上げます。

本町の歳入の79.3%に当たる84億5,720万8,476円が地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源であります。

その中で最も高い比率を占めているのが、地方交付税の33.4%で35億6,422万円、続いて国庫支出金23.5%で25億778万4,607円、町債の11.1%で11億8,332万2,000円、県支出金の8.1%で8億6,890万6,339円などとなっております。

一方、自主財源は、歳入総額の20.7%にあたる22億434万5,720円で、そのうち町税が9.2%で9億8,065万9,224円です。

その徴収実績は、現年度分が98.7%、滞納分が23.0%、全体では91.5%となっております。

歳出につきましては、総務費が最も高く29.2%で30億3,012万5,364円、続いて、民生費の17.4%で18億1,074万1,910円、教育費の11.1%で11億4,543万8,675円、農林水産業費の9.4%で9億7,121万3,077円、衛生費の8.9%で9億2,221万8,886円、土木費の8.6%で8億9,431万6,021円、公債費の7.7%で8億707万106円などとなっております。

次に、議案第92号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は14億6,788万8,236円、歳出総額は14億4,699万6,069円、差引残額は2,089万2,167円となっております。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により1,680万円を基金へ繰り入れ、409万2,167円を翌年へ繰り越すべく処置をいたしました。

歳入の主な内容は、県支出金11億2,390万8,580円、国民健康保険税1億7,811万2,540円、繰入金1億5,638万2,371円、繰越金448万227円などです。

また、自主財源の中心であります保険税の徴収率は現年度分で94.3%、滞納分で29.1%、全体では78.1%となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費10億7,183万3,708円、国民健康事業給付費3億5,308万4,368円、保健事業費868万6,653円、総務費749万3,845円、諸支出金589万7,495円です。

次に、議案第93号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は1,175万2,436円、歳出総額は1,148万3,949円、差引残額は26万8,487円でありま

す。

歳入の主な内容は、繰入金980万円、使用料及び手数料153万7,600円、繰越金23万7,812円、諸収入17万7,024円であります。

歳出の内容は、事業費783万897円、公債費365万3,052円であります。

次に、議案第94号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入総額は11億6,491万7,591円、歳出総額は11億2,926万9,957円、差引残額は3,564万7,634円であります。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により900万円は基金へ繰り入れ、2,664万7,630円を翌年へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は、国庫支出金3億4,247万5,148円、支払基金交付金2億9,570万円、繰入金1億7,709万1,000円、県支出金1億6,312万4,830円、保険料1億5,001万7,530円などであり、ます。

歳出の内容は、保険給付費10億5,021万7,605円、地域支援事業費3,898万1,851円、諸支出金2,090万4,653円、総務費1,916万5,848円であります。

次に、議案第95号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入総額は6億2,197万7,547円、歳出総額は6億2,140万8,234円、歳入歳出の差引額は56万9,313円ありますが、翌年度へ繰り越すべき財源が5万9,000円のため、実質収支額は51万313円あります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2億2,764万9,000円、町債2億1,310万円、繰入金1億2,790万円、使用料及び手数料3,030万7,688円、繰越金1,440万7,753円などあります。

歳出の内容は、事業費4億6,965万6,029円、公債費1億1,609万1,926円、総務費3,566万279円あります。

次に、議案第96号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入総額は1億2,768万2,624円、歳出総額は1億2,697万6,813円、差引残額は70万5,811円となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料6,580万8,750円、繰入金5,318万9,746円、諸収入814万3,553円などあります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金1億1,757万1,396円、保健事業費837万3,439円、総務費92万6,778円などあります。

次に、議案第97号、令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

す。

収益的収入総額は消費税抜きで3億8,467万7,813円であります。一般会計から2億262万5,067円を繰り入れてあります。

収益的支出総額は消費税抜きで3億7,938万9,328円であります。

資本的収入総額は1億9,836万3,153円であります。

資本的支出総額は2億6,855万6,354円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,019万3,201円は、過年度分損益勘定留保資金5,823万2,385円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,196万816円で補填いたしました。

以上、各会計の歳入歳出決算についての御説明を申し上げましたが、事項別明細につきましては審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本決算案7件については、議長と監査委員を除く13人の委員をもって構成する、令和2年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、本決算7件については、議長と監査委員を除く13人の委員をもって構成する、令和2年度歳入歳出決算審査特別委員会に設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長、副委員長は委員会によって互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。
委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の行沢弘栄議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の徳田進議員が決定しました。

△ 日程第24 報告第3号 令和2年度健全化判断比率

○議長（池山富良君）

日程第24、報告第3号、令和2年度健全化判断比率の報告を求めます。

○総務課長（政田正武君）

報告第3号、令和2年度健全化判断比率について御報告申し上げます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はございません。

実質公債費率は6.6%となっております。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号については終わります。

△ 日程第25 報告第4号 令和2年度資金不足比率

○議長（池山富良君）

日程第25、報告第4号、令和2年度資金不足比率の報告を求めます。

○総務課長（政田正武君）

報告第4号、令和2年度資金不足比率について御報告申し上げます。

資金不足比率はございません。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号については終わります。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月16日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時47分

令和3年第3回徳之島町議会定例会

第3日

令和3年9月16日

令和3年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和3年9月16日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 議案第 9 1 号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について
……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第 9 2 号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第 9 3 号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第 9 4 号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第 9 5 号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第 9 6 号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第 9 7 号 令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議案第 9 8 号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（2工区）） ……（町長提出）

○日程第 9 議案第 9 9 号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（3工区）） ……（町長提出）

○日程第10 議案第100号 給食配送車購入契約の締結について ……（町長提出）

○日程第11 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 ……（経済建設常任委員長）

○日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（1名）

15番 住田克幸君

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 次長 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	政田正武君
企画課長	村上和代君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	水野毅君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清山勝志君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、9月8日の本会議において不適切な発言がありましたことを、心から深くおわび申し上げます。

- △ 日程第1 議案第91号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第2 議案第92号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第3 議案第93号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第4 議案第94号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第5 議案第95号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第6 議案第96号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第7 議案第97号 令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第91号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第97号、令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（行沢弘栄君）

おはようございます。

早速、決算審査特別委員長の報告を行います。

令和2年度歳入歳出決算審査特別委員会に付託されました一般会計並びに特別会計決算書審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る、9月13日、14日の2日間にわたり、町長をはじめ副町長、総務課長及び財政主幹、各担当課長、担当職員の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書等に基づき審査を行いました。

審査の過程では、令和2年度の決算に係る事業の成果、課題、また今後の方策等について質

疑や要望等がなされました。

主な要望について御報告いたします。

奄美群島広域事務組合について、世界遺産登録となり広域事務組合に情報が集中してくると思われるが、いろんな分野で末端までその情報等が行き渡るよう連携強化に努められたい。

景観形成・環境保全活動支援事業において、観光関連の整備が進んでいるが施設の維持管理等は地域との連携が必須課題のため活動資金の支援を要望する。

畑地かんがい施設整備事業において、意向調査、加入促進を職員一丸となって事業延長の取り組みに努められたい。

以上が主な要望でございます。

なお、質疑については、皆様御承知のとおりでございますので省略させていただきます。

それでは、結果を御報告申し上げます。

議案第91号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第95号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第96号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第97号、令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上7件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第91号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第91号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は認定することに決定しました。

これから、議案第92号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第92号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は認定することに決定しました。

これから、議案第93号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第93号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は認定することに決定しました。

これから、議案第94号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第94号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は認定することに決定しました。

これから、議案第95号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第95号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は認定することに決定しました。

これから、議案第96号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第96号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は認定することに決定しました。

これから、議案第97号、令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第97号、令和2年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第97号は認定することに決定しました。

△ 日程第8 議案第98号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（2工区））

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第98号、工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第98号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月9日、指名競争入札した令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業第2工区に係る工事請負契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、亀津浄水場の老朽化に伴い施設を更新し、ステンレス配水池築造を行うものであります。

契約金額8,541万5,000円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津7183番地、株式会社福永建設、代表取締役福永健であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、有限会社大沢建設、株式会社芝建設、大丸建設株式会社、株式会社福永建設、湧上建設工業株式会社の5社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第98号、工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（2工区））を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第98号は可決されました。

[退席する者あり]

△ 日程第9 議案第99号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（3工区））

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第99号、工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（3工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第99号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月9日、指名競争入札した令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（3工区）に係る工事請負契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、亀津浄水場の老朽化に伴い施設を更新し、ステンレス配水池築造を行うものであります。

契約金額、6,710万円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町井之川607番地、有限会社大沢建設、代表取締役大澤妙子であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、有限会社大沢建設、株式会社芝建設、大丸建設株式会社、株式会社福永建設、湧上建設工業株式会社の5社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

これはきのうか、おとついでですね説明してもらった池田線のあるところに造るタンクでしょうか。向こうに造るんだったら、これ今水道課が計画している浄水場がありますよね、その間ほどのような利用をするのかお伺いします。

○水道課長（清山勝志君）

場所については池田線沿いの、町道池田線の横で間違いありません。

それと、今の亀津浄水場はそのまま使って、大原に新たに3年をかけて浄水場を造る間、亀

津浄水場をそのまま使うことにしています。

○6番（勇元勝雄君）

タンクというのは、浄水場ができて初めてそこに水が貯められるわけですよね。浄水場が完成するまでの間はそのまま置いとくんですか、それともまた、あそこの場合は地下水をタンクに揚げて配水をする、しなければ3年も4年もタンクを造って放置するような状態になるんですけど、その浄水場の完成する間どのような利用を考えているか伺います。

○水道課長（清山勝志君）

3年間は利用は考えておりません。

○6番（勇元勝雄君）

2億もかけてタンクを造って3年間放っておく、常識で考えられないんですよ。その間、起債の償還も増える。浄水場を造って大原からの配管と一緒にタンクを造るべきであって、その間3年も4年もそこにタンクを造って放っとく、ちょっとおかしいと思うんですよね。

タンクを造ることに対しては反対じゃないんですけど、その間の利用を考えてやらなければ向こうに、大原に浄水場造った場合、また配管、恐らく現在の地下水のパイプをまた上に上げるような配管しなければならないわけですよね。

だから、その間その地下水を揚げてそこで滅菌をして配水するような施策をしなければ、3年も4年も遊ばすような状態じゃ公金の使い道がちょっとおかしいと思いますよ。そういうことも考えて今後やってもらいたいと思います。要望です。

○議長（池山富良君）

答弁いいですか。ほかに質疑ありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

課長に伺います。亀津浄水場ができて、今何年ぐらいたっておられますでしょうか。

○水道課長（清山勝志君）

40年をたっております。

○10番（是枝孝太郎君）

その40年間、住民の水に対するいろいろな問題が生じているわけですから、高度な、高度ていうのは石灰分からいろいろな雑物から混じっていろいろなところに迷惑をかけてると思いますが、一番迷惑をかけてるのは病院と、そして地域住民の方々によりよい水質のいい水提供しなければいけないと思うわけでも、その間ずっといろいろな経費を重ねていろいろな対処してきたわけですけども、大原に浄水場を造り、池田線に配水池を造るというのは妥当だと課長は思われますか。

○水道課長（清山勝志君）

はい、思います。

○10番（是枝孝太郎君）

二股川で大体何回の調査をして、そしてどういった人間が水の検査をしていたのか。

白山作武時代に、水管理技士を置かなければいけないと思ってずっとやってきた、そして深川千歳時代にその方を採用した。平成26年。

その方が採用になって7年間、高度な水技術管理者の中で今私たち水を提供していただいて、いい水質の水を私たちは飲んでるわけですから、その方が一生懸命努力してるのにも関わらず新しく造ったほうがいいという、いろいろな総合的なコンサルも交えた見解の中でやってるわけですが、二股川で1年間どれぐらいの水位を調べて、何か所調べて大原浄水場を造る、そして池田線沿い配水池を造る、そして亀津浄水場は地下水を利用していろいろな形で、枯渇しないような状況で利用するというふうな構想の中で今流れていると思いますけど、二股川は何か所水位を検査しましたか。

○水道課長（清山勝志君）

5か所の水位の検査をしております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第99号、工事請負契約の締結について（令和3年度生活基盤施設耐震化等交付金事業（3工区））を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は可決されました。

[着席する者あり]

△ 日程第10 議案第100号 給食配送車購入契約の締結について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第100号、給食配送車購入契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第100号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月13日、指名競争入札した給食配送車購入事業に係る購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、幼稚園への給食配送に伴い、配送車を1台購入するものであります。

契約金額 819万5,000円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津7497番地、徳之島総合陸運株式会社、代表取締役前田清仁であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、有限会社亀津カーシティー、有限会社三宝モーターズ、徳之島総合陸運株式会社、株式会社モリ、有限会社安田板金整備工場の5社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第100号、給食配送車購入契約の締結について採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第100号は可決されました。

△ 日程第11 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処
し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（池山富良君）

日程第11、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

それでは、趣旨説明をいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、令和3年9月16日。

発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての趣旨説明を致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面していることから、地方財源の充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

全国の町村会が一丸となって強く要望することの重要性に鑑み、本議会においても、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け強く要望するものです。

つきましては、事前に配付してあります、意見書（案）を関係機関へ提出したいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（池山富良君）

これから、質疑を行います。

○11番（広田 勉君）

それは財源が困るというのはよう分かる。しかし、今回私一般質問でも固定資産税の質問させてもらったんだけど、この3番目、固定資産税は今年はやめませんと。そして、下げる分は下げて構いませんというふうなことで、じゃあ亀津はどうなるのと聞いたら、我々の蔵越は下がります。しかし、ある一定のところはまだ上がる場所もあるということは来年固定資産税が上がるんですよ。それは、国で今年はやめなくていいとなっているのに、この3番、令和3年度限りとするのを我々は擁護しちゃいかんわけですよ。

もし、このコロナの収束が今年で終わるんだったらいいよ、これ委員会があと二、三年続いても分からんというふうな言うてるのに、今年だけこれをしてくださいと、固定資産税の下げるにしてくださいと、来年は要りませんと、この議会で私はとてもじゃないけど言えない。来年もこういう状態だったら、来年もお願いしますというお願いだったらできます。

それ同様に、この4番目の臨時的軽減の延長によるさらなる延長は断じて行わないこと、軽自動車の税金ね、してくださいというのは分かるよ議会で。来年は、この軽減をぜひやめてくださいと、そういうお願いはこの議会でできない。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

恐らくですね、徳之島の経済状況から見てそこまで疲弊はしてないと、そういうふに認識は僕はしてます。ほかの地区よりは、例えばアパート借りても何しても鹿児島県本土よりは徳之島のほうが高いです。

だから、そういったことを考えればその土地の価格自体そこまで下げる必要はないのではな

いかと、そういう理由があるんだと思いますけど、詳しいことは税務課長のほうが詳しいんじゃない。

○11番（広田 勉君）

これを、今コロナでこういう国が措置をしていますと、恩恵を我々は与えられてるわけよ。それをもうやめてくれていうのと一緒よこれ。

確かに、財源は取りたいのはそら分かるよ分かるけど、我々議会でいいですよというわけいかんと私は思うんでだけどね議員として。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。10時40分から再開します。しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題としましたけども、これは全協のほうでもうちゃんと委員長報告がしてありますので、議会ではもうこれで終わります。

これから、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてお諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長からは、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること

に決定しました。

○議長（池山富良君）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池 山 富 良

徳之島町議会議員 竹 山 成 浩

徳之島町議会議員 広 田 勉